

生駒市緑の基本計画

令和 8 年 6 月

生 駒 市

ごあいさつ

本市は、大都市への交通アクセスに恵まれた立地にありながら、生駒山系や矢田丘陵・西の京丘陵の山並み、竜田川や富雄川等の水辺、寺社林や身近に点在する樹林地、農地などの緑の自然的資源が存在します。まちなかでは、地域の拠点となる公園や駅前広場などのオープンスペース、街路樹、住宅地や事業所などの緑の都市環境を有しており、市内のどこからでも緑を感じられる、“緑豊かなまち”です。



これまで本市では、前「生駒市緑の基本計画」のもと、「花と緑と自然の先端都市・生駒」を目指して、本市の魅力である豊かな自然環境における土地所有者などの日常的な営みをはじめ、景観や生態系に配慮した「緑の保全」を市民・事業者・行政の協創で取り組んできました。また、地域住民主体での公園管理や地域ニーズに応じた公園再整備、地域で課題解決する交流拠点としての公園利活用にも力を注いできました。さらには、「花と緑と自然のまちづくり」の拠点である「花のまちづくりセンター」を核とした、市内全域の緑化推進にも市民の皆様と一緒に取り組んでまいりました。

しかしながら近年、気候変動の影響による自然災害のほか、人口減少・少子高齢化に伴う担い手不足やニーズの変化など、本市を取り巻く社会情勢も大きく様変わりしています。こうした変化にしなやかに対応しながら、新しい時代に向けた持続可能な緑のまちづくりの方向性を示すものとして、新たな「生駒市緑の基本計画」を策定しました。

本計画では、これまで育まれてきた緑と、緑に対する人々の思いを引き継ぎながら、そのバトンを次世代に継承していく考えのもと、基本理念に『～みんなで未来へつなぐ～ 心安らぐ“緑と暮らすまち・生駒”』を掲げます。また、これまでの基本方針「まもる・つくる・はぐくむ」という視点に、緑の質の向上のために重要となる「いかす」という新たな視点を加え、人々の営みに根差した持続可能な緑との関わりが実現するまちを目指します。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、アンケート調査や活動実践者ヒアリング、子ども委員会を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご助言・ご意見をいただきました生駒市緑の基本計画改定懇話会の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げます。これからも「緑のまちづくり」の推進により一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月

生駒市長 小紫雅史

序章	1
計画改定の背景と目的	1
本計画における緑とは	2
計画の位置付け	3
計画の枠組み	3
緑の効果	4
本市の緑を取り巻く社会情勢等の変化	6
1. 本市の緑の現状と課題	14
1.1. 本市の緑の現状とこれまでの取組状況	15
1.2. 緑に対する市民意識の把握	35
1.3. 本市の緑の課題	40
1.4. 改定の視点	42
2. 計画の基本方針	44
2.1. 基本理念	45
2.2. 緑の将来像	45
2.3. 基本方針	47
2.4. 計画の目標	55
3. 具体的取組	57
4. 重点施策	80
4.1. 重点施策の基本的な考え方	81
4.2. 重点施策1 都市基盤としての緑の維持・充実を図る取組	82
4.3. 重点施策2 暮らしのテーマに関わる取組を進める、分野間連携による取組	85
4.4. 緑化重点地区の設定について	88
5. 計画の進捗確認と見直し	95
5.1. 計画の進捗確認・見直しのスケジュール	96
5.2. 計画の進捗確認の体制	96
資料編	97

序章

計画改定の背景と目的

生駒市は、生駒山系と矢田丘陵の豊かな山並みに囲まれ、市内のどこからでも緑の豊かさを感じることが出来ます。

このような豊かな自然環境のもと、大都市への交通アクセスに恵まれた立地から、丘陵部において住宅開発や道路整備も進み市街地が連なり、身近に緑を感じながら暮らせるまちが本市の魅力のひとつです。

このような緑の存在は市民の快適な暮らしや地域の魅力づくりにとって欠かすことのできない資源であり、その多くは先人たちによって大切に守り、育まれてきた本市の貴重な財産ということを忘れてはいけません。

これまで、平成16年に策定した「生駒市緑の基本計画」のもと“花と緑と自然の先端都市・生駒”をめざして、「山地・丘陵」、「河川・水辺」、「樹林地・農地」、「公園」「民間施設・公共施設」、「庭先・窓辺・まちかど」等、多様な領域にわたる緑の保全・創出・活用を市民・事業者・行政の協創により進め、他市にも誇れる“緑豊かなまち”として発展し続けてきました。

一方、気候変動の影響により我が国の年平均気温の上昇が進行しており、大雨や短時間強雨、台風等の自然災害が激甚化・頻発化するなど、地球温暖化の影響が様々な地域、分野で既に発生しています。

このような社会情勢は計画策定当初と比べると大きく様変わりし、その影響は今後も懸念されることや、緑に関する制度等も変更が生じてきたことから、本市の緑豊かな環境を次世代へ引き継ぐため本計画を見直すこととしました。

見直しの結果、「～みんなで未来へつなぐ～ 心安らぐ“緑と暮らすまち・生駒”」を基本理念に掲げ、その理念に基づき本市が目指す「緑の将来像」として「緑の拠点づくり」「緑の骨格づくり」「地域特性に応じた緑づくり」として示しました。

また、「緑の将来像」の実現のため「緑をまもる」「緑をはぐくむ」「緑をいかす」取組の方向性を示す基本方針とし、それらを推進する「協創による取組を生み出し、広げる」を掲げ、取り組むこととしました。

今後、市民、事業者、土地所有者、有識者・学校等、行政による協創を進める機会・場の創出、市民と緑がつながり、関わりを深めるきっかけをつくることにより、基本理念に掲げるまちの実現を目指していくものとし、本計画を取りまとめました。

本計画における緑とは

平成 16 (2004) 年に策定した生駒市緑の基本計画 (以下「生駒市緑の基本計画 (H16)」) では、公園緑地や公共施設の緑のほか、本市の自然的環境の骨格である山並みや河川、生活に身近な庭先・窓辺等を彩る花や緑を、領域として区分しています。この区分を基本とし、屋外空間として重要な駅前等の広場や道路の緑を加え、また都市緑地法改正により農地が位置付けられたことを加味して、改定に当たっては緑を以下のように定義し、本計画の対象とします。

「緑」とは・・・

山地・丘陵、河川・水辺、まちなかの樹林地、農地・ため池、
公園、広場・道路の緑、建物敷地の緑

■対象とする緑の例

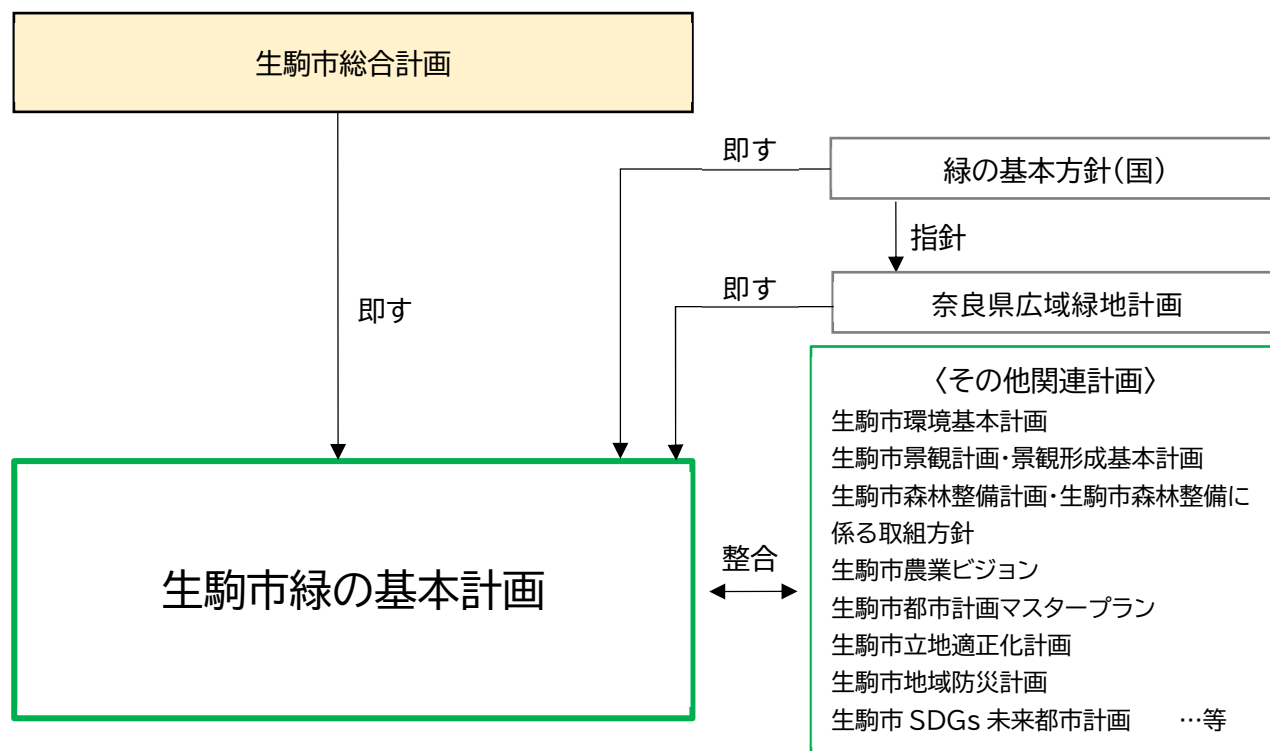


計画の位置付け

緑の基本計画は、都市緑地法第4条第1項に基づき、市町村が定める緑に関する総合的な計画です。令和6（2024）年度に策定された国の「緑の基本方針」に基づき、「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」等について定めるものとされています。

今回改定する「生駒市緑の基本計画」は、上位計画である「生駒市総合計画¹」に即すとともに、都市緑地法に基づく国や奈良県の方針・計画、その他本市の定める関連計画とも整合を図ります。

■上位関連計画との関係



計画の枠組み

1) 計画の対象

対象とする市域面積は5,315haであり、全域が都市計画区域となっています。本計画は、本市全域を対象とします。

2) 計画期間及び目標年度

本計画の計画期間は10年とし、目標年度は令和17（2035）年度とします。また、概ね5年後の令和12（2030）年度を中間年度とし、社会情勢や緑を取り巻く状況の変化、計画の達成状況等を整理・評価し、必要に応じた見直しを行います。

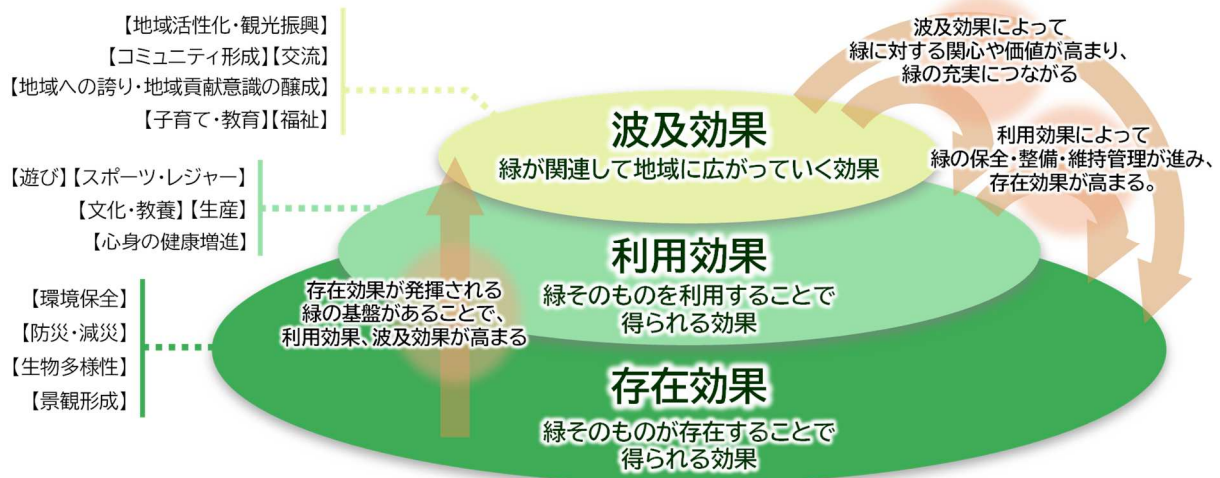
¹ 「第6次生駒市総合計画第2期基本計画」、令和6（2024）年12月策定

緑の効果

緑には、大きく分けて、「存在効果」、「利用効果」、「波及効果」の3つの効果があります。

「存在効果」は、環境保全、防災・減災、生物多様性、景観形成といった緑そのものが存在することで得られる、都市の基盤を支える最も基本的な効果です。「利用効果」は、遊びやスポーツ・レジャー、文化・教養、生産、心身の健康増進、といった緑のある場所や緑そのものを利用することで得られる効果です。「波及効果」は、緑が存在することや利用することを通じて、地域活性化や観光振興、コミュニティ形成、交流、地域への誇りや地域貢献意識の醸成、子育て・教育、福祉といった地域に広がっていく様々な効果です。

■緑の効果のイメージ



波及効果



【地域活性化・観光振興】



【コミュニティ形成】



【交流】



【地域への誇り・地域貢献意識の醸成】



【子育て・教育】



【福祉】

利用効果



【遊び】



【スポーツ・レジャー】



【文化・教養】



【生産】



【心身の健康増進】

存在効果



【環境保全】



【防災・減災】



【生物多様性】



【景観形成】

これらの効果は、単体で発揮されるだけでなく、緑そのものを利用することで「利用効果」が得られるとともに、緑の保全・整備・維持管理が進み「存在効果」が高まることが期待できます。また、「波及効果」が地域に広がることで、緑に対する関心や価値が高まり、緑の充実すなわち「存在効果」につながっていくことが期待できます。

市民の暮らしに関わる様々な分野と連携した取組により「利用効果」や「波及効果」があり、緑の質や人々の緑への関心や価値が高まることで、都市の基盤を支える「存在効果」の高まりへとつなげていくことが重要です。

■緑の効果（各効果の内容）

緑の 効果	波及 効果	地域活性化・ 観光振興	周辺地域の経済的付加価値の向上、 観光資源・観光拠点として地域の賑わい創出
		コミュニティ 形成	地域コミュニティ活動の場、コミュニティの醸成
		交流	人々の交流の場、新たな人と人とのつながりの創出
		地域への誇り・ 地域貢献意識の醸成	地域に対する誇りや愛着の醸成、地域貢献活動への参加機会
		子育て・教育	安心して遊ばせることができる場、子ども達の自然とのふれあい、 環境学習の場、自然への興味・関心の向上
		福祉	年齢や障がいの有無等に関わらず誰もが利用できる場 健康増進による医療福祉費の軽減
	利用 効果	遊び	こどもの健全な育成の場
		スポーツ・ レジャー	散策、自然体験、スポーツの場、スポーツ技術の習得と向上
		文化・教養	地域固有の文化・歴史の伝承・発信、自然とのふれあいの場
		生産	農業・林業の場、自然の恵み、農とふれあう機会の提供、 地産地消の促進
		心身の健康増進	休養・休息、やすらぎ・憩い、生きがいの提供、ストレス軽減
	存在 効果	環境保全	都市の気温等の調節、騒音振動防止、暴風、防塵、大気浄化、 ヒートアイランド現象の緩和、温室効果ガス(CO2)の吸収・固定
		防災・減災	延焼防止、避難地・避難路の確保、救援活動拠点、 雨水流出抑制、浸水軽減、土砂災害の防止
		生物多様性	生きものの生息・生育環境の保全
		景観形成	都市景観の美化・修景、季節感の演出、個性と魅力ある地域づくり

本市の緑を取り巻く社会情勢等の変化

「生駒市緑の基本計画（H16）」策定以降、緑を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。本改定に当たり捉えておくべき変化について、世界的なもの・全国的なもの・本市特有のもの順で整理します。

1) 社会情勢の変化【世界的な変化】

(1) 気候変動による気象災害の激甚化・頻発化

- ❖ 世界的な気候変動の中、森林が有する水源涵養²や土砂災害防止に加え、農地や樹林地、公園等有する雨水流出抑制や浸水軽減といった役割の重要性が増しています。
- ❖ 気候変動や異常気象を背景として、樹木による緑陰の形成やヒートアイランド現象の緩和等、暑熱環境を改善し、安全で快適な都市生活の確保のために役立つことが期待されています。



改定に当たってのポイント

市民の安全・安心な暮らしを支える基盤として、森林や河川、樹林地、農地、公園、街路樹、建物敷地の緑等、様々な緑の継続的な保全や適切な維持管理が求められます。



広葉樹林(落葉樹)



広葉樹林(常緑樹)



針葉樹林



農地

図 生駒市の特徴的な森林（多面的な機能を有する森）



コラム：気候変動と緑の雨水貯留

なぜ気候変動と緑が関わるのか？理由の1つが「雨水貯留」です。コンクリートは雨水をはじき流してしましますが、緑は雨水をゆっくりと流し災害を防ぐ効果があります。土だけでも効果はあり、樹木はさらに、枝葉が雨を受け止めて地表に落ちる雨水を減らし、根が土をほぐしてより地中へ染み込むため、流れる水の総量も速度も抑えます。山地・丘陵はもちろん市街地の緑も持つ効果です。



コラム：植物の“見えない技”-自然のミスト-

暑い日に木陰が涼しく感じることがあります。木が日陰をつくっているからだけではありません。実は、植物が自分の体から“水のミスト”を出しているからです。これは蒸散と呼ばれる減少で、葉の裏側にたくさんある気孔という穴から水分を水蒸気として出しています。気温などにもよりますが、根から吸った水分の約90%が蒸散に使われているといわれ、葉が乾燥するのを防いでいます。



葉の裏側にある気孔のはたらき

² 水源涵養（すいげんかんよう）：森林や緑地が雨水を蓄え、河川流量の安定化や洪水緩和、水質浄化などに寄与する機能。

(2) 持続可能な社会の実現にむけた脱炭素・循環型社会の推進

- ❖ CO2 吸収・固定の観点から、森林や樹林地等を適切に保全・整備していくことが求められています。
- ❖ 森林をはじめとする緑の空間での活動や、木材等の森林資源を循環利用するなど、緑の活用を通じて保全や整備を後押しする機運を醸成していくことが求められています。



改定に当たってのポイント

本市でも、森林や樹林地をはじめとする緑の保全・維持管理や、脱炭素先行地域として地域の活性化と脱炭素化を同時に実現する取組を継続・推進する、持続可能な関わりが必要です。



コラム：脱炭素と緑

「脱炭素」といえば CO2 排出削減が注目されますが、緑には光合成による CO2 「吸収」に加えて、吸収した炭素を幹や枝葉に閉じこめる「炭素の固定」の力があります。土地所有者が木を伐らずに保有すること、企業や個人が木材を建物等に積極的に活用することは「炭素を大気に戻さない」形で脱炭素に貢献するのです。2020 年代からこのことを改めて評価する法整備が進んでいます。

(3) SDGs に関わる取組の拡がり

- ❖ SDGs は、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」等の理念が示されています。行政だけでなく、民間事業者の行動指針等としても広く採用されています。
- ❖ また、気候変動への対応の必要性等から ESG 投資³が注目されており、企業にとって環境配慮、社会的責任、ガバナンスを考慮した活動の重要性が増しています。



改定に当たってのポイント

本市は「SDGs 未来都市」として「環境がまちをつくる」「環境がひとを育てる」「環境が経済を循環させる」を 3 つの柱とし、環境啓発活動や、食品やエネルギーの地産地消サイクルの構築等を含む環境負荷の軽減に向けた取組を推進しており、緑の分野でも SDGs 達成に向けた貢献が求められます。また、ESG 投資への関心の高まりから、事業者と連携した環境配慮型の取組の推進が求められます。

³ ESG 投資は、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)の英語の頭文字を合わせた言葉で、企業の財務情報に加えて環境及び社会への配慮、企業統治の向上等の情報を考慮した投資活動や経営・事業活動を指す。



17の目標のうち1つだけ達成すればよいのではなく、それぞれの目標をつなげ、様々な人が協力し合い、達成を目指すことが重要という考え。

図 SDGs の概念を表現する「SDGs ウェディングケーキモデル」
 (出典：：Stockholm Resilience Center)

2) 社会情勢の変化【全国的な変化】

(1) グリーンインフラとしての期待の高まり

- ❖ 昨今、様々な社会課題の解決に向けて、緑が有する多様な機能を発揮させることが期待されており、緑をその考え方で捉えるのが「グリーンインフラ⁴」という考え方です。
- ❖ 豊かな自然環境の中で、人々が、安全に、健康で快適に、楽しく幸せに、暮らし活動する社会の実現を目指し、地域の状況や課題を踏まえ、自然をどう取り入れ持続的に活用していくか、一人ひとりが自分事として考えて取り組んでいくこと、「自然と共生する社会」の実現に向けて伝統的な知恵や生活文化を取り戻すことが大事とされています。



改定に当たってのポイント

本市でも、「生駒市緑の基本計画（H16）」の中で、緑を「市民生活の様々な面に大きな効果をもたらす」ものとして、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観構成」の4つが相互に補完しながら機能するよう将来像を組み立てました。

グリーンインフラは今回の改定でも、本市の緑の機能を高める上で考え方の基盤となるものです。

グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」

グリーンインフラの意義:①ネイチャーポジティブ・カーボンニュートラル等への貢献 ②社会資本整備やまちづくりの質向上、機能強化 ③SDGs、地方創生への貢献

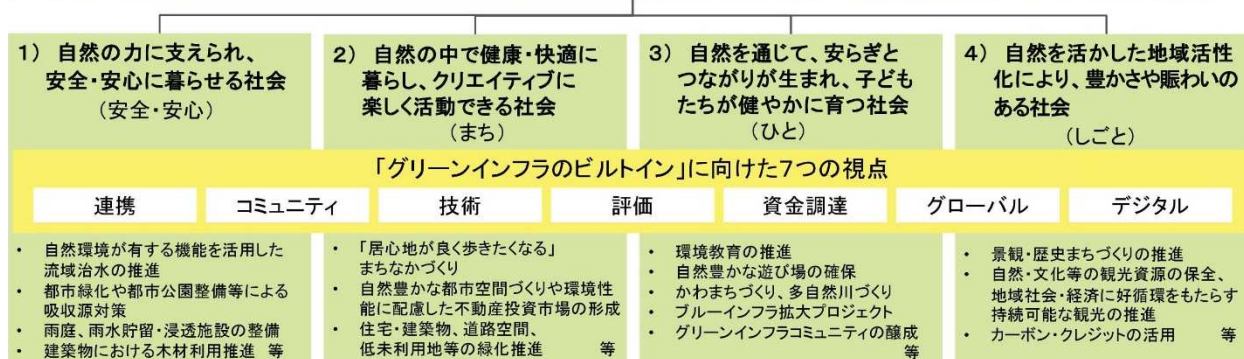


図 グリーンインフラで目指す姿（出典：グリーンインフラ推進戦略 2023、国土交通省）

⁴ グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。国において、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるとされている。

(2) ネイチャーポジティブ（自然再興）⁵の実現に向けた取組の推進

- ❖ 生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるため、生態系の保全と回復だけでなく、気候変動対策、持続可能な生産・消費といった取組と連携する必要があるとされています。



改定に当たってのポイント

本市では、重要里地里山⁶に選定されている高山地区をはじめ、多様な動植物を育む豊かな自然環境を今後も保全していくことが求められます。また、自然環境の豊かさが定住意向の上位にくることなどからも自然と共生した暮らしへのニーズの高さが伺えます。多様な動植物を育む豊かな自然環境を保全し、自然の再興に寄与することが求められます。

(3) 都市緑地法等の改正

- ❖ 社会状況の変化に伴い、緑の基本計画の根拠法「都市緑地法」や関連法令も改定を重ねてきました。平成 29（2017）年には、「都市公園法」の改正による都市公園への飲食店、保育所や福祉施設の設置促進や、民間活力を活用した公園利用者の利便の向上等を図るために公募設置管理制度（Park-PFI）が創設されました。
- ❖ 「都市緑地法」の改正では、民間によるまちなかの市民緑地設置の促進等、都市の緑の確保を官民で推進していく姿勢が打ち出されました。また、農地も都市に必要な緑であると位置づけられ、積極的に利活用していくことを通じて保全を図る必要があることが示されています。
- ❖ さらに令和 6（2024）年の「都市緑地法」の改正では、気候変動・生物多様性・Well-being（幸福度）⁷への対応を強化し、事業者や土地所有者の取組支援を含めたいくつかの具体的な制度が新たに創設されています。



改定に当たってのポイント

「生駒市緑の基本計画（H16）」は既に、気候変動とも関連の強い「防災」を緑の主要な機能に掲げるとともに、「生物の生息環境保全」や「暮らしの豊かさ」を目指してきました。また、平成 26（2014）年に「市民の森事業」でまちなかの民有樹林地を市民とともに整備し開放するほか、平成 30（2018）年に生駒山麓公園で全国初の公園内社会福祉施設を設置するなど、法改正とも通じる主旨の取組を推進しています。

今回の改定では、改めて、対象とする緑や目指すべき方向、そのための取組等を、現行法に即したものとする必要があります。

⁵ ネイチャーポジティブ：生物多様性の損失を止め、回復に反転させること。開発や里地里山の管理放棄、外来種の進入、水質の汚染、地球温暖化の進行などといった直接的な要因の背景となる社会経済の変化に着目し、生物多様性の保全に社会経済が貢献するよう変革することが欠かせないとされている。

⁶ 重要里地里山：生物多様性保全の観点から重要な地域を明らかにし、多様な主体による保全活用の取組が促進されることを目的として、多様で優れた二次的自然環境を有すること、里地里山に特有で多様な野生生物が生息・生育すること、生態系ネットワークの形成に寄与することなどを基準として環境省が選定するもの。

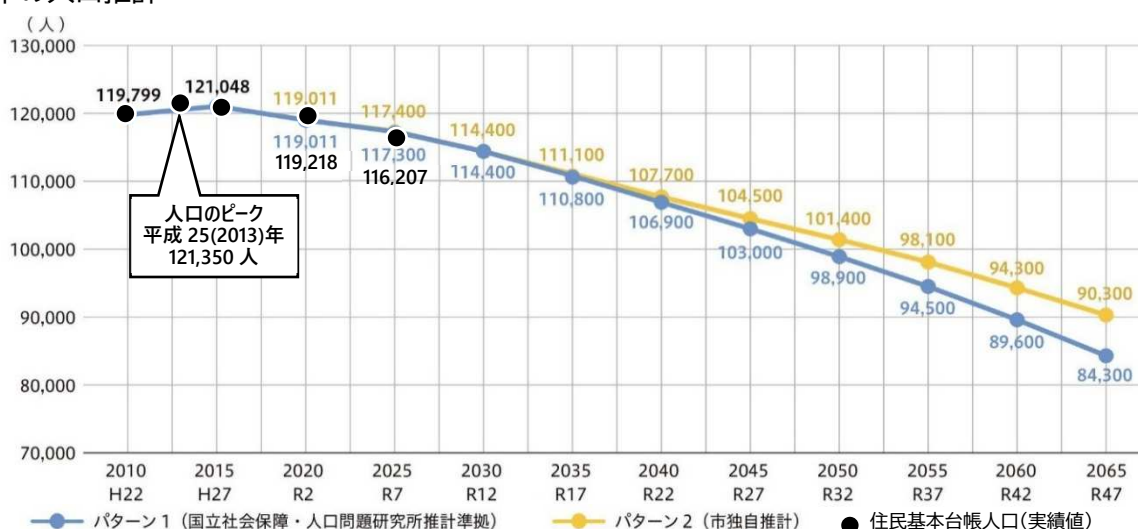
⁷ Well-being（ウェルビーイング）（幸福度）：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

3) 本市の緑を取り巻く状況の変化【本市特有の変化】

(1) 人口減少・少子高齢化に伴う担い手不足やニーズの変化

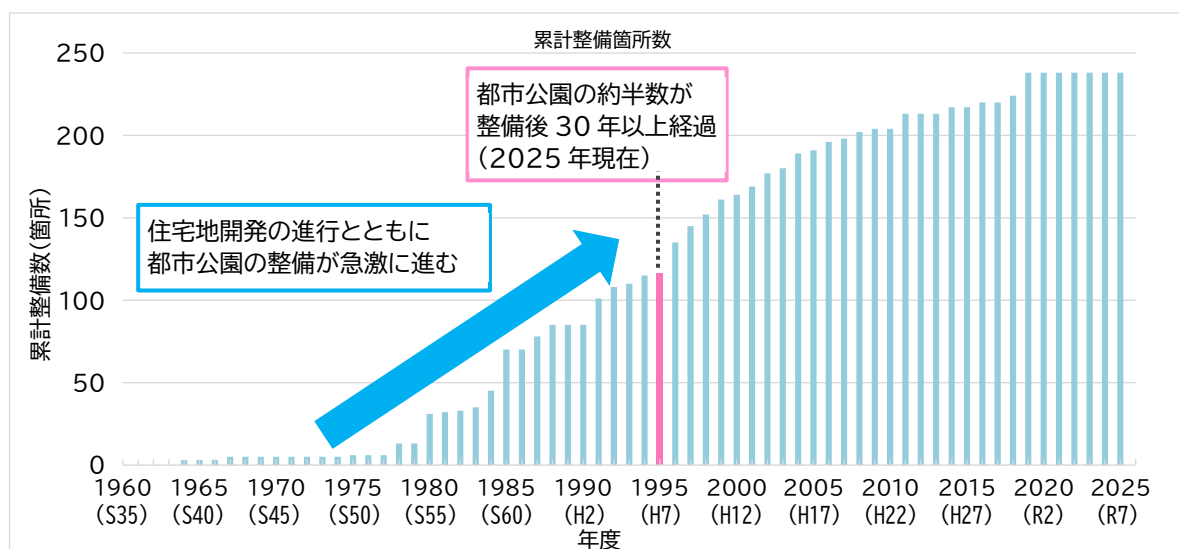
- ❖ 本市の人口は平成 25(2013)年をピークに減少し、令和 2(2020)年では約 11 万 9 千人、65 歳以上の人口割合は約 29%です。65 歳以上の老年人口は増加する一方、0～14 歳の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口は減少傾向で、少子高齢化が進行しています。また、本市の人口は令和 47 (2065) 年には 9 万 300 人となる見通しで、65 歳以上の人口割合は 35%を超える予想となっています。
- ❖ 所有者や管理者による森林や農地の維持管理、地域コミュニティ活動、ボランティア活動等で、緑の保全や維持管理に携わる方の不足や高齢化が顕在化しています。また、過去の人口増加に伴い公園等も多数整備されてきましたが、年月が経過しこどもが巣立った地域が多いことなど、地域に応じた今後の見通しやニーズを踏まえた公園機能のあり方について検討が必要です。
- ❖ 検討に当たっては、従来の営みや地域コミュニティ活動のみを前提とせず、新たに多様な主体が関わりたくなる形を柔軟に模索し、緑を暮らしの豊かさや課題解決にいかす取組が期待されます。

■本市の人口推計



※人口推計：国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口（令和 5（2023）年推計）を踏まえて生駒市人口ビジョン推計を見直した市独自推計

■都市公園整備数の推移（市資料より作成）



(2) 地域課題の解決に向けた市民意識の変化

- ❖ 本市の住宅地開発は1970～1980年代にピークに達し、一斉に整備された遊具や樹木等の公園施設、街路樹、住宅地外縁の市有樹林地（以下「市有緑地」）等が、更新時期や寿命を迎えつつあります。さらに、近年の異常気象は多くの樹木を衰退させ、災害リスクを高めます。
- ❖ 本市は、生産年齢人口が減少し財源縮小する中で、行政として、まずは安全確保のための緑の維持管理に取り組むとともに、維持管理の効率化が求められる時代を迎えています。
- ❖ 同時に、行政主導で進められてきた様々な地域課題の解決に向け市民、事業者、行政といった各主体が積極的に関わろうとする動きが増えています。観光振興や交流、コミュニティ形成等といった多様な分野で緑が果たす役割が期待されています。

(3) 緑豊かなまちで暮らすライフスタイルへの期待

- ❖ 自然が豊かであることを定住意向としてあげている市民が約半数（49.4%：令和6（2024）年度生駒市市民実感度調査結果報告書）を占め、自然環境の豊かさを魅力と捉える市民が多い状況です。
- ❖ 一方、本市は県外就業率が全国的に見ても高く、また時代の変化に伴い、里山や農地から必要なものを調達して暮らす人は少数派で、昔に比べると緑との関わりは希薄化傾向にあると考えられます。
- ❖ ライフスタイルや価値観の多様化をふまえ、暮らしの様々な分野で緑を守り、手入れをし、活用することで、市民のWell-being（幸福度）の向上につなげることが期待されています。



コラム：緑豊かな暮らしになぜ惹かれる？

なぜ、緑豊かなまちに暮らしたい人がいるのでしょうか？癒される、散歩、外遊び…など理由はさまざまですが、研究によると、視界に入る緑が多いほど心理的安定効果が高まる、こどものうちに自然に触れると創造力や集中力が高まるといった結果も。「生駒山を越えて帰るとほっとする」と言う声があるのは、慣れ親しんでいるだけでなく、緑の効果を感じているのかもしれない。

(4) 公園や広場・道路等公共空間の活用と居心地の良い空間づくり

- ❖ 公園や駅前広場、道路空間等様々な公共空間を活用して、そのまちに暮らす人々の社会的幸福の実感につながる多様な活動が生まれる居心地の良い空間となることが期待されています。
- ❖ 本市でも地域のお祭り等が多くの公園で開催されていることに加え、近年では自治会、市民有志、事業者等による多様な活用が市内各地の公園や駅前広場で広がっています。
- ❖ 本市では、公園のリニューアルや駅前広場の整備に当たり、地域住民と「どう使いたいか」を話し合っって施設やデザインを決める取組や、地域の投票による遊具選定、市民や大学等の研究機関、民間事業者と連携した駅前空間での社会実験等を行ってきました。
- ❖ そうして整備された公共空間は、住民にとって居心地が良い空間として使いこなされ、豊かな暮らしの場となっています。



コラム：居心地の良い空間づくり「プレイスメイキング」

「居心地がいい」と感じる場所には小さな工夫があります。座りたくなるベンチや木陰、花、ちょっとした催しが重なると、人は自然と集まり会話や交流が生まれたり、一人ひとりにとって過ごしやすい場所となります。こうした居心地よく過ごせる場を市民や地域の手で育てていくことを「プレイスメイキング」と呼びます。空間をどう使い、どう楽しむかを一緒に考えることで、やがて地域の豊かさや愛着につながっていくとも言われます。

4) 社会情勢等の変化（まとめ）

以上の社会情勢等の変化をふまえ、改定に当たり特に対応すべきと考える点について、以下に整理します。

変化①

自然環境が有するグリーンインフラとしての機能を、一層発揮させていく必要性が高まっています。

- 気候変動に伴う災害リスクへの対応、脱炭素・循環型社会の推進による持続可能な社会の実現、自然と共生した暮らしを通じたネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、山地・丘陵や河川、農地等本市の豊かな自然環境が有するグリーンインフラとしての機能を発揮させていくことの必要性がより一層高まっています。

変化②

安全・安心でまち・ひと・しごとの充実に向けて緑の機能を向上させる必要性が高まる一方で、施設の老朽化・樹木の老木化への対応の必要性が高まっています。

- まちなかでの暑熱環境の改善等安全・安心で快適な都市生活の確保や、自然の中で健康・快適に楽しく活動でき（まちの充実）、人々のつながりが生まれこども達が健やかに育ち（ひとの充実）、地域の活性化により豊かさや賑わいのある社会（しごとの充実）の実現につながる、まちなかの緑が有するグリーンインフラとしての機能を向上させる必要性が高まっています。
- 一方で、公園施設の老朽化・樹木の老木化に対する安全確保や適切な維持管理の必要性が高まっています。

変化③

多様な分野で緑をいかし、市民のウェルビーイングの向上へとつなげていくことへの期待が高まっています。

- 多くの市民が緑を本市の魅力として捉えており、自然の豊かさとともにある暮らしや公共空間活用へのニーズが高まる中、観光振興や交流、地域コミュニティといった多様な分野で緑をいかし、市民のウェルビーイングの向上へとつなげていくことへの期待が高まっています。

変化④

人口減少・少子高齢化に伴う担い手不足や緑と人との関わりの希薄化、多様化・高度化するニーズへの対応が求められています。

- 人口減少・少子高齢化に伴い様々な分野で活動を担う人が不足するとともに、緑と人との関わりの希薄化が進む中、緑を通じて多様な主体が様々な活動に関わりたくなる形を模索し、緑を地域課題の解決や魅力向上につなげることが期待されています。

1. 本市の緑の現状と課題

1.1. 本市の緑の現状とこれまでの取組状況

1) 本市の緑の特徴

(1) これまで引き継がれてきた緑の都市環境

本市は、大阪都市圏で交通利便性の高い場所にありながら、生駒山系や矢田丘陵等の山並みの緑、竜田川や富雄川等の河川の水辺の緑、身近に点在するまちなかの樹林地や集落地の緑、農地の緑等が丘陵地形のもとで重なりあい、他都市に例を見ない緑の都市環境をかたちづいています。

中南部を流れる竜田川及び北部を流れる富雄川は大和川へ、北部を流れる天野川や山田川は淀川へとつながっています。本市は大阪湾へ注ぐこれら2つの代表的な河川の水源地に位置し、その大和川と淀川の分水嶺となる重要な地理的特性を有しています。

市街化区域内の樹林地のほとんどは開発が可能な民有地でありながら、このような緑の都市環境が現在も維持されている背景には、山地・丘陵、樹林地、農地を今に残し、管理されてきた土地所有者の努力があることを忘れてはなりません。

この緑の都市環境は、必ずしも将来にわたって残るとは限りません。そのため、今も維持されている緑の都市環境を次世代へ引き継ぎつつ、社会情勢の変化等も踏まえた本市の今後の緑の都市環境のあり方について、市民、土地所有者、事業者、有識者・学校等、行政といった多様な主体が共有しておく必要があります。



写真 引き継がれてきた緑の例

(2) 緑の都市構造

- ❖ 本市の緑の都市環境は、竜田川と富雄川、それぞれの流域で大きく異なっています。
- ❖ 富雄川流域である北部地域では、生駒山系と矢田丘陵、西の京丘陵の出会いによる柔らかな丘陵地形が広がります。その中に集落地が点在し、大規模な住宅市街地が緑の房のように連なって、樹木のような「ツリー(樹木)型」の構造となっています。
- ❖ 竜田川流域である中・南部地域では、生駒山系と矢田丘陵の自然系の緑の間に市街地が広がり、その中に樹林地、農地、集落地、住宅市街地が共存しています。それらがきめ細かく重なり合い、さらに生駒山系、矢田丘陵の緑にも重なり合って、はしご状の「ラダー(はしご)型」の構造となっています。

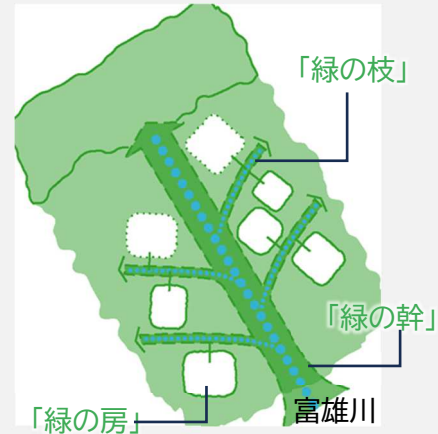


■北部地域・中・南部地域の緑の骨格パターン

■北部地域の緑の特徴

富雄川、山田川、天野川を「緑の幹」、支流河川や一体の樹林地・農地は「緑の枝」、集落地や住宅開発地は枝先の「緑の房」、すなわち全体では「ツリー（樹木）型」として捉えます。

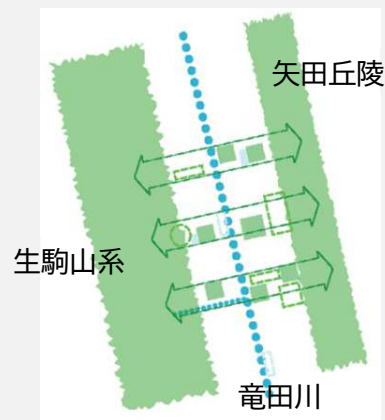
- ❖ 富雄川、山田川、天野川が流れ、その河川沿いを田園環境や樹林環境が一体となって存在しています。これらを樹木の幹に見立てて「緑の幹」と呼んでいます。
- ❖ 各河川からは、各方面に支流が伸び、沿川の樹林地や農地が一体となって存在しています。これらを「緑の幹」から伸びる「緑の枝」として捉えます。
- ❖ 「緑の枝」にぶら下がるようにニュータウンや集落地等が位置しており、そこでは公園や住宅地の植栽等の緑がまとまって存在しています。これらを「緑の房」として捉えます。



■中・南部地域の特徴

南北に連なる生駒山系と矢田丘陵の間を、東西方向の緑の帯でつなぎ、その中間軸に竜田川・東生駒川が存在する、「ラダー（はしご）型」の緑の骨格となっています。

- ❖ 生駒山系と矢田丘陵が、南北に連なる緑の柱として存在しています。
- ❖ 生駒山系と矢田丘陵の間には市街地が広がっています。その中には樹林地、農地、公園、建物敷地の植栽等の緑がきめ細かく重なり合いながら存在しています。これを「緑の帯」として捉えます。
- ❖ 生駒山系と矢田丘陵のちょうど中央の谷地を竜田川が流れており、「緑の帯」をより強く結び付ける中継軸として存在しています。



コラム：緑が連続する効果

山地や丘陵だけでなく、市街地の緑を連続させると人にも自然にもさまざまな効果があります。たとえば、市街地の中の樹林地・街路樹・庭木・公園・河川等、木・土・水がつらなところは虫や鳥の「わたり」と呼ばれる大切な通路です。これらがつながることで「緑のネットワーク」や「緑の回廊」を形成し、生物多様性保全に加え、風の通り道や人々の憩いの空間の役割も果たします。

(3) 緑の特徴

本計画で対象とする緑「山地・丘陵」「河川・水辺」「まちなかの樹林地」「農地・ため池」「公園」「広場・道路の緑」「建物敷地の緑」それぞれの特徴について示します。

① 山地・丘陵

- ❖ 生駒山系や矢田丘陵には自然豊かな森林が広がります。市街地からも山並み景観を望むことができ、生物多様性の保全や、防災・減災等様々な効果があります。
- ❖ 本市域の生駒山中腹以上は国定公園に、矢田丘陵の南部は自然公園に指定されています。このように緑の環境や美しさを維持するための規制（地域制緑地⁸）の指定面積は、市域の約45%を占めています。
- ❖ 高山地区は環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」に選定されており、生きものの生息・生育環境としても貴重な自然環境となっています。古くから人々が利用してきた里山が今でも残っていますが、ライフスタイルの変化等により、生活の中で手を入れる必然性がなくなった里山等では荒廃が進む状況が多く見られます。多くが私有地のため土地所有者による地道な管理が続けられており、一部の場所では里山保全団体等による継続的な活動もみられます。
- ❖ 信仰の地として自然環境が維持され、山麓部には寺社が数多く存在しており、本市の文化と歴史を育んできました。



往馬大社の極相林（中央）

② 河川・水辺

- ❖ 万葉集等にも詠まれた竜田川や、富雄川、天野川、山田川等の生駒の山並みを源流とした河川が流れており、支流とともに本市の貴重な水辺環境となっています。
- ❖ 古くから農業用水として貴重な水源となっており、現代でも農業者による河川や水路の管理等で守られている箇所が多くあります。
- ❖ 高度経済成長に伴う水質の悪化もありましたが、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の転換促進等を通して水質が改善され、市民参加による河川清掃活動等にも取り組んできました。また、治水事業の推進等により浸水災害リスクのある地域は年々減少し、安全性が高まっています。
- ❖ 竜田川のサクラ並木、東生駒川でのアジサイ、富雄川での花壇づくり等といった緑化が市民と行政が協力して進められ、地域のシンボルとなる水辺と緑の景観が形成されています。市民にうおいとやすらぎを与えてくれる貴重な自然環境となっています。



竜田川沿いのサクラ

⁸ 地域制緑地：一定の土地の区域に対して、法律や条例等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

③ まちなかの樹林地

- ❖ 本市が自然豊かな住宅都市といわれる背景として、緑の山並みや、まちなかに樹林地が多く残されることなどがあります。これらの樹林地は、山並みの緑と重なり合って、緑の環境を奥行きのあるものになっています。
- ❖ まちなかの樹林地には個人所有の土地も多くあります。残されている所有者に感謝し、これからも市民と行政が知恵を出し合って、可能な場合は身近な里山として活用する等、所有者と協力していく必要があります。
- ❖ 住宅地開発に伴い確保してきた「市有緑地」は行政が管理をしてきました。近年、開発から40年以上が経つものも多く、大木化・老木化による倒木のリスクが高まっていることから、間伐等による安全確保が急務となっています。さらに生態系や景観にも配慮しつつ順次取り組んでいます。
- ❖ 一部の緑地等では、里山保全団体等による樹林地の保全に関わる活動が継続的に実施されています。
- ❖ 歴史的な面に目を向けると、「杜さん」と呼ばれる古来より守られてきた樹林地が存在しています。



まちなかの樹林地



コラム：里山林と極相林

森は人との関わり方によって様態が変わることがあります。たとえば「里山林」は、人が薪や木材、落ち葉を利用し手を入れ続けることで維持されてきた森です。光や風が通ることで多様な植物や生きものが育ち、暮らして自然の共生を支えてきました。



里山林



極相林

一方、「極相林」は、人の手がほとんど加わらず自然に遷移した森の最終段階で、その土地本来の樹種が優占し安定した生態系となります。

このように、生駒には2種類の歴史ある森林がありますが、生駒に多いのは元々里山林でした。よく見ると植生は少しずつ遷移しています



コラム：植物の“生きる術” —天然のジグソーパズル?—

さて、右の写真は何かわかりますか？これは、極相林を下から見上げ撮ったものです。極相林にはスダジヤツブラジイという樹種が優先的に占めていて、上層部に枝を張り巡らせています。この下では落葉樹が育ちにくい環境になっています。植物は光合成するため、お互い譲り合って葉っぱが重ならないようにしているので、ジグソーパズルを張り合わせたように見えるんですね。植物の“生きる術”を感じますね。このような天然のジグソーパズルが見られるのは、市内では、往馬大社や高山八幡宮、竹林寺などです。



極相林を見上げた様子

④ 農地・ため池

- ❖ 本市の市街化調整区域内では、高山地区等においてまとまった農地が存在し、集落地とともに田園風景を残しています。西畑町等には棚田の風景もみられます。
- ❖ 市街化区域内には、生産緑地として指定された農地が点在し、市街地における貴重な自然環境として存在していますが、農地転用される場所もあり、農地は年々減少傾向となっています。
- ❖ 農業者の方々による営農の継続により農地が守られてきましたが、土地所有者の高齢化や後継者不足を背景として、営農の観点から不利な立地に農地が多く存在していることや獣害の増加も関連し、遊休農地が増加しています。一方で、大阪等の大消費地に近いことなどから新規就農者は増加傾向にあり、地域の農業者等と行政が協力して様々な支援策を行っています。
- ❖ これらの農地は、営農の場としてだけではなく、土壌侵食防止や洪水防止の効果があるとともに、市民団体が主体となって農体験の場として活用されるなど、多面的な機能を発揮しています。
- ❖ また、農地とともに点在するため池の多くは農業用に整備されたもので、持続的な農業を支えるとともに、生態系を育む貴重な水辺環境としても存在しています。



今も残る風景



「色々な生駒産野菜を広めたい」

⑤ 公園

- ❖ 本市には、240箇所を超える公園が存在し、市民の健康づくりや遊び・レジャー・休息の場等として利用されるとともに、災害時の避難や救援活動の場としての役割も有しています。
- ❖ 公園の樹木等まとまった緑や水辺環境は貴重な生きものの生息環境や良好な景観形成の役割も果たしています。
- ❖ 地域の拠点となる公園では、清掃活動や花壇づくり、地域の行事等を通じたコミュニティ形成の拠点として重要な役割を担っています。
- ❖ 生駒山麓公園は、本市を代表するシンボリックな公園であり、生駒山系の豊かな自然環境とふれあえる場所として市内外から利用者が訪れています。



大小240を超える公園が



地域のお祭り

⑥ 広場・道路の緑

- ❖ 幹線道路や計画的に道路整備が進められたニュータウン等を中心に街路樹や植栽帯が整備され、緑陰の形成による暑熱対策や生活環境の改善、美しい街並み景観の形成、生きものの生息環境の創出に役立っています。
- ❖ これらの街路樹や植栽帯は植栽から40年以上経つものも多く、大木化・老木化とともに、枝葉による視認障害や根上りによる歩行者の歩行障害等が生じないように、安全確保も急務となっています。
- ❖ 駅前広場や地域の広場空間といったまちなかのオープンスペースには人々が集い、様々な市民活動の場として活用されており、都市の賑わいづくりや地域コミュニティの形成に寄与しています。これらのオープンスペースは、市民主体により花壇が設置され、維持管理されているところもあります。



温暖化で緑陰の価値が再確認



駅前では有志がデザイン・植え替え

⑦ 建物敷地の緑

- ❖ 「花のまちづくりセンター」では、市内各地における多様な主体による緑化の取組を後押しするため、各種講座など、花と緑をいかすまちづくりの核となる役割を担ってきました。
- ❖ 本市の庁舎やたけまるホールといった各種公共施設では、緑化を意識した緑の充実を図ってきました。
- ❖ 各地の小学校等においても、市民協働による花壇づくりやビオトープを設置し、地域交流や生きものとのふれあいの場として利用されています。
- ❖ 住宅地の庭先の花や樹木、集合住宅の敷地内の植栽、民間事業者の敷地内での緑化等の民有地の緑の存在は、市街地にうるおいを与え、市民にやすらぎと憩いを与える貴重な緑の一つです。



「花のまちづくりセンター」で
ガーデンツアー



庭先でのプレイスメイキング



コラム：オープンスペース

建物が建っていない開放的な空間を「オープンスペース」と呼ぶことがあります。公園や樹林地、広場や水辺、農地、神社の境内、路地、建物の軒先等、人々が自由に触れ合い、くつろぐことができる場を幅広く示す言葉です。日常の散歩やこどもの遊び、地域の交流にはこのような空間が欠かせません。ちょっとしたオープンスペースは安心して豊かな暮らしをつくる余地ともいえます。

2) 本市の緑の現状

(1) 緑被地の現状

「緑被地」とは、空から見下ろした時に、樹木や草地、農地、水面等で被われている土地のことです。本市の緑被地の内訳を土地利用で概観すると、「山林」が最も多く、次いで「田」「畑」といった農地が多い状況となっています。これら山林や農地の多くは民有地となっています。

(2) 森林面積

「森林面積」⁹とは、樹木や竹がまとまって生育している土地の面積を指します。本市の森林面積は1,894haであり、市域面積に占める割合は35.6%となっています。

■森林面積の割合と内訳

分類	総面積 (市域)	森林面積					
		森林面積	人工林	天然林	竹林	未立木	その他森林
面積(ha)	5,315ha	1,894ha	218ha	1,420ha	119ha	49ha	89ha
割合(%)	100%	35.6%	12.1%	78.7%	6.6%	2.7%	4.7%

出典：生駒市森林整備に係る取組方針、p3、令和6（2024）年3月時点

(3) 耕地面積

「耕地面積」とは、農作物の栽培を目的とする土地のことをいいます。平成29（2017）年の都市緑地法の改正において農地が保全すべき緑として位置付けられたことも踏まえ、耕作面積の現況や、農地の維持に欠かせない農業の担い手の状況を把握することも重要です。

本市内の農家数および耕地面積は減少傾向にあり、農業者の高齢化も進んでいる状況となっています。

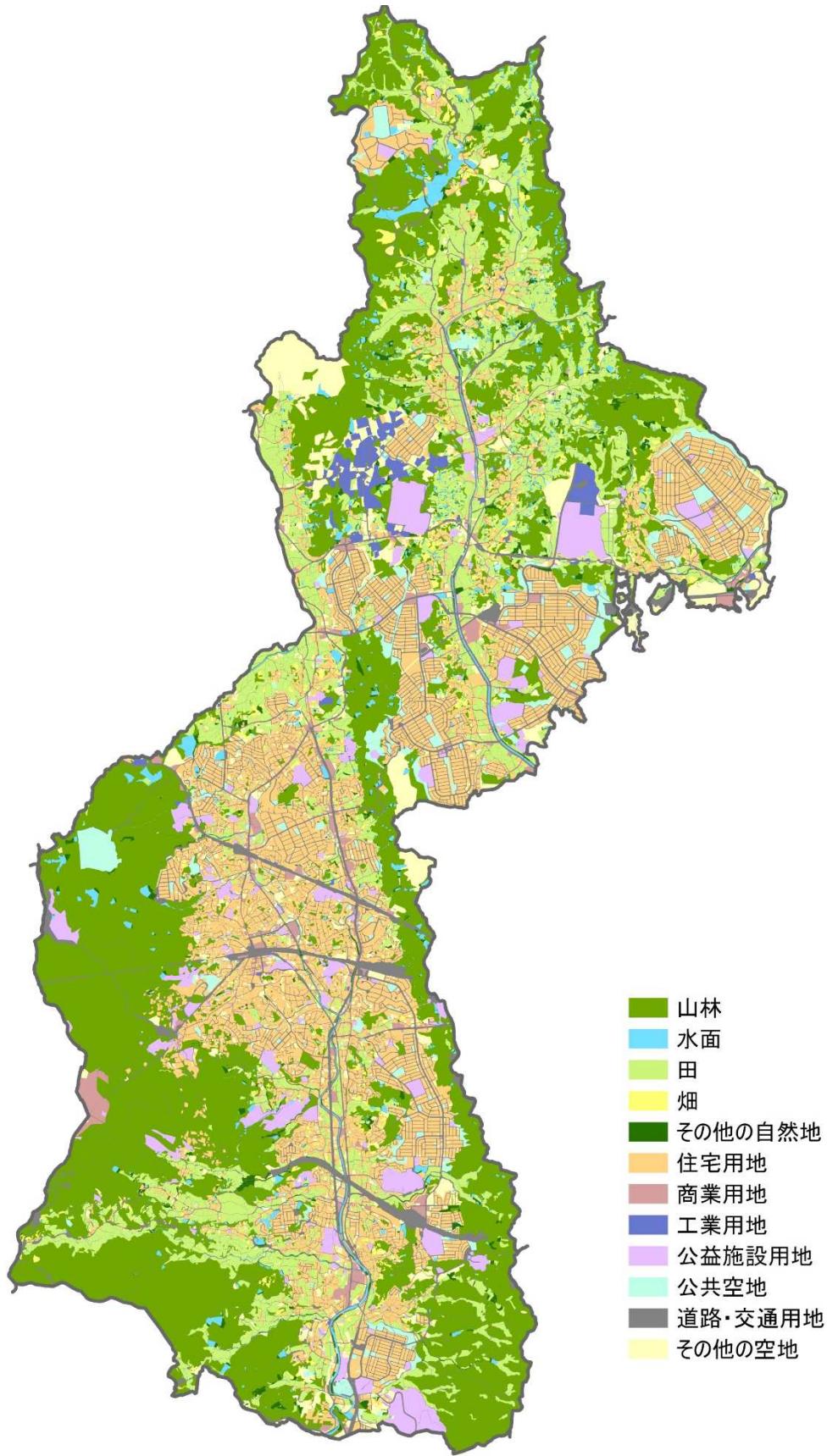
■耕地面積と農家数

年度	耕地面積	農家数
平成22年度	290ha	815戸
平成27年度	258ha	765戸
令和2年度	228ha	703戸

出典：生駒市農業ビジョン[改定版]、p4

⁹ 「森林面積」：森林法では、第2条第1項において、「木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」並びに「木竹の集団的な生育に供される土地」とされています。

■土地利用概要図



出典：都市計画基礎調査（H26(2014)年時点）

(4) 緑地の現状と変化

緑地¹⁰とは、都市緑地法で定義されたもので、本計画で対象とする緑のうち、公共施設として整備・維持管理されたり、保全のために法律や条例等により行為が制限されることで、将来にわたり一定の公共性が確保されている緑です。緑地には、大きく分けて、法規制等により保たれる自然環境等の「地域制緑地」と施設の整備に伴い確保される「施設緑地」の2種類に区分されます。

① 地域制緑地（法規制により保たれる自然環境等）

生駒山系や矢田丘陵といった本市の貴重な自然環境等について、開発行為等を規制するなど各種法制度に基づく規制誘導に、県・市が連携して取り組んできました。また、生駒山沿いでの建物敷地の緑化等山並みの景観保全の義務付け（風致地区）や農地の保全（生産緑地）の取組を土地所有者等の同意のもとで進め、市街地に残る貴重な緑として保全してきました。

これらの緑地を「地域制緑地」といい、高度経済成長期以前から、多くの緑を各種法制度に基づき守り続けており、この25年間で99%以上が維持されてきました。なお、わずかに減少しているのは農地を対象とした「生産緑地」であり、主たる従事者の様々な事情により指定解除され、一部の農地が減少しています。

② 施設緑地（公園やグラウンド、建物敷地の緑化部分等）

施設緑地は、平成12（2000）年から令和7（2025）年までに約38.7ha増加しています。そのうち、都市公園の整備による増加は約25haとなっており、緑地の量的な充足を図ってきました。都市公園の他、市民農園や「市民の森」等が施設緑地として存在しています。

また、住宅地整備等の開発行為等が行われる際にも、都市計画法に基づく公園等の確保に加え、本市が独自で定める要綱により一定規模以上の建物敷地は官民間問わず緑化を義務付ける等、緑地の確保に努めてきました。

¹⁰ 緑地：都市緑地法において「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」と定義されているもの。

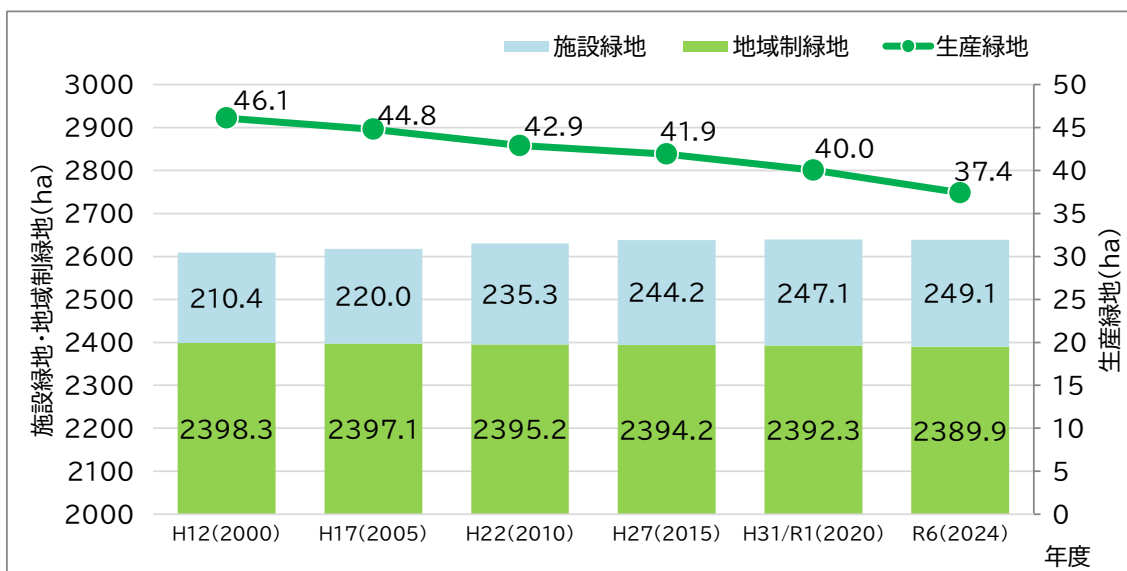
1. 本市の緑の現状と課題

■都市公園・都市緑地の現況

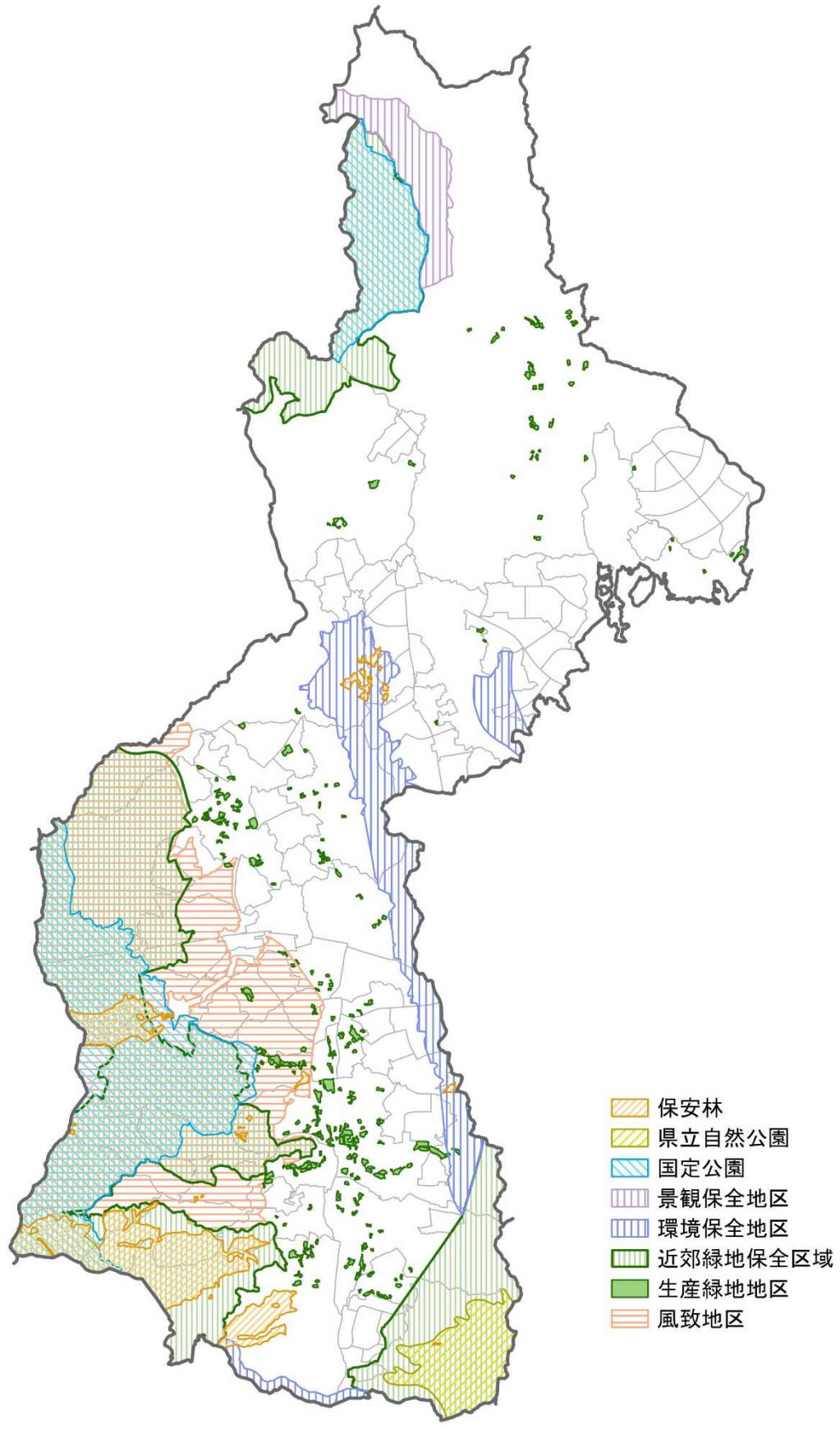
種別			整備箇所数 (箇所)	整備面積(ha)	m ² /人	
都市公園・都市緑地	基幹公園	街区公園	223	31.40	2.70	
		住区基幹公園	近隣公園	12	16.88	1.45
			地区公園	3	15.54	1.34
	都市基幹公園	総合公園	2	39.39	3.39	
		運動公園	-	-	-	
	小計			240	103.21	8.88
	都市緑地			121	50.94	4.38
	緑道			5	2.17	0.19
計			366	156.32	13.45	

※令和7(2025)年3月時点

■緑地の変化

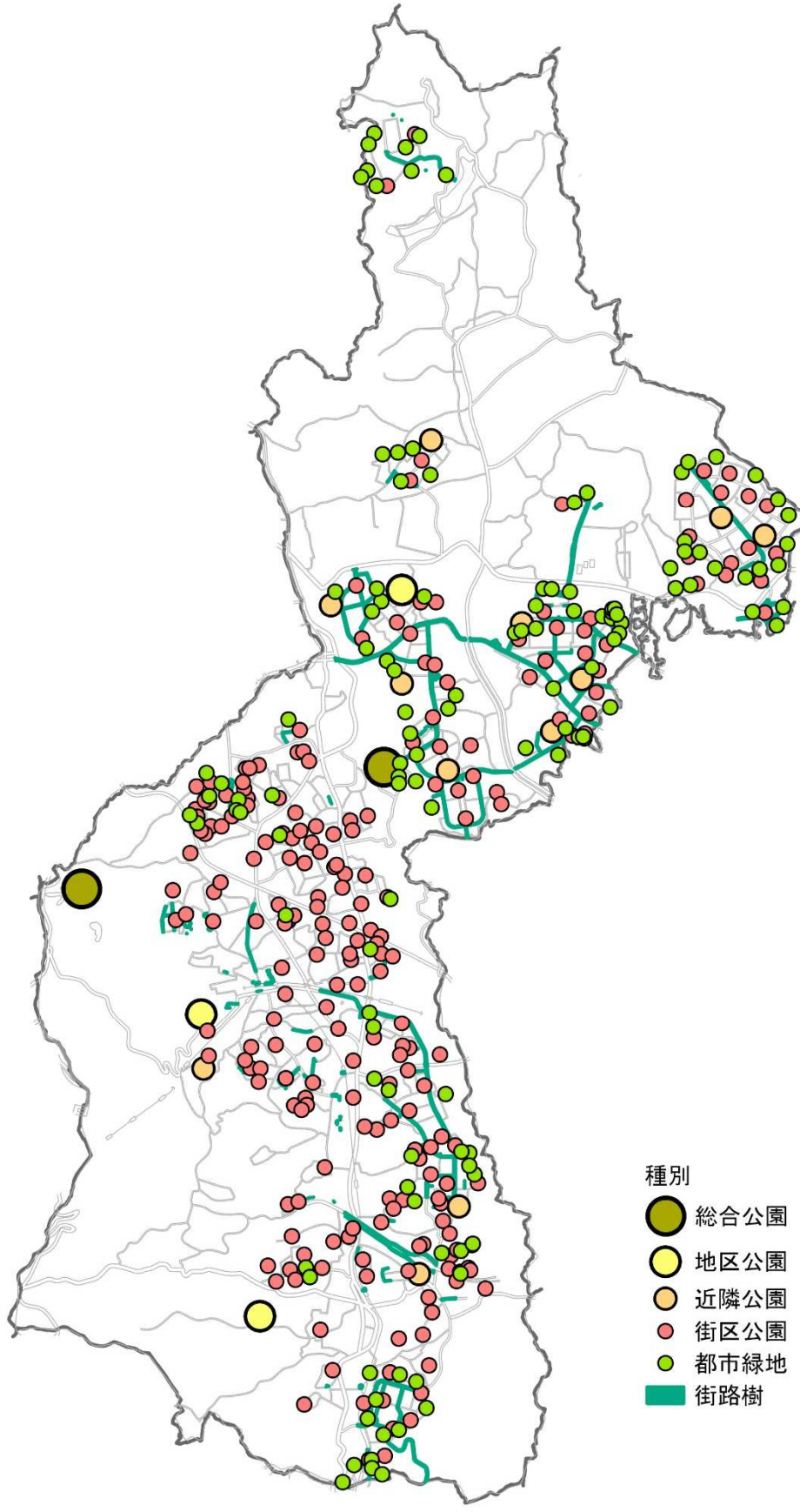


■地域制緑地位置図



出典：都市計画基礎調査 (H26(2014)年時点)

■都市公園・都市緑地位置図



出典：都市計画基礎調査 (H26(2014)年時点)

3) これまでの取組状況

平成 16 (2004) 年策定計画に掲げる目標達成状況や、具体的取組の成果と課題を以下に整理します。

(1) 「生駒市緑の基本計画 (H16)」の目標達成状況

① 緑地の確保目標

- ❖ 「生駒市緑の基本計画 (H16)」における緑地の確保目標に対する達成状況は、市域全体については目標値 55% に対して現状は約 49%、市街化区域については目標値 30% に対して現状は約 22% となっています。
- ❖ 目標値に達していない要因として、人口減少に加え、学研高山地区第 2 工区の事業の後ろ倒し等により想定していた大幅な人口増は起きず、人口に応じて整備が必要とされている公園等の整備が未実施であること等が挙げられます。

② 都市公園等の整備目標

- ❖ 都市公園の整備目標 (人口一人当たり整備面積) については達成しています。ただし、人口減少に伴い相対的に人口一人当たり整備面積は増加していることも影響しており、今後は量的確保だけでなく質的向上に関する目標値設定の必要性があると言われています。
- ❖ 都市公園以外も含めた都市公園等の整備目標については、市民の森や歴史の森の指定による緑地の確保を目指しましたが、実際には指定までは難しく、整備目標に達していない状況です。
- ❖ また、学研高山地区第 2 工区の事業で予定していた公園等の整備が後ろ倒しとなったことも、整備目標に達していない要因となっています。

③ 都市緑化の目標

- ❖ 都市緑化の目標としていた公共施設の緑被率や道路緑化率については、調査費用面等から実施していませんが、緑化の状況に大きな変化は無く、概ね現状を維持している状況です。
- ❖ 緑視率についても調査は実施していませんが、駅前商店街や沿道商業地、中高層住宅地では敷地緑化の推進や維持管理による緑の生長により緑視率が向上していると考えられます。一般住宅地や低層住宅地では生垣等からオープン外構や庭木の少ない住宅が増えたことで緑視率は減少傾向となっていると考えられます。

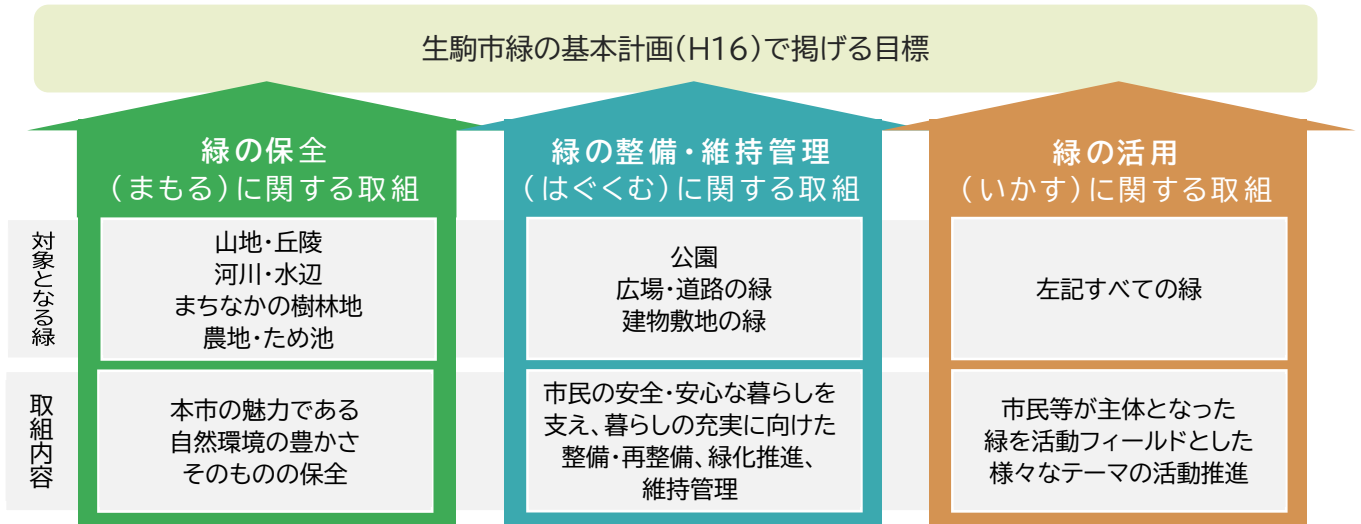
■目標達成状況

目標指標	計画策定時 (H12 年度現況)	目標年次		改定時 (R6 年度現況)
		(R2 年度目標)	(R2 年度現況)	
人口	113,992 人	140,000 人	118,621 人	116,207 人
緑地の確保目標				
市街化区域における割合	21.0%	おおむね 30%	21.8%	21.6%
都市計画区域における割合	48.0%	おおむね 55%	48.6%	48.6%
都市公園等の整備目標				
都市公園	11.58 m ² /人	12.0 m ² /人	13.17 m ² /人	13.45 m ² /人
都市公園等	18.46 m ² /人	24.0 m ² /人	20.23 m ² /人	20.69 m ² /人

(2) これまでの具体的取組

「緑の保全（まもる）」、「緑の整備・維持管理（はぐくむ）」、「緑の活用（いかす）」に関する取組、それぞれについて主な取組の成果を整理しました。

■現行計画に基づく取組状況の把握イメージ



① 緑の保全（まもる）に関する取組

- ❖ 生駒山系や矢田丘陵、竜田川や富雄川等において、規制等による自然環境の保全等を図ってきました。
- ❖ 市有緑地において、危険木となる樹木の間伐等を中心に、景観や生態系に配慮しながら適正に整備を進めてきました。
- ❖ 農業者や森林所有者が、日常的な営みや必要な維持管理を行うことで緑の保全を図ってきました。
- ❖ 里山保全活動に対する補助金やボランティア講座の開催等、市民が主体となった緑の保全に関する活動への支援を実施してきました。
- ❖ 「保護樹木・保護樹林」の指定や、先進的な本市独自の制度である「市民の森事業」等、市街地に残る貴重な緑や本市の歴史を物語る緑の保全に取り組んできました。
- ❖ 農地については、生産緑地の指定や、多方面からの遊休農地対策、獣害対策等、生産の場としての保全を図るとともに、ため池などの農業用施設の改修促進を図ってきました。
- ❖ 新規就農者の支援をはじめ、地場野菜等の移動販売、「いこまレストラン」等の取組も進めるなど、農地としての維持につながる地産地消を推進してきました。

■ 「生駒市地域で育む里山づくり事業」の団体数

年度	団体数(団体)
平成25年度	3
平成26年度	3
平成27年度	3
平成28年度	4
平成29年度	4
平成30年度	4

年度	団体数(団体)
令和元年度	4
令和2年度	3
令和3年度	4
令和4年度	5
令和5年度	5
令和6年度	5
令和7年度	8

■ 「遊休農地活用事業」(利用者数・利用面積)および新規就農者と耕作面積

遊休農地活用事業(利用者数・利用面積)		
年度	人数(人)	耕作面積(m ²)
平成25年度	191	35,619
平成26年度	221	45,643
平成27年度	219	46,789
平成28年度	219	48,786
平成29年度	209	49,689
平成30年度	204	52,285
令和元年度	201	50,406
令和2年度	211	55,077
令和3年度	217	55,401
令和4年度	225	57,875
令和5年度	219	58,726
令和6年度	224	58,120

新規就農者と耕作面積		
年度	人数(人)	耕作面積(m ²)
平成25年度	1	2,842
平成26年度	3	16,552
平成27年度	4	5,543
平成28年度	8	20,498
平成29年度	5	20,931
平成30年度	2	7,251
令和元年度	1	2,364
令和2年度	2	5,136
令和3年度	3	7,129
令和4年度	1	2,301
令和5年度	0	0
令和6年度	11	43,464



コラム：「生駒市地域で育む里山づくり事業」

市民団体等が市内の森林・樹林地で活動する「生駒市地域で育む里山づくり事業」は、整備による里山の機能回復と、継続的な利活用による新しい里山文化の創出を目指しています。本市では、里山の整備や活用に関する活動を行っている森林ボランティアや NPO、自治会等を対象に、この事業を活用した補助金等で活動を支援してきました。長年続く自然観察・自然体験の他、近年は音楽・アート、マウンテンバイクなど多様な活用で、自然を守ることにつながる機会が創出されています。



地域で育む里山づくり事業を活用した活動



コラム：「いこまファーマーズスクール」

仕事をしながら自給農や、本格的な農業に取り組みたい人を対象にした「いこまファーマーズスクール」。市民農園や「遊休農地活用事業」等、市民の皆さんが暮らしに「農」を取り入れる取組を進めてきましたが、多様な働き方が広がりつつある現在、仕事等を続けながらも農業をより専門的に学び、チャレンジできる環境をつくることで、「農」を担う裾野を広げ、農地保全や農業振興につなげることを目指しています。令和4(2022)年度から継続して実施し、累計105組159人が参加。これまでに新規就農者を4人輩出してきた人気の講座です。



いこまファーマーズスクールの様子

② 緑の整備・維持管理（はぐくむ）に関する取組

- ❖ 都市公園の新規整備や、地域ニーズを踏まえた既存公園の再整備等を実施しました。特に、地域主体の公園づくりを支援する「コミュニティパーク事業」を通じて再整備された公園は、地域等によりよく活用される公園となっています。
- ❖ 公園を対象に公園施設長寿命化計画を策定するなど、公園施設の計画的な更新を進めるとともに、利用者の安全確保に取り組んでいます。
- ❖ 公園の草刈り、樹木の剪定等、安全に利用できるよう、緑の維持管理を実施しています。
- ❖ 地域住民が主体となって公園の清掃や草刈り等の維持管理を実施されており、地域コミュニティの場ともなっています。
- ❖ 生駒山麓公園では指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウをいかした公園の魅力向上と維持管理の効率化に取り組んでいます。
- ❖ 新たな道路整備時の街路樹の整備や、安全性・快適性と景観形成の視点から樹形を整える剪定等の維持管理を行い、道路の緑の充実に取り組んできました。
- ❖ 鉄道新線開業に伴う広場設置や、生駒駅前北口再開発事業に伴う市民意見を取り入れた駅前広場の確保や緑化推進等、公共空間の緑の充実を図ってきました。
- ❖ 公共施設や民間事業者による開発等に伴う緑化基準や地区計画制度を活用して、景観や生態系に配慮した敷地内緑化を推進してきました。
- ❖ 公園や緑道等において、市民が主体となった植樹や、民間事業者の寄付等による植樹等が行われています。

■ 「コミュニティパーク事業」の実施状況

実施年度および実施公園名		
H17～19 光陽台中央公園	H21～23 東生駒北第1公園	H28～30 真弓1丁目公園
H18～20 壱分第4公園	H22～24 鹿ノ台いちよう公園	H30～R2 萩の台第5公園
H19～21 壱分町児童公園	H24～26 あすか野緑道・広場	
H20～22 ひかりが丘第1児童公園	H26～28 萩の台第2公園	合計 10箇所

■ 都市公園、公共・民間施設緑地の整備状況

項目	平成12(2000)年度実績 (人口113,992人)		令和6(2024)年度実績 (人口116,207人)	
	都市公園	131.99ha	11.58㎡/人	156.32ha
公共・民間施設緑地	78.44ha	6.88㎡/人	92.78ha	7.98㎡/人

* 都市公園：住区基幹公園、都市基幹公園、都市緑地、緑道

* 公共・民間施設緑地：広場等、市民農園、社会体育施設、公共施設の植栽地、小・中学校グラウンド、市民の森、開発時の緑化面積



コラム：市民との対話による公園リニューアル

地域の方とどのような過ごし方をしたいか継続的に話し合い街区公園をリニューアルした「コミュニティパーク事業」では、花壇や遊び場など様々な空間をつくってきました。それらの公園はリニューアル後、毎週のように手入れがなされる美しい花壇や、さまざまな遊びや過ごし方が自由に持ち込まれる「プレイスメイキング」の実践、企業と連携した「ゴミ出し×地域交流」等、公園利用者自らによるさまざまな取組の場となっており、全国区の取材等、多く取り上げられています。



コミュニティパーク事業で整備した公園

③ 緑の活用（いかす）に関する取組

- ❖ 地域住民が主体となった公園の清掃や草刈り等の維持管理、花壇づくり、市民団体等による森林や里山等の保全活動、こども達の自然とのふれあいや市民交流の場等、緑の活用に関する市民活動を多数実施
- ❖ これらの市民主体の活動を、資金面、技術面のほか、交流の機会・場づくり等、多方面から支援
- ❖ 近年では公園利活用件数の増加や、居心地の良い空間として公園を活用するプレイスメイキングの取組も見られるなど、市民が主体となった活動を推進
- ❖ 生駒山麓公園の指定管理を通じた活用や、「市民の森事業」を通じたまちなかの樹林地の活用等、緑をいかして市民のウェルビーイング向上や本市の魅力向上に資する取組を推進
- ❖ 花と緑のボランティア養成講座「基礎編と応用編」および「里山づくり編」を連続講座で実施、受講生による市内各地での活動の展開へとつながり、現在も活動を継続
- ❖ 「花のまちづくりセンター」を核に、市内花壇をいかした取組や、花と緑に関するガーデニング講座、花壇づくりの指導等、花と緑をいかすまちづくりを市民、大学等の専門家、行政がともに推進

■市民主体の公園利活用件数（総合計画の目標）

指標	R4（2022）年度	R6（2024）年度
市民主体の公園利用件数 （件/年）	35 件/年	46 件/年

■ガーデニング講座の実施実績（1講座5～7コマ）

指標	R4（2022）年度	R6（2024）年度
ガーデニング講座の講座数 （講座/年）	1 講座/年	2 講座/年



コラム：「生駒台みんなの森（市民の森事業）」

生駒市俵口町にある「生駒台みんなの森」は、住宅地と小学校に隣接する樹林地で、こどもたちが自由に遊びや昆虫観察を楽しんだり、近所の人たちと森の手入れやシイタケを育てたりしています。この取組は「市民の森事業」の一環。まちなかに残る貴重な緑を保全して、緑を大切にすることを目的としています。

先進的な本市独自の制度として平成27年から実施しています。



生駒台みんなの森での保全活動



コラム：ガーデニング講座

当市は早くから花とみどりのボランティア活動が活発でしたが、ボランティア団体の高齢化や自治会活動の変化により持続が困難になってきたことから、市民の方に「花とみどり」に興味を持っていただき、やがて地域の活動に参加していただくことを目的として令和元年度から「ガーデニング講座入門編」を開始しました。令和6年度からは、さらに専門的な知識を習得し、地域のボランティア活動の中心となれる人物を育成するため、「ガーデニング講座NEXTSTAGE」を開始し、これまでの合計で約170名の修了生を輩出しています。修了生の方々は、「ガーデニング講座」のサポーターとしてさらなるボランティアの育成に携わるとともに、地域のボランティア活動のリーダーとして活躍しています。



「ガーデニング講座」の様子

4) 協創のまちづくりについて

(1) 市民参画から協働、協創によるまちづくりへ

ここまで述べてきた取組は、多様な主体と役割分担や連携をして推進してきたものです。

「生駒市緑の基本計画（H16）」は、市民参画により策定した本市でも最初期の計画であり、「行政による取組への市民参画」と「市民の取組への行政支援」をうたっていました。その後、平成 21（2009）年に制定した「生駒市自治基本条例」は、「市民は自治の主役である」ことをうたい、「参画と協働による真の市民自治」を目指しています。そして「生駒市総合計画」において、一人では解決できない課題を異なる主体が有機的に連携することで解決策を創造する「協創」のまちづくり推進をうたっています。

これまで見てきたように、花と緑のまちづくりに様々な主体との協創により取り組んできており、時代の変化に合わせて柔軟に手法を変えながら、引き続き推進する必要があります。

近年、持続可能な社会への関心を背景に、社会課題解決に対する企業の関心が高まっており、本市でも公民連携の推進窓口「生駒市協創対話窓口」を令和 2（2020）年に設置するなど、農や自然に関する課題を含めた民間事業者等との連携が推進されています。

「生駒市都市計画マスタープラン」では、「都市づくりの基本姿勢」は「目標像を設定した計画的な取組」と「多様な活動の活性化と小さな取組」の両輪としています。緑の分野においても、計画的な施策だけでなく、多様な主体との協創による小さな取組を重ねることが必要と考えます。



コラム：「複合型コミュニティ（まちなぎ）」

「複合型コミュニティ（まちなぎ）」とは、地域の人が歩いて集える自治会の集会所や公園といった地域拠点を活用し、住民が主体となって様々な取組・サービスを複合的に展開する、地域の交流拠点です。少子高齢化の進行に伴い発生した様々な地域の課題（移動手段の確保の難しさ、地域の担い手不足、子育て世代の負担増 etc.）を地域で解決するための施策として、令和 2（2020）年度から「生駒市複合型コミュニティ支援補助金」の運用を開始しています。

移動販売や図書コーナー、子育て支援のための絵本の読み聞かせ会など、地域の課題に応じた様々な活動が行われています。



身近な公園や自治会館を活用した「複合型コミュニティ（まちなぎ）」

(2) 「花のまちづくりセンター（ふろーらむ）」

「花のまちづくりセンター（ふろーらむ）」は、緑化意識の向上や花と緑を活用したまちづくり活動の支援を目的とした施設で、市民への植栽知識の普及や花と緑に関する情報提供、研修会・講習会の開催、育成指導等、地域のボランティアやスタッフと様々な取組を推進しています。

「生駒市緑の基本計画（H16）」では、「花と緑と自然のまちづくり」の拠点として、周辺エリアは「花のまちづくりセンター」を核としたモデルエリアとして取組を先導する役割が期待されるとしています。

これまで、花・緑・自然に関する講座や交流拠点としての取組に加え、ガーデニングの指導者を養成する「ガーデニング講座」や、地域の学校等に講座を修了したガーデンボランティア等が行って現地で花緑活動に関する技術的支援を行う「おでかけふろーらむ」といった取組に加え、活動したい人と、ボランティアに来てほしい学校とのマッチングも行っています。ボランティアも地域を良くすることで意識を高める効果が発揮されています。また、モチベーションが高い小学校との連携等、市内各地での展開に力を入れてきました。

近年では、教育、アート、環境等暮らしに関わる多様なテーマと緑をかけあわせることで、様々な花や緑との関わりを通してまちの魅力を向上させ、未来につなげるまちづくりを一層推進しています。



コラム：「おでかけふろーらむ」

令和4（2022）年から、「花のまちづくりセンター」のスタッフや、講座でスキルを身に着けた人が地域の学校等に出向いて技術指導を行う「おでかけふろーらむ」。花壇デザイン、1人ずつの寄せ植え、フラワーアート、堆肥づくり、種からの育て方等、取組はさまざまです。児童の委員会や保護者のPTA活動等の他、「昼休みに興味のある子どもが集まる」方式も。花と緑でつくるまちづくりを目指した、緑の効果をひろげる取組となっています。



「おでかけふろーらむ」実施の様子

5) 緑の現状と取組状況のまとめ

以上で整理した緑の現状とこれまでの取組を踏まえ、改定に当たり特に重視すべき点について、以下に整理します。

まとめ①

法令等に基づく自然環境の保全、まちなかの貴重な緑の保全、営みとしての農林業の継続や市民等の活動による森林や農地の保全を図ってきました。

- 生駒山系や矢田丘陵、竜田川や富雄川といった自然環境を、法令等に基づき保全するとともに、樹林地等のまちなかの緑についても安全面、景観面、生態系保全等に配慮しながら貴重な緑の保全を図ってきました。
- 営みとしての農林業の継続や保全活動を支援する取組等を通じて、森林や農地の保全を図ってきました。

まとめ②

公園整備、街路樹整備、建物敷地内の緑化等、まちなかの緑の充実や、老朽化・老木化が進む緑の計画的な維持管理に取り組んできました。

- 都市公園の新規整備や「コミュニティパーク事業」を通じた再整備、街路樹の整備、公共施設や民間事業者による敷地内緑化や公共空間での緑化の推進等、まちなかの緑の充実に取り組んできました。
- 公園施設の老朽化・樹木の老木化に対応するため長寿命化計画等に基づく公園施設更新や樹木の計画的な剪定等の維持管理に取り組んできました。

まとめ③

森林や樹林地、農地、公園、広場等の様々な緑をいかし、市民等とともに居心地の良い空間づくりやウェルビーイングの向上等につながる取組を推進してきました。

- 森林や樹林地、農地、公園、広場等、様々な緑をいかし、地域住民やボランティア等の市民主体の取組が実施され、居心地の良い空間づくり等が推進されてきました。
- 行政は、市民活動を多方面から支援し、また、公園や樹林地をいかした取組により市民のウェルビーイングや地域の魅力向上を推進するとともに、「花のまちづくりセンター」を核として市民や大学等の専門家とともに花と緑をいかす取組を推進してきました。

まとめ④

「花のまちづくりセンター」を拠点とした講座や交流、市内各地での展開を通して、まちの魅力を向上する取組を「協創」の姿勢で推進してきました。

- 一人では解決できない課題を異なる主体が有機的に連携することで解決策を創造する「協創」の姿勢で花と緑のまちづくりを推進してきました。時代に合わせて柔軟に手法を変えながら、引き続き推進する必要があります。
- 緑化意識の向上や花と緑を活用したまちづくり活動の支援を目的とする「花のまちづくりセンター」は、花と緑と自然のまちづくりの拠点として、講座や交流、市内各地での展開を通して、花・緑・自然と暮らしをかけあわせたまちの魅力を向上する取組を推進しています。

1.2. 緑に対する市民意識の把握

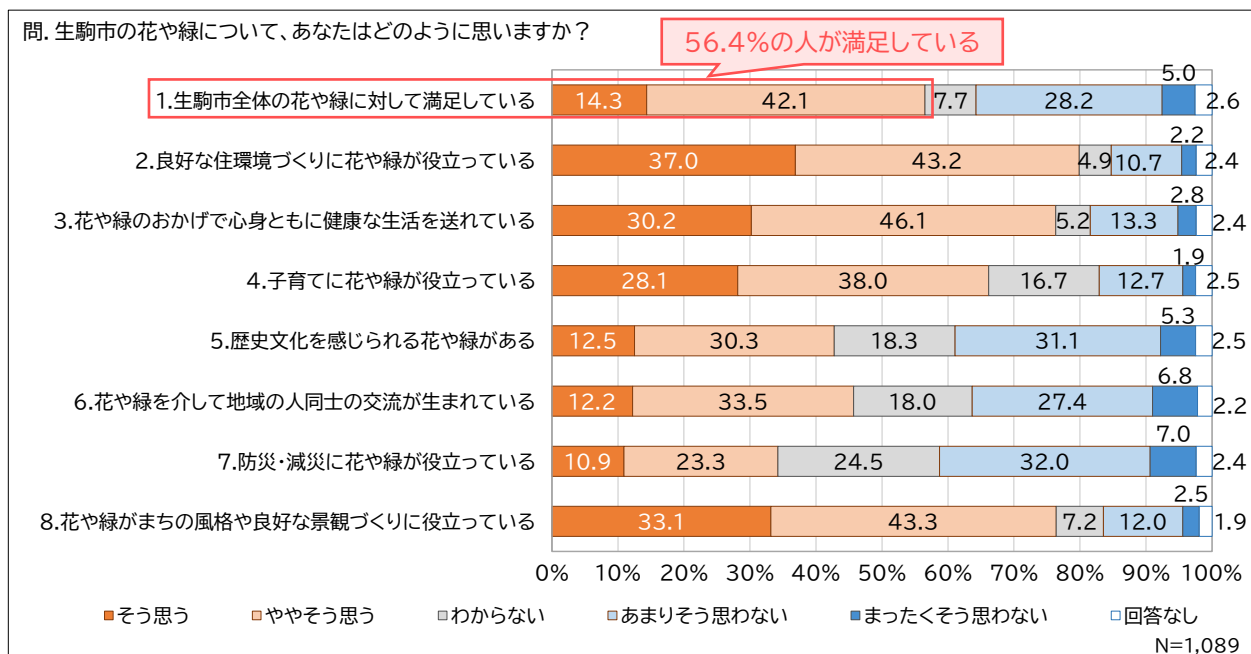
1) 市民アンケート

計画改定に当たり、本市の緑に対する市民意識を把握するため、市民アンケートを実施しました。無作為抽出の市民 16 歳以上 3,000 名を対象とした他、市立全小中学校にも配布しています。

(1) 花や緑に対する満足度／実感している効果

- ❖ 本市全体の花や緑に対しては、56.4%の人が「満足している」「やや満足している」と回答しています。
- ❖ 実感している効果では、「良好な住環境づくり」や「まちの風格や良好な景観づくり」等、緑の存在効果に関するものや、「心身ともに健康な生活」や「子育て」等、ウェルビーイングの向上につながる緑の波及効果が実感されています。

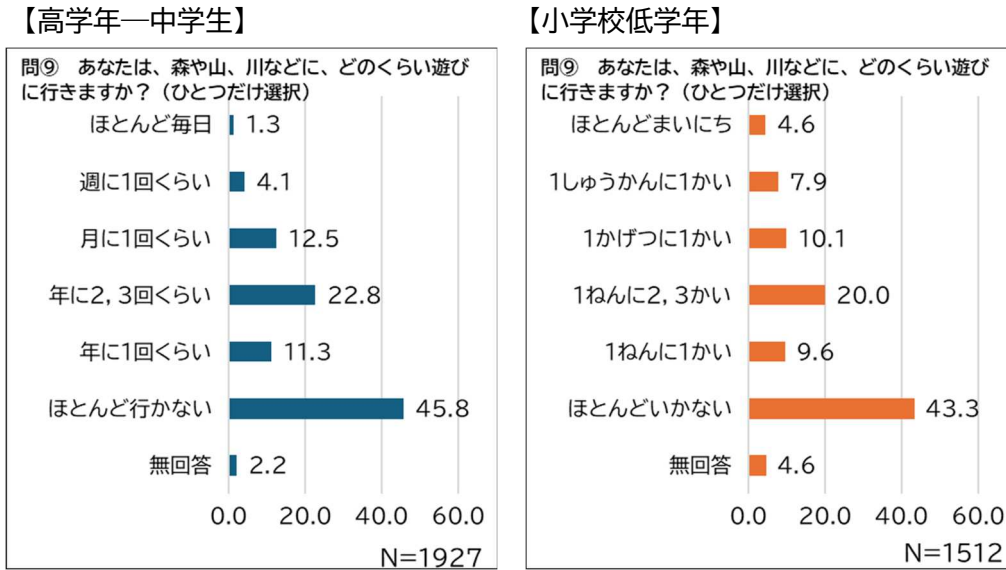
■花や緑に対する満足度／実感している効果



(2) 市民と緑との関わり

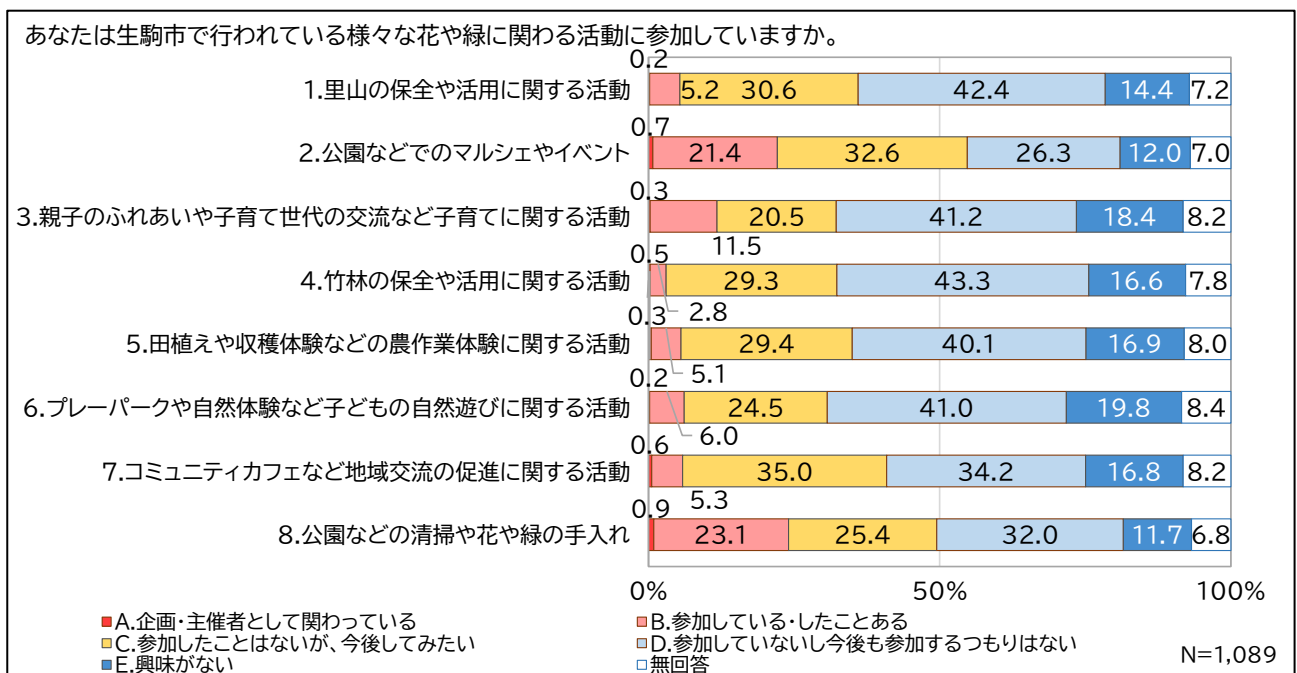
- ❖ 普段、花や緑の存在を感じたり触れたりする場所として、最も身近な場所である「自宅の庭や植木」、次いで「生駒山や矢田丘陵の樹林」、「公園の花や緑」等が続いており、身近な緑と生駒山等の自然環境どちらも身近に感じられています。
- ❖ 公園の利用頻度は、月 1 回以上の比較的高頻度で利用する人は、大きな公園で約 21.6%、小さな公園で約 37.2%となっています。また、大人・子どもともに 7~8 割程度の人は公園を利用していると回答しているものの、「まったく利用しない」大人は約 25%、「ほとんど行かない」子どもは 20%以上となっています。
- ❖ こどもの自然との関わりについて、森や山、川に年 1 回以上遊びに行くと回答したこどもは全体の半数以上を占めていますが、月 1 度以上の比較的高頻度で遊びに行くと回答したこどもは 25%以下に留まり、自然と関わる頻度が少ない状況です。

■こどもと緑の関わり



(3) 活動への参加状況・関心

- ❖本市の緑に対する満足度は高く、魅力と感じる市民が多い状況です。
- ❖一方で、花や緑に関わる活動に対しては「参加するつもりはない」「興味がない」、といった層も4～6割程度と多く存在しています。ただし、「参加したことはないが、今後してみたい」と回答した参加意欲のある人はどの項目でも20～35%程度で一定数みられることから、活動への参加を後押しするような取組により、新たな関わりが期待できます。
- ❖緑への関心度合に応じたアプローチによって、市民自らによる緑への能動的な関わりをつくっていくことで、緑を取り入れた豊かな暮らしに結び付けていくことができると考えられます。



2) 実践者へのヒアリング等

- ❖ 本市内で緑と関わる活動を実践している主体を対象に、ヒアリング等を通じて緑に対するニーズや活動の理由、モチベーション、活動を実施するうえで感じられている課題等について把握しました。
- ❖ 既に活動されている方であっても単独では解決できない課題を感じられていることから、協創の考え方にに基づき、解決策を創造するには多様な主体の有機的な連携が求められます。

①実践者へのヒアリングの実施

時 期：令和4（2022）年12月～令和6（2024）年2月

対象者：緑と関わる活動を主体的に実施されている方

- 緑の利活用・維持管理・自然環境の保全に関わる方
- 農業等、生業として緑に関わる方
- 緑（森林、農地等）の所有者・活動場所の提供者

②生駒市緑の基本計画改定懇話会 分科会意見の整理

時 期：第1回 令和7（2025）年5月22日

第2回 令和7（2025）年8月8日

参加者：緑と関わる活動を主体的に実施されている方、プレイスメイキング・森林管理等の専門家

■活動の理由やモチベーションについて

- 森林や竹林、公園や住宅地周辺の緑地が荒れているのを何とかしたい。
- こどもや市民が自然とふれあえる場や遊べる場所などをつくりたい
- 人との交流や、人に楽しんでもらえることが嬉しい …等

■活動を通して感じる課題

- 緑の荒廃（森林、竹林、農地の維持管理ができない、利用されないことで荒れるところが増えている）
- 活動メンバーの高齢化、固定化などによる担い手不足
- 活動が広がらない、個人でできる広報には限界がある
- 地域住民や近隣の土地所有者の理解が重要であり、つなぎ役としての市役所の存在は大きい
- 「同じ活動をしている団体」や「他分野の活動をされている団体」とつながることで、自分達だけじゃないという安心感を持てたり、活動の幅が広がることが大事 …等

3) その他市民意識の把握

- ❖ こども達の緑との関わりや、外遊びの現状・ニーズ等を把握するため、「第1回こども委員会」においてこども達を対象としたグループインタビューを実施しました。その結果、公園や自然の中での遊びについて、普段こども達がどのように遊び、どのようなことを感じているか、以下の通り把握することができました。
- ❖ これらの結果について、今後「できること」と「できないこと」も含めて検討し、市政に反映していきたいと思います。

公園の遊び方について

- ボール遊びや球技をしたいと思っていることが多い
- 水遊びをしたいと思っていることが多い
- 禁止看板の存在などにより、遠慮しながら遊んでいる子どもが存在する

自然の中での遊びについて

- 虫取りをしている子どもが一定数いる
- 自然の中で遊ぶことが好きな子どももいれば、虫や花粉が原因で苦手な子どももいる
- 自然体験や製作体験をしたい子どもがいるが、情報が届いていないため参加していない

公園の使い方について

- 公園の使い方について、大人に怒られたことがある子どもが一定数いる
- お店・キッチンカーなど、飲食のニーズが高い
- 自転車に乗りたいという声がある

夏の外遊びについて

- 暑すぎて外での遊び場を失っている子どもが一定数いる

公園の遊具・設備について

- アスレチックやシーソーなど現状ない遊具を近所の公園にほしいという声がある
- トイレ・フリーWi-Fi・時計台のニーズが高い
- 自転車置き場をもとめる声がある

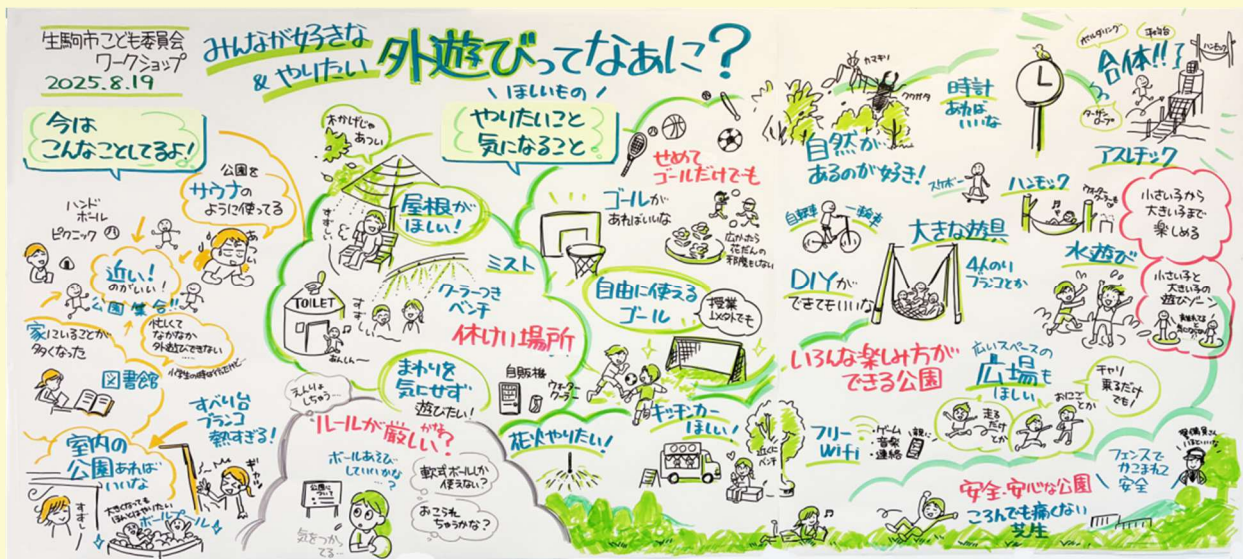
その他

- 草が茂っているために公園で遊べないという声がある



コラム：子どもたちの理想の「公園や自然での外遊び」は？

令和7（2025）年8月、生駒市が実施する「子ども委員会※」の一環として、公園や自然での外遊びをテーマに小中学生へのグループインタビューなどを行いました。普段遊ぶ場所には公園、校庭、自然などがあり、ボール遊びやピクニックなどで遊ぶ一方、「水遊びがしたい」「こんなボール遊びもしたい」などの貴重な意見が寄せられました。



子どもたちの意見まとめ（グラフィックレコーディング：よしだゆうこ氏）

※子ども基本法に基づき、子どもたちが「自らに関わることにについて意見を表明したり社会参画したりする機会」として、市がテーマを設定し、子どもたちの意見を聴き、市政に反映する取組。

4) 市民等意識のまとめ

以上の市民アンケートと実践者ヒアリング等の結果より、計画改定の方角性を検討するうえで特に重要と考える市民等意識について、以下の通り整理します。

意識①

本市の緑に対する満足度は高く、効果も実感もされていることから、緑が市民のウェルビーイングの向上につながっていることが伺えます。

- 多くの市民が「生駒市全体の花や緑に対して満足している」と回答しており、本市の緑に対する満足度は高いことがうかがえます。
- 特に、住環境づくりや景観づくりのほか、健康づくりや子育て等の効果が実感されており、緑が市民のウェルビーイングの向上につながっていることがうかがえます。

意識②

市民が緑と関わる機会が少ない、花や緑に関わる活動に興味がないなどの傾向から、一人ひとりの緑への関心度合や状況に応じたアプローチが必要です。

- 本市の緑に対する満足度は高く、魅力とを感じる市民が多い一方で、日常的に公園を利用する人が少ないとともに、こども達が自然と関わる機会が少ないことも分かりました。
- 緑に関する活動に対しては「参加するつもりはない」「興味がない」といった市民も一定以上存在しています。このことから、緑との関わりを広げていくためには、一人ひとりの緑への関心度合や状況に応じたアプローチが必要であることがわかります。

意識③

活動の担い手不足や個人で取り組むことの限界への対応、新たな活動への広がりなどのため、交流の機会やつながりを生み出す機会・場が求められています。

- 市民による活動の担い手不足や個人で取り組むことの限界への対応が必要です。また、新たな活動への広がり、モチベーションの維持・向上も重要です。これらを解決するため、人との交流や多様な主体とのつながりを生み出す機会・場が求められています。

1.3. 本市の緑の課題

ここまでの社会情勢等の変化、緑の現状とこれまでの取組状況、市民等意識から、本市の緑の課題をまとめます。

1) 緑の保全（まもる）に関する課題

ライフスタイルの変化とともに緑に関わる人が減少している一方で、これまで暮らしの中で先人たちの手によって守られてきた豊かな自然環境を守り続ける必要性が高まっています。

- 気候変動に伴う災害のリスクが高まっていることから、安全・安心確保のために、災害リスクへの対応が必要です。
- グリーンインフラ・循環型社会に向けた役割を果たす貴重な自然環境を維持していくため、法規制等により森林や農地等を引き続き守る必要があります。
- 手を入れる必要がなくなった森林や樹林地の荒廃が進んでいることから、土地所有者の意向や市民ニーズを確認しながら多様な主体の連携により、対策を図る必要があります。
- 遊休農地の増加に伴う農地の多面的な機能の低下が懸念され、土地所有者の意向や市民ニーズを確認しながら様々な視点から遊休農地対策を図る必要があります。
- 旧街道や参道、神社仏閣等の歴史文化とともに貴重な緑を継承していく必要があります。
- 自然と共生した暮らしの実現が求められていることから、生きものの生息・生育状況の把握等、生態系に配慮した取組の推進が必要です。

2) 緑の整備・維持管理（はぐくむ）に関する課題

安全で快適な都市生活の確保や景観づくり、遊びやレジャー等、幅広い期待に引き続き応えるとともに、公園施設の老朽化・樹木の老木化や市民ニーズ変化への対応が求められます。

- ライフスタイルの変化や価値観の多様化への対応が求められていることから、地域特性や市民ニーズに応じた公園の再整備が必要です。
- 公園施設の老朽化・樹木の老木化により安全面、利用面、景観面等で機能の低下に対応するため適切な維持管理や更新が必要です。
- 街路樹について、景観向上や暑熱環境の改善に加え、倒木の未然防止や根上りや枝葉による歩行障害等による事故リスクに対応するため、計画的な維持管理や更新が必要です。
- 駅周辺においては、交流拠点としての役割が期待されていることから、滞留空間の創出や緑化の推進が必要です。
- まちなかで緑の効果を発揮させていくためには、公共施設、民有地問わず緑の質を高める必要があることから、多様な主体の連携による効率的・効果的な緑化や維持管理が必要です。

3) 緑の活用（いかす）に関する課題

今ある緑の機能を最大限いかして、市民のウェルビーイング向上を図り、豊かな暮らしの実現が求められます。

- 脱炭素社会や循環型社会、ネイチャーポジティブ等の実現につながるような、緑をいかした暮らしを普及させていくことが必要です。
- 森林や農地、公園、花壇等を守り、育むためにも、まずは市民や事業者等、多様な主体が積極的に緑を活用していく状況が必要です。
- ウェルビーイングの向上に緑をいかすため、地域コミュニティ形成、子育て・教育、福祉等、さまざまな効果に着目して緑と人の関わりを広げていくことが必要です。

4) 協創のまちづくりに関する課題

緑をまもり、はぐくみ、いかす取組を進める上で、多様な主体の協創により、更なる課題対応やまちの魅力向上を行うことが求められています。

- 市民、事業者、有識者・学校等、行政といった多様な主体が、それぞれの立場や関心事に応じて緑と関わるきっかけづくりが必要です。
- 「花のまちづくりセンター」での取組をはじめ、市民等とともに取り組んできた蓄積をいかしつつ、時代の変化、それぞれのニーズや暮らし方に合わせた対応が求められていることから、緑と暮らしに関わる多様なテーマで、様々な立場の人々が集える機会・場が必要です。
- 分野や立場を越えて、多様な主体間の連携促進や協創による取組を推進していくための対話の機会・場が必要です。

1.4. 改定の視点

ここまでの各項目で整理してきた状況に対応するためには、市民、事業者、有識者・学校等、行政といった多様な主体が連携し、多様な関わり方で緑をまもり・はぐくみ・いかす取組を進め、一人では対応できない課題解決や緑の新たな魅力を生み出していくことが求められます。そこで、本改定に当たり、以下の4つの視点で取り組んでいくこととします。



生駒市の緑の課題

改定の視点

ライフスタイルの変化とともに緑に関わる人が減少している一方で、これまで暮らしの中で先人たちの手によって守られてきた豊かな自然環境を守り続ける必要性が高まっている

視点1

先人たちにより守られてきた本市の魅力である自然環境を、安全・安心で豊かな暮らしを支えるグリーンインフラとして多様な機能を発揮できるよう、緑をまもる

→基本方針1ハ 【P50】

安全で快適な都市生活の確保や景観づくり、遊びやレジャー等の幅広い期待に引き続き応えとともに、公園施設の老朽化・樹木の老木化や市民ニーズ変化への対応が求められる

視点2

既存の緑を健全な状態に維持し、安全・安心な暮らしを確保しつつ、グリーンインフラとしての多様な機能を発揮できるよう、地域特性やニーズに応じて緑をはぐくむ

→基本方針2ハ 【P51】

今ある緑の機能を最大限いかして、市民のウェルビーイング向上を図り、豊かな暮らしの実現が求められる

視点3

緑の機能を今以上に引き出し、市民の豊かな暮らしの実現と、緑をまもり・はぐくむ取組につなげていけるよう、様々な場面で緑をいかす

→基本方針3ハ 【P52】

緑をまもり、はぐくみ、いかす取組を進める上で、多様な主体の協創により、さらなる課題対応やまちの魅力向上を行うことが求められる

視点4

かつて、暮らしとともにあった緑と人との関係を時代に応じた形で協創により推進する

→推進方針ハ 【P53】

2. 計画の基本方針

2.1. 基本理念

本市の緑は古くから豊かな自然環境とともに地域の人々の手で育まれてきました。時代の変化の中で市民が豊かに、そして安心して暮らすには、質の高い緑が身近にあること、そして一人ひとりが自分らしく暮らせる緑との関わり方を形にしていき、自然と共生した持続可能なまちを多様な主体と連携して目指していく必要があります。

そのためには、これまで育まれてきた緑と、緑に対する人々の思いを引き継ぎながら、そのバトンを次世代へと継承していくことが重要です。本計画では、このような考え方にに基づき、まちでの生活を支える基盤となる緑をまもり、はぐくみ、いかすことで、人々の営みに根差した持続可能な緑との関わりが実現するまちを目指し、次の理念を掲げます。

基本理念

～みんなで未来へつなぐ～
心安らぐ “緑と暮らすまち・生駒”

2.2. 緑の将来像

基本理念に基づき、本計画を通じて実現を目指す将来の本市の姿を、緑の将来像として示します。これからの緑のまちづくりでは、先人たちによって守られてきた緑を今後引き継いでいく中で、様々な緑の機能を最大限に高めていくことが重要です。そのため、緑の将来像では、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成といった緑の基本的な機能を担う緑の拠点や骨格といった大きな構造を構成する緑を示します。

その上で、気候変動への対応や脱炭素社会の実現、ネイチャーポジティブの実現、安全・安心で快適な暮らしの確保、ウェルビーイングの向上といった社会情勢の変化等を踏まえて新たに必要となる緑の拠点や骨格、地域特性に応じた緑づくりといった要素や、緑の質の向上のために重要となる緑をいかす視点も加え、緑の将来像図とします。

緑の拠点づくり

本市の都市拠点及び地域拠点、公園、協創による緑のまちづくりの拠点となる「花のまちづくりセンター」を緑の拠点とし、緑の創出や活用を図ることで安全・安心で快適な暮らしの確保に役立つ緑と人がつながる拠点づくりを目指します。

緑の骨格づくり

生駒山や矢田丘陵、竜田川や富雄川とその支流、様々な緑がきめ細かく重なり合いながら存在する緑の帯を、本市の緑の骨格とし、緑をまもり・はぐくみ・いかすことで緑がつながり、生態系ネットワークの確保やグリーンインフラとしての機能を最大限に発揮する緑の骨格づくりを目指します。

地域特性に応じた緑づくり

自然区域、田園区域、市街地区域といった地域特性に応じたきめ細やかな保全・整備・活用の取組を進めることで、市民にとって身近な場所で緑とつながる機会を増やすことを目指します。

■緑の将来像図



2.3. 基本方針

緑の将来像を実現するためには、市民生活の基盤となるグリーンインフラとして、気候変動への対応や持続可能な社会の実現、ネイチャーポジティブの実現等に向けて、自然環境に人が手を入れつつ保全する（**緑をまもる**）とともに、公園や街路樹等の緑を充実させ、適切に維持管理していくことで地域の魅力・活力を高めていく必要があります（**緑をはぐくむ**）。

また、活用を通じたウェルビーイングの向上によって、緑の価値や重要性が認識され、緑の質の向上に関わりたくなるような好循環を目指します（**緑をいかす**）。

こうした状況の実現には、市民、土地所有者、事業者、有識者・学校等、行政といった各主体がそれぞれの役割を果たすだけでなく、単独では解決が難しい課題への対応や、新たな緑の魅力向上に向けて、互いに協創の姿勢をもつとともに、協創を進める機会・場を創出することが重要です（**協創による取組の推進**）。

そこで、本計画の基本理念に基づき将来像を実現するために、「**緑をまもる**」「**緑をはぐくむ**」「**緑をいかす**」を、取組の方向性を示す3つの基本方針とします。併せて、それらの推進方針として「**協創による取組を生み出し、広げる**」を掲げます。

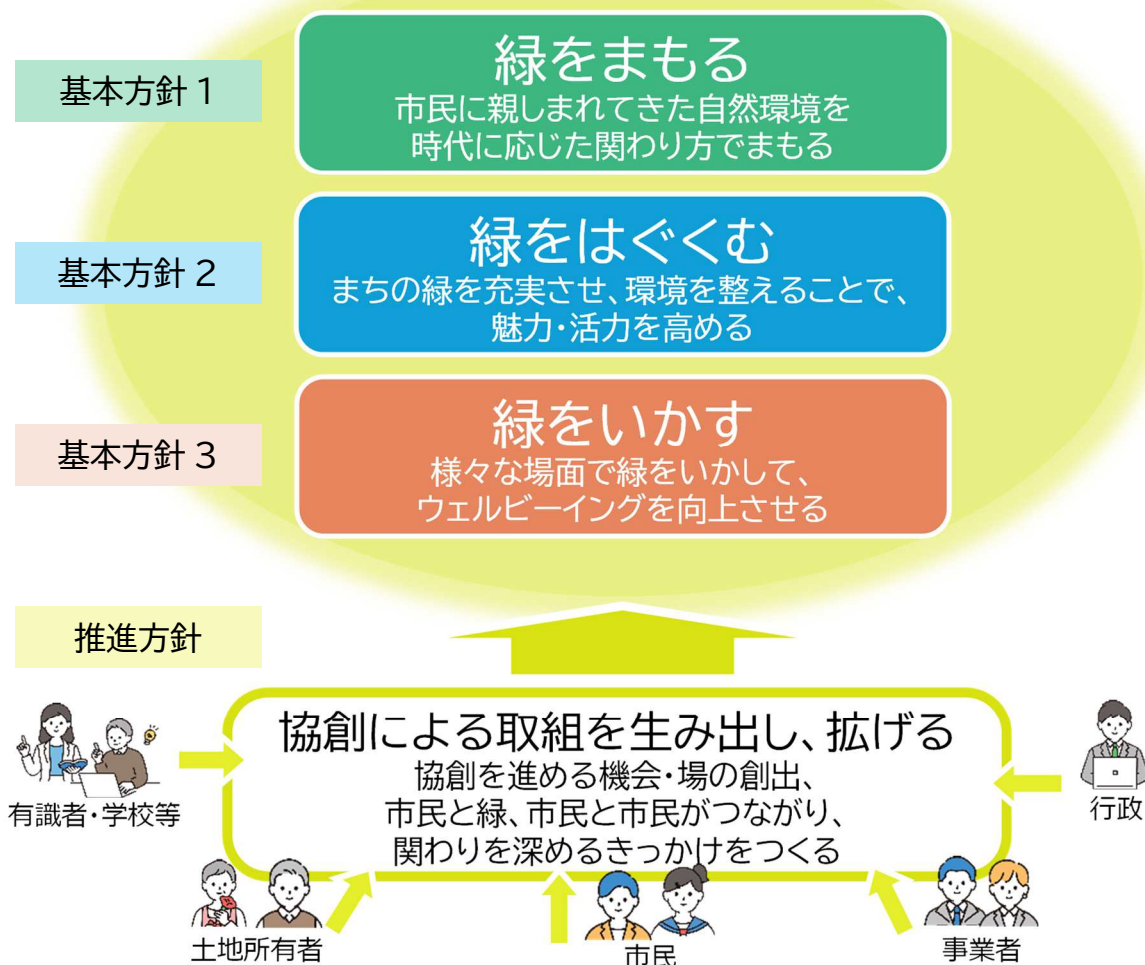


図 基本方針の構成イメージ

基本理念

～みんなで未来へつなぐ～ 心安らぐ “緑と暮らすまち・生駒”

緑の将来像



基本方針

基本方針1

緑をまもる

市民に親まれてきた
自然環境を
時代に応じた関わり方で
まもる

対象となる緑

- 山地・丘陵
- 河川・水辺
- まちなかの樹林地
- 農地・ため池

基本方針2

緑をはぐくむ

まちの緑を充実させ、
環境を整えることで、
魅力・活力を高める

対象となる緑

- 公園
- 広場・道路の緑
- 建物敷地の緑

基本方針3

緑をいかす

様々な場面で
緑をいかして、
ウェルビーイングを
向上させる

対象となる緑

- 山地・丘陵
- 河川・水辺
- まちなかの樹林地
- 農地・ため池
- 公園
- 広場・道路の緑
- 建物敷地の緑

推進方針

協創による取組を生み出し、拡げる

協創を進める機会・場の創出、
市民と緑、市民と市民がつながり、
関わりを深めるきっかけをつくる

基本方針

- ❖ 古くから市民に親しまれてきた自然環境を、安全・安心で、豊かな暮らしを支えるグリーンインフラとしての多様な機能を発揮できるよう引き続き保全します。
- ❖ 人々の営みの中で手入れを続け、生産の場として維持されてきた緑を、時代に応じた関わり方により保全します。

- ❖ 地域特性や市民ニーズに応じ、安全・安心な暮らしを確保しつつ、グリーンインフラとしての多様な機能を向上させ、地域の魅力・活力を高めます。
- ❖ まちの環境を整え、魅力・活力を高める緑の充実と維持管理を進めます。

- ❖ 市民生活に関わる様々な場面で緑をいかし、居心地の良い空間づくりや新たな交流を生み出すとともに、自然と共生した暮らしの実感へとつなげることで市民のウェルビーイングの向上を図ります。

- ❖ 状況に応じて、「楽しむ・過ごす」「知り・学ぶ」「行動する」といった緑と関わるきっかけづくりや各種支援を行います。
- ❖ 交流から新たな取組が生まれ、様々な地域課題の解決につながることを目指して、多様な主体が関わり合える機会・場づくりに取り組みます。

具体的取組

(1)生駒市のシンボルとなる自然環境をまもる

- 取組(1)－①山地・丘陵の保全
- 取組(1)－②河川・水辺の保全

(2)市民の暮らしの身近にある自然環境をまもる

- 取組(2)－①まちなかの樹林地の保全
- 取組(2)－②農地・ため池の保全

(1)公園をはぐくみ、まちの魅力・活力を高める

- 取組(1)－①地域の特性やニーズに応じた公園の再整備
- 取組(1)－②公園の質の向上と維持管理の効率化

(2)広場・道路の緑をはぐくみ、まちの魅力・活力を高める

- 取組(2)－①街路樹等の道路の緑を確保し、健全な状態に維持する
- 取組(2)－②オープンスペースの緑の質を高め、まちの魅力・活力を高める

(3)建物敷地の緑をはぐくみ、まちの環境を整え、魅力・活力を高める

- 取組(3)－①公共施設の緑化と緑の維持管理
- 取組(3)－②民有地の緑化と緑の維持管理

(1)緑の活用を促進し、市民生活の向上に役立てる

- 取組(1)－①山地・丘陵の活用の促進
- 取組(1)－②河川・水辺の活用の促進
- 取組(1)－③まちなかの樹林地の活用の促進
- 取組(1)－④農地・ため池の活用の促進
- 取組(1)－⑤公園の活用の促進
- 取組(1)－⑥広場・道路の緑の活用の促進
- 取組(1)－⑦建物敷地の緑の活用の促進

(1)多様な主体が緑と関わるきっかけづくり

- 取組(1)－① 緑を楽しむ・過ごす機会づくり:enjoy in the green
- 取組(1)－② 緑について知り・学ぶ機会づくり: learn about the green
- 取組(1)－③ 緑の活動を支援する取組の推進:act for the green

(2)多様な主体が関わる協創の機会・場づくり

- 取組(2)－① 協創できる機会・場づくり
- 取組(2)－② 協創を促進する環境づくり

基本方針1 緑をまもる

～市民に親しまれてきた自然環境を、時代に応じた関わり方でまもる～

対象となる緑

山地・丘陵

河川・水辺

まちなかの樹林地

農地・ため池

本市の自然環境は、古くから今日に至るまで市民に親しまれ、また、その多くが先人たちによって守られ引き継がれてきました。これらの緑は、気候変動への対応や脱炭素・循環型社会を推進するとともに、人々に安全・安心で、豊かな暮らしを支える様々な恵みを与えてくれるグリーンインフラとして、また、ネイチャーポジティブの実現に向けた生物多様性の確保のためにも欠かすことのできない貴重な資源として存在しています。

これまで、山地・丘陵では、間伐や下草刈りといった手入れを続けてきたことで森林が育ち、健全な状態が保たれてきました。農地では、生産のために必要な営農活動を続けてきたことで農地が保たれ、作物の恵みだけではなく多様な機能が発揮されてきました。このように、人々の営みの中で維持されてきた緑の多面的な機能を引き続き発揮できるよう、各種法制度を活用しつつ、保全、更新、維持管理等の取組を継続するとともに、ライフスタイルの変化に応じた方法で人々が関わり続けることで、今後も緑をまもります。



生駒山系の山並み



竜田川のサクラ堤



高山地区の農地



まちなかの樹林地



樹林地の手入れの様子



多様な関わり方での緑の保全

基本方針2 緑をはぐくむ

～まちの緑を充実させ、環境を整えることで、魅力・活力を高める～

対象となる緑

公園

広場・道路の緑

建物敷地の緑

都市における生活環境を整え、防災・減災につながるなど安全・安心な暮らしを確保する役割に加え、子育て、健康、福祉、コミュニティ形成、交流等、市民の暮らしの向上につながる多様な機能を発揮させる観点から、従来の均等に公園を配置するという方針から、公園を整理する方向に向けた既存公園の魅力向上や機能の再配置等、地域の特性や市民ニーズに応じた公園づくりを進めます。

公園や広場の植栽や街路樹、建物敷地の緑等は、暑熱環境の改善、景観形成、憩いの空間づくり等、求められる効果の最大化を目指し、樹木が健全で快適な状態で生育できるよう適切かつ効率的な維持管理を行います。

駅周辺等の拠点整備や、民間事業者による新規開発等が実施される際は、公園・緑地や公共空間確保、敷地内緑化等により都市空間の質を高めるなど、まちの魅力向上に向けて緑を確保する取組を推進します。



公園



街路樹



駅前広場の緑



敷地内での緑化

基本方針3 緑をいかす

～様々な場面で緑をいかして、ウェルビーイングを向上させる～

対象となる緑	山地・丘陵	河川・水辺	まちなかの樹林地	農地・ため池
	公園	広場・道路の緑	建物敷地の緑	

これまで取り組まれてきた、こども・子育て、教育、健康、福祉、コミュニティ形成、交流、産業等様々な分野での活動実績をいかして、緑を活動場所としうる分野と連携しながら市民生活に関わる様々な場面で緑をいかす取組を進めます。

公園や広場での居心地の良い空間づくりや、新たな交流を生み出すとともに、生態系への配慮や木材の循環利用等を通じて、自然と共生した暮らしを送っているという実感へとつなげていくことで、市民のウェルビーイングの向上を図ります。



まちなかの公園の活用



公園にいこーえん



竹林の活用

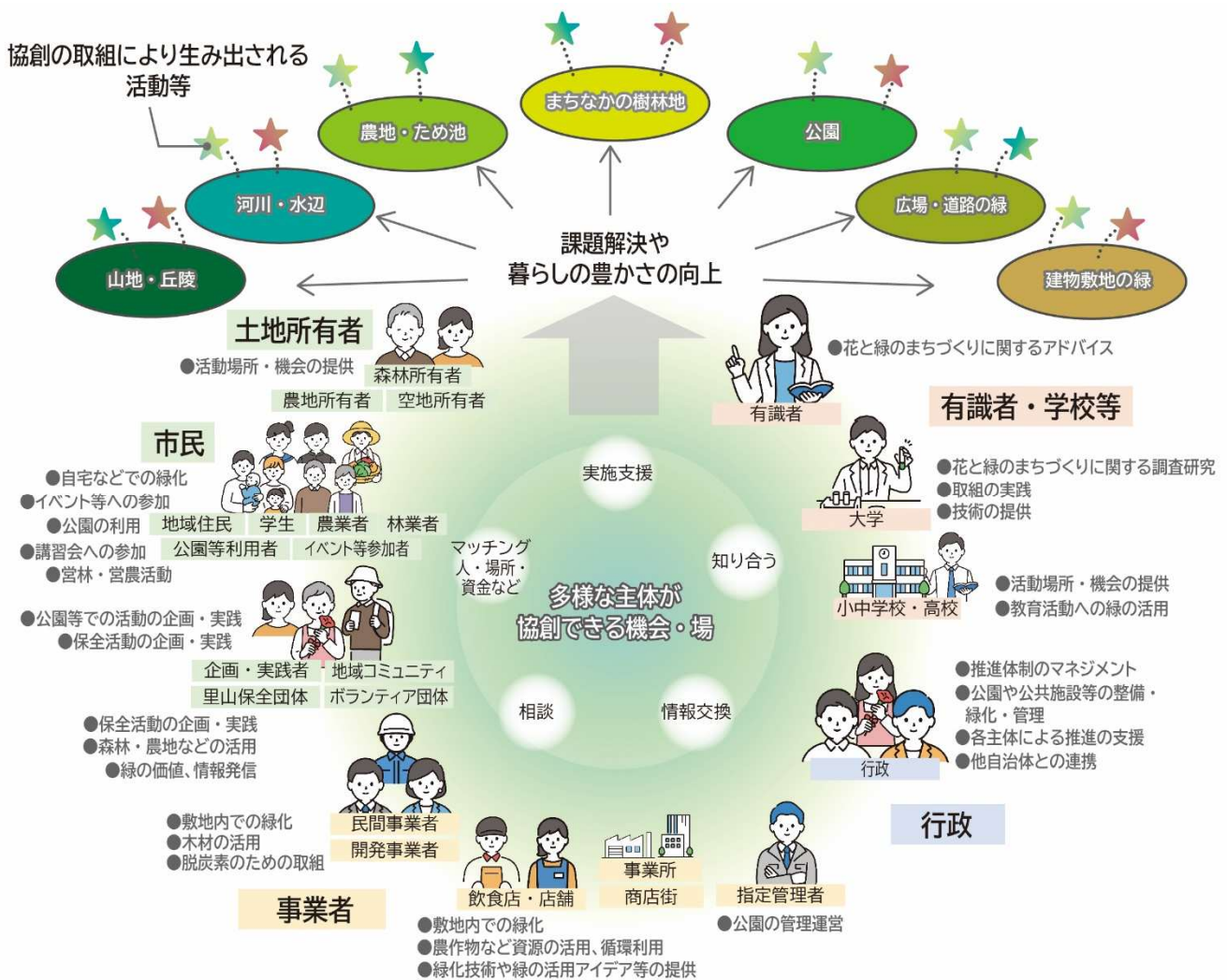
推進方針 協創による取組を生み出し、広げる

1) 基本的な考え方

基本方針1から3に掲げる各取組を進めるには、市民、土地所有者、事業者、有識者・学校等、行政が、単独では解決が難しい課題への対応や新たな活動に向けた「協創」の姿勢が重要です。この協創の姿勢のもと、緑に関する様々な取組を生み出し進めていくためには、主体的に緑と関わる人を増やしていく継続的なきっかけづくりが必要です。

そのため、各主体が交流し、新たな取組を生み出し進めていくための「多様な主体が協創できる機会・場」を創出します。そこでは、取組を行う主体同士が知り合い、情報共有や相談ができるとともに、取組の実施に向けてお互いの強みをいかし、弱みを補い合いながら進めます。

■協創による推進イメージ



2) 行政が担う役割

行政（本市）は本計画の策定主体として、複数の分野にまたがる課題や取組を扱うため、各部署が連携して計画を推進します。同時に、多様な主体が連携した協創の取組を推進していくため「多様な主体が協創できる機会・場」のマネジメントを担います。

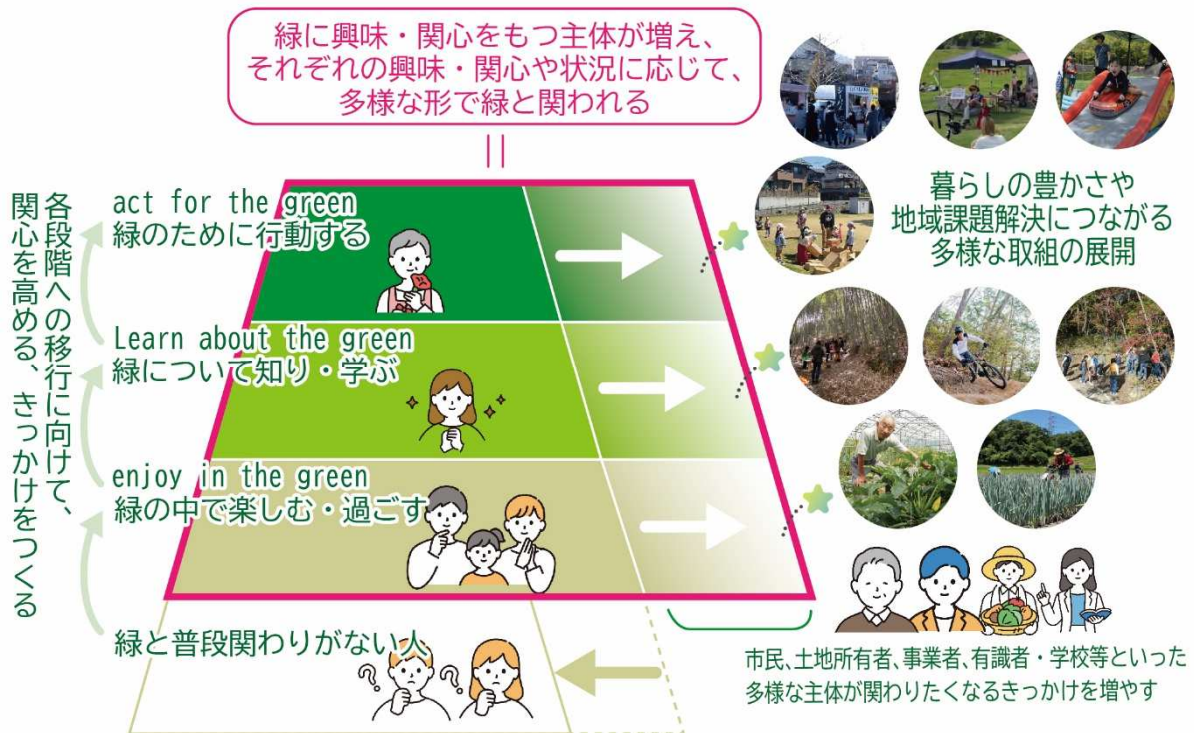
3) 緑との関わりを広げるきっかけづくりについて

本市では多くの市民が緑を本市の魅力と捉えています。しかし、緑に関する活動に関わっている人はまだ少なく、緑と普段関わりがないという人も一定数見られます。そのため、緑との関わりを計画的に広げていくきっかけづくりが必要です。

緑に対して、普段関わりがない状態から主体的に行動するまでには様々な段階があり、本計画では、遊びやレジャー等を通じて「緑の中で楽しむ・過ごす (enjoy in the green)」、「緑について知り・学ぶ (learn about the green)」、「緑のために行動する (act for the green)」の3段階と考えます（下図）。

ライフスタイルや志向は様々であり、市民、土地所有者、事業者、有識者・学校等それぞれの立場で緑に関わりたくなる理由は異なるため、それぞれに応じたきっかけをつくり、緑に関わる人を増やしていく必要があります。また、各段階で緑と関わり、緑をまもり・はぐくみ・いかす人が増えれば、課題解決や暮らしの豊かさに、よりつながっていきます。これまでの取組を基盤に、緑と人の関わりを広げるきっかけづくりに関する取組を計画的に行います。

■緑との関わりを広げるイメージ



2.4. 計画の目標

本計画の目標として、以下に示す「基本目標」および「個別指標」を設定します。

「基本目標」は、緑の基本計画に基づく取組全体の成果として達成を目指す目標値と、各基本方針・推進方針に基づく取組に関わる目標値を設定します。「基本目標」については、中間年度と目標年度に達成状況を確認します。

「個別指標」は、基本目標の達成に特に関連する具体的取組の進捗状況を確認するための指標として設定し、年度ごとに状況を確認します。

■基本目標と個別指標

方針	基本目標 〔中間年度、目標年度で確認〕	個別指標 〔年度ごとに状況確認〕
まもる 緑を	<p>市域に対する緑地の割合 現状(R6) : 48.6% ↓ 中間(R12) : 49.0% 目標(R17) : 49.4%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■地域制緑地の指定面積 ■遊休農地貸出面積 ■里山団体による年間整備面積 ■住み続けたい理由「自然環境が豊か」を選ぶ市民の割合※⁵
はぐくむ 緑を	<p>生駒市全体の花や緑に対して満足している市民の割合※¹ 現状(R6) : 56.4% ↓ 中間(R12) : 60% 目標(R17) : 65%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■開発指導等による公園・緑地面積 ■法令等による建物敷地の緑化面積 ■公園施設や街路樹の更新件数
いかす 緑を	<p>市民主体の公園利用件数 現状(R6) : 46 件/年 ↓ 中間(R12) : 59 件/年 目標(R17) : 74 件/年</p> <p>緑の効果を実感している市民の割合※³ 目標 : 各項目で現状以上 (各項目・現状値については次頁参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■公園や自然の中などに出かけていく頻度※⁵ ■農のあるライフスタイルの実感※⁵ ■市民主体の公園利用件数 ■ガーデニング講座の実施実績
生み出し、拡げる 協創による取組を	<p>花や緑に関わる活動への参加状況※⁴ 目標 : 各項目で現状以上 (各項目・現状値については次頁参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■農地・山・庭木・花壇の手入れや、公園の草刈りなどをする頻度※⁵ ■花や緑に関わる活動等に関する相談件数

※1 市民アンケートで「生駒市全体の花や緑に対して満足している」の間に「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合。

※2 国より示される予定の算定方法をもとに今後把握。目標値は中間見直し時に算定し、検討予定。

※3 市民アンケートで「生駒市の花や緑について、あなたはどのように思いますか？」の問いにおいて、良好な住環境づくり、健康な生活、子育てなどといった各項目について花や緑が役立っていると回答した人の割合。

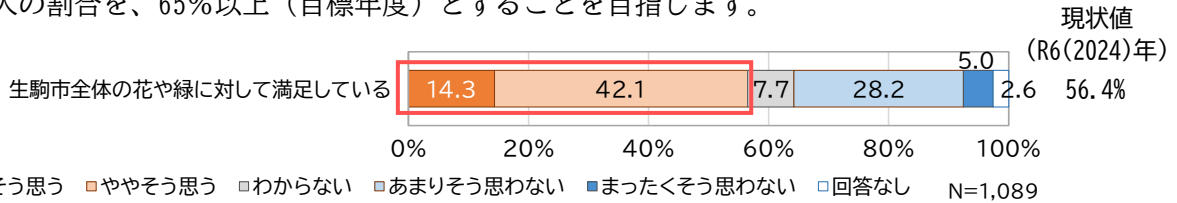
※4 市民アンケートで「あなたは生駒市で行われている様々な花や緑に関わる活動に参加していますか？」の問いにおいて、里山の保全や活用、公園でのマルシェやイベントなどといった活動の各項目について、①「企画・主催者として関わっている」、②「参加している・したことがある」と回答した人の割合。

※5 生駒市市民実感度調査、こども向け実感アンケートから把握。

2. 計画の基本方針

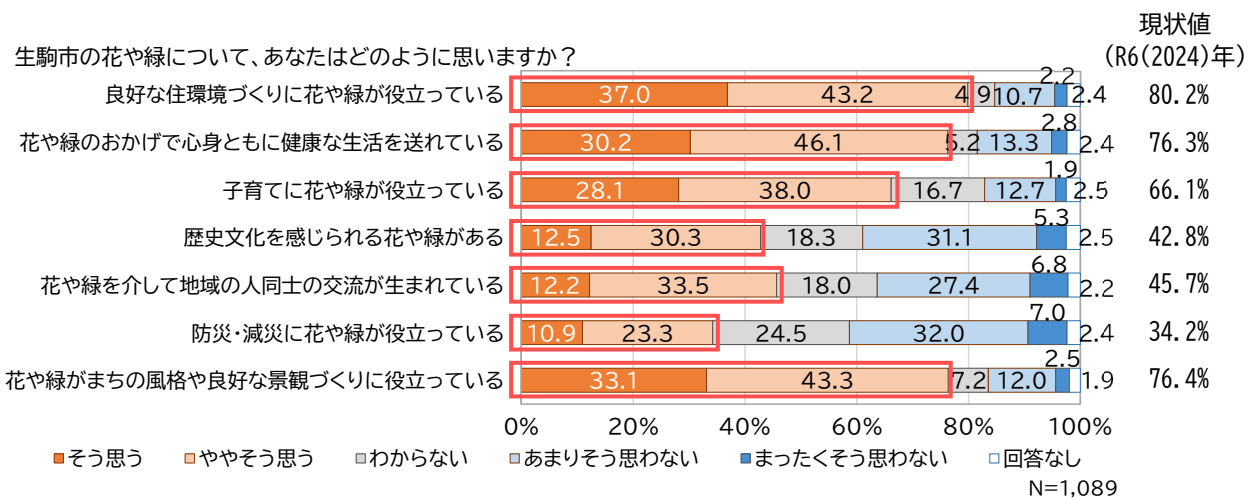
■基本目標：生駒市全体の花や緑に対して満足している市民の割合について

市民アンケートにおいて、「生駒市の花や緑について、あなたはどのように思いますか？」の問いに対して、「生駒市全体の花や緑に対して満足している」の項目について「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合を、65%以上（目標年度）とすることを目指します。



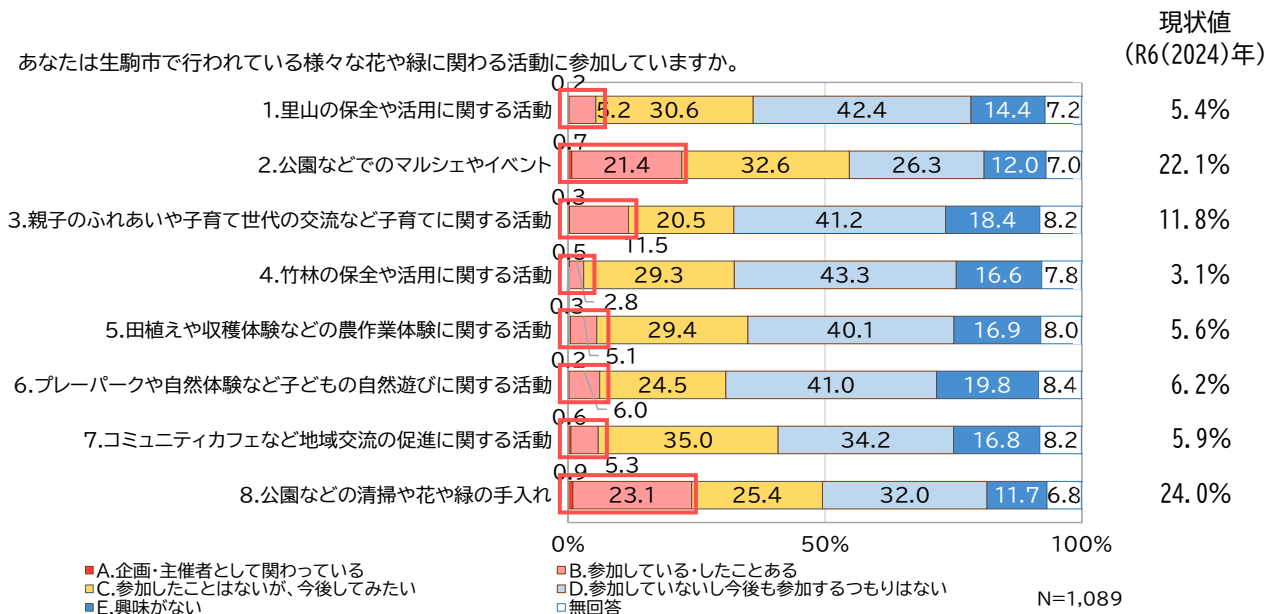
■「緑をいかす」の基本目標：緑の効果を实感している市民の割合について

市民アンケートにおいて、「生駒市の花や緑について、あなたはどのように思いますか？」の問いに対して、暮らしに役立っているか（緑の効果）が実感しやすいに関する7項目について、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合を、現状以上としていくことを目指します。



■「協創による取組を生み出し、拡げる」の基本目標：花や緑に関わる活動への参加状況について

市民アンケートにおいて、「あなたは生駒市で行われている様々な花や緑に関わる活動に参加していますか？」の問いに対して、活動の種類ごとに「企画・主催者として関わっている」「参加している・したことがある」と回答した人の割合を、現状以上としていくことを目指します。



3. 具体的取組

3. 具体的取組

基本方針に基づいて本市の具体的な取組の内容を以下に示します。また、協創による取組の推進に向けて、市民、土地所有者、事業者、有識者・学校等の各主体がどのように関わることができるのか、各主体の関わり方のイメージを示しています。

なお、緑がもつ多様な効果は、SDGs の様々なゴールの達成にも貢献するものであることから、各取組を実施することで達成に貢献すると考える SDGs のゴールをアイコンで示しています。

「緑をまもる(基本方針1)」に関わる取組

取組(1) 生駒市のシンボルとなる自然環境をまもる

生駒山系や矢田丘陵等山地・丘陵の森林について、法規制により保全を図るとともに、森林の手入れや危険木の除去等に取り組みます。また、竜田川や富雄川等の河川について、奈良県と連携した流域治水に関する取組や、河川水質の改善等に多様な主体と連携して取り組みます。



取組(1)-① 山地・丘陵の保全



行政の役割

□ 住宅等生活の安全に影響する危険木への対応や、緩衝地帯（バッファゾーン¹¹）による獣害対策を通じた農地・住宅地への被害防止等、安全・安心の向上に取り組みます。

- 多様な主体の自主的な里山保全活動を支援するため、補助金や安全講習開催等の技術的支援、活動場所の提供、活動の広報等、様々な活動支援を地域社会と協力し取り組みます。
- 山地・丘陵の保全・活用にあたり、土地所有者の意向を踏まえ、本市独自制度や、法令に基づく新たな制度、財源を積極的に検討します。
- 森林経営管理制度の活用に向け、推進体制の整備や、森林所有者の意向調査等、必要なプロセスを踏んで検討を進めます。
- 本市の貴重な観光資源である生駒山や、矢田丘陵・高山地区の自然環境をいかし、観光コンテンツや市民の Well-being（幸福度）向上の場として、豊かな自然環境を適切に保全します。
- 森林集約化による効率的な森林施業の推進について、関係者と協議しながら導入・実施を検討します。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方



- 山地・丘陵の保全に関する活動の実施、活動やイベントへの参加 …等



土地所有者の関わり方


- 所有地にかかる各種法規制の遵守
- 活動や調査・研究場所としての提供
- 各種支援制度を活用した森林等の保全 …等

¹¹ バッファゾーン：有害鳥獣が生息する奥山と農地や市街地など、その間に位置する里山林に設ける緩衝地帯。

 <p>事業者の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●CSR 活動¹²としての山地・丘陵での保全活動を通じた緑の保全 …等
 <p>有識者・学校等の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●森林整備等に関する知識・技術的支援 ●森林整備等に関する調査・研究場所としての活用 …等

取組(1)－② 河川・水辺の保全



 <p>行政の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 大和川流域の治水対策の推進に奈良県と連携して取り組み、河川流域の安全・安心を守っていきます。 □ 心地よく過ごせる河川環境づくりや、水際の動植物等の生物多様性に配慮した取組の推進のため、河川改修に際しては、過ごしやすい空間づくりや水際の動植物が生息できる環境の再生等に、奈良県と連携して取り組みます。 □ 河川・水辺に生息する希少種の保護や、生き物調査等を市民や研究機関等と連携して実施し、河川の状況把握や再生の取組の促進につなげます。 □ 竜田川・富雄川沿いの並木や花壇づくり等、美しい河川景観や水辺に親しめる環境保全を市民や事業者等と連携して継続・推進していきます。 □ 河川・水辺の水質改善のため、公共下水道の整備や、合併処理浄化槽への転換促進等、多様な主体と連携した取組を引き続き進めます。
--	---

各主体の関わり方のイメージ

 <p>市民の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●河川の美化活動等、水辺の環境保全に関する活動への参加 ●河川沿いの花壇づくり ●希少種の保護や生きもの調査に関する活動 ●公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換 …等
 <p>土地所有者の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●農業用施設の維持管理 …等
 <p>事業者の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●CSR 活動としての河川の美化活動等、水辺の環境保全に関する活動への参加 ●河川沿いの花壇づくり ●希少種の保護や生きもの調査に関する活動 ●公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換及び事業所排水に関する規制の遵守 …等
 <p>有識者・学校等の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●水辺の環境保全等に関する知識・技術的支援 ●希少種の保護や生きもの調査等 ●河川の状況把握や再生の取組 …等

¹² CSR 活動：企業が社会や環境に配慮し、地域貢献や環境保全などの活動を通じて、社会的責任を果たす取組のこと。

取組(2) 市民の暮らしの身近にある自然環境をまもる

まちなかの樹林地、農地やため池等、市街地の身近に存在する自然環境について、市街地に残る貴重な緑として、安全性の確保や景観形成等都市環境の向上を目指すとともに、動植物の生態にも配慮しながら保全を図ります。



取組(2)-① まちなかの樹林地の保全



行政の役割

- ❑ 倒木等による人命や家屋等に関わる災害を未然に防止するため、特に市街地の斜面地で大木化・老木化が進む市が所有する樹林地（市有緑地等）において、危険木等の計画的な伐採や間伐、土砂災害防止のための緑化対策等により、保全整備を図ります。
- ❑ 宝山寺周辺やくろんど池周辺等の並木や樹木等、歴史景観や観光資源として市内外の人を惹きつける貴重な緑を、適切な維持管理や更新により引き続き保全します。
- ❑ 「保護樹木・保護樹林」の指定や、県指定文化財に指定されている照葉樹林等の指定継続等により、身近にある貴重な緑の保全を図るとともに、歴史的価値のある社寺林の保全を促進します。
- ❑ 民有の樹林地において、樹林地の特性や土地所有者意向等を踏まえ、本市独自制度や法令に基づく新たな制度、財源を積極的に検討します。
- ❑ 多様な主体の自主的な里山保全活動を支援するため、補助金や安全講習開催等の技術的支援、活動場所の提供、活動の広報等、様々な活動支援を地域社会と協力し取り組みます。【再掲】

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 「保護樹木・保護樹林」の指定
- 樹林地の保全に関する活動の実施、活動やイベントへの参加 …等



土地所有者の関わり方

- 所有地にかかる各種法規制の遵守
- 活動や調査・研究場所としての場所の提供
- 各種支援制度を活用した樹林地等の保全 …等



事業者の関わり方

- CSR 活動としての樹林地での整備活動を通じた緑の保全
- 大学・研究機関が行う調査研究への協力 …等



有識者・学校等の関わり方

- 樹林地に関する知識・技術的支援
- 樹林地に関する調査・研究場所としての活用

…等

取組(2)－② 農地・ため池の保全



行政の役割

- 農地が有する多面的な機能を発揮できるよう、遊休農地活用事業をはじめ、様々な遊休農地対策に取り組み農地の保全を図ります。
- 農家組合、水利組合等によるため池、水路等の農業用施設等の整備を支援し、持続的な農地の保全を図ります。
- 奈良県と連携した大和川流域の流域対策として、ため池の貯留機能を確保するとともに、多面的機能の維持を図ります。
- 市街化区域内の農地については、土地所有者の意向により、生産緑地の指定による保全を引き続き図ります。
- 半農半X支援、土地所有者と就農希望者とのマッチング、農地集積・集約化、農業法人の確保に向けた検討等、生業としての農業の成立を目指した取組を推進することで、農地としての保全を引き続き図ります。
- 生産者と飲食店や消費者をつなぐ「いこまレストラン」の開催、各自治会での移動販売、小高い農業や地場野菜等の販売流通促進などにより、持続的な農地の保全を図ります。
- 遊休農地対策につながる活用の促進として、地域コミュニティによる活用、企業の社会貢献活動の場、障がい者就労の場、粗放的利用への誘導等の様々な形での維持管理・活用を図ります。
- 遊休農地の活用について、生産基盤以外での多面的な機能を発揮できる手法を検討します。
- 有害鳥獣被害防止対策として、バッファゾーンの整備等の里山の管理強化による鳥獣被害の抑制を行い、農地の保全を図ります。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 遊休農地活用事業の利用
- 地場野菜の購入・消費 …等



土地所有者の関わり方

- 遊休農地活用事業への登録
- 調査・研究場所としての農地の貸出
- 就農を目指した農地の貸出 …等



事業者の関わり方

- CSR 活動としての遊休農地の活用 …等



有識者・学校等の関わり方

- 遊休農地の活用等に関する専門知識・技術支援 …等

特別緑地保全地区について

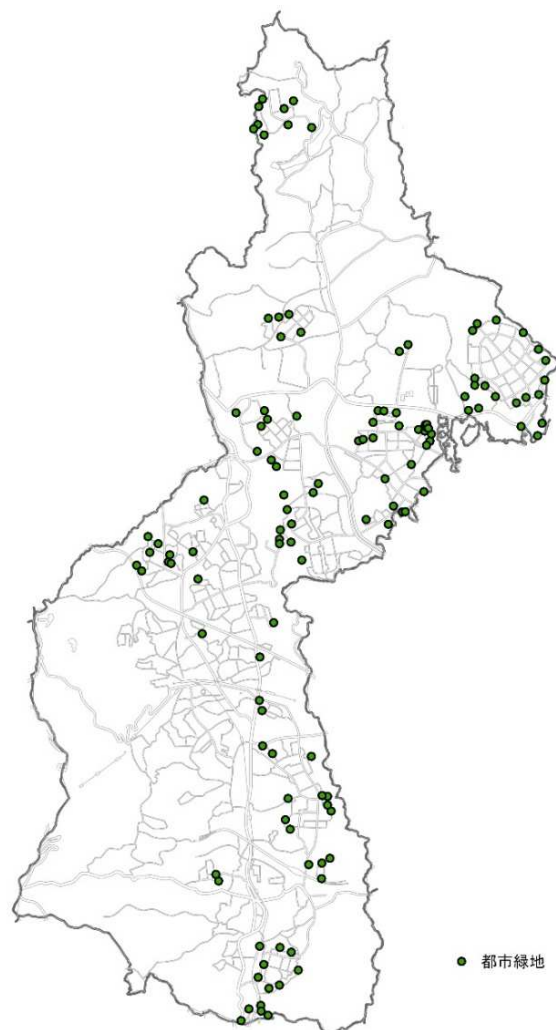
特別緑地保全地区とは、都市における特に良好な自然的環境を形成している緑地を指定するものです。特別緑地保全地区として指定することで、建築行為等の一定の行為を制限し保全を図るとともに、土地所有者には税制面での優遇等のメリットがあります。

令和6（2024）年の都市緑地法の改正において、都市の貴重な緑地を保全するため、特別緑地保全地区における緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備（皆伐・択伐等）が「機能維持増進事業」として位置付けられました。

本市では、住宅地開発とともに生じた斜面林等を都市緑地として指定しており、それらの多くが住宅地と隣接して存在しています。これらの樹林地では老木化や大径木化、竹林の進入等により荒廃が進むことで安全確保のための維持管理上の課題が生じるなど、緑地としての機能が十分に発揮されていない状況となっています。

そのため、これらの樹林地を特別緑地保全地区として指定し、「機能維持増進事業」として危険木等の計画的な伐採、竹林の拡大を抑制する伐採等の整備を図ることで、災害防止のための遮断地帯や緩衝地帯となる緑地を確保することや、間伐と更新による地域固有種の植生回復や動植物の生息・生育地としての保全、都市における貴重な緑の景観創出を目指します。また、伐採木の利活用の促進や、竹製品生産団体と連携した竹材の再利用等の活用促進に取り組みます。

■本市の都市緑地位置図



「緑をはぐくむ(基本方針 2)」に関わる取組

取組(1) 公園をはぐくみ、まちの魅力・活力を高める

地域特性や市民ニーズを踏まえた公園づくりや、樹木の機能を最大限に引き出す維持管理等に取り組めます。また、生駒山麓公園等では、公園の魅力向上と維持管理の効率化を進めます。



取組(1)－① 地域の特性やニーズに応じた公園の再整備



行政の役割

□ 公園施設長寿命化計画等に基づく公園施設の更新に当たっては、安全確保や維持管理の効率化を図るとともに、地域の実情やニーズに応じた公園施設の更新・機能の転換を図ります。

- 近年の異常気象に伴う猛暑に対応する暑熱対策として、日陰となる休憩施設や緑陰をつくる高木の維持管理等、こども達が安全に安心して利用できる公園づくりに取り組めます。
- 地域特性やニーズに応じた特色ある公園づくり、更には将来人口密度に相応しい公園の再配置や機能分担について取り組めます。
- 公園の整備・維持管理方針等に関する方針を定めたガイドライン（(仮称)都市公園等の整備・管理方針）を策定します。
- 民間活力を活用した公園再整備や管理運営手法の導入を検討し、魅力向上や維持管理の効率化を図ります。
- 「生駒市地域防災計画」等に位置づけられている公園は、災害時に指定避難所等に避難する際の地区ごとの集合場所や救援活動の場として活用できるよう、平常時の維持管理や、地域防災力の向上に資するコミュニティ活動等での活用を促進します。また、防災施設の充実等、公園の防災機能向上に向けた検討を進めます。
- 住宅地の開発等に伴い、要綱等に基づき公園を設置する場合は、地域特性や周辺の既存公園の状況等を踏まえながら必要な機能を検討し開発事業者等と協議を行います。
- 公園の特性を踏まえたインクルーシブ遊具の導入を進めるとともに、生駒山麓公園での障がい者就労支援等を継続し、障がいの有無によらず楽しみ・関わることのできる公園を目指します。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方



- 公園の計画や整備等に関する市民ワークショップへの参加
- 地域防災力を高めるコミュニティ活動の実施、活動への参加 …等



土地所有者の関わり方

- 公園用地としての土地の提供 …等

3. 具体的取組

 事業者の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ●Park-PFI 制度等、公園の整備・再整備や管理運営への参画 ●開発等に伴う要綱等に基づく公園の設置 …等
 有識者・学校等の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ●公園計画、官民連携に関する知識・技術的支援 ●調査・研究場所としての活用 …等




取組(1)－② 公園の質の向上と維持管理の効率化



□ 安全面、景観形成、緑陰等日陰の形成による暑熱対策等、樹木の機能を最大限に引き出すため、健全で質の高い樹木を育成する樹木管理に取り組みます。

- 近年の異常気象に伴う猛暑に対応する暑熱対策として、日陰となる休憩施設や緑陰をつくる高木の維持管理等、こども達が安全に安心して利用できる公園づくりに取り組みます。【再掲】
- 公園の清掃・草刈り等の維持管理を地元自治会やイベント主催者等の公園利用者と引き続き連携して行うことで、公園への愛着を育むとともに、維持管理の効率化を図ります。
- 公園施設長寿命化計画等に基づく公園施設の更新に当たっては、安全確保や維持管理の効率化を図るとともに、地域の実情やニーズに応じた公園施設の更新・機能の転換を図ります。【再掲】
- 民間活力を活用した公園再整備や管理運営手法の導入を検討し、魅力向上や維持管理の効率化を図ります。【再掲】

■各主体の関わり方のイメージ

 市民の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ●公園の清掃や樹木の手入れ等、緑の維持管理に関する活動への参加 ●公園利活用に関する活動等 …等
 事業者の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ●公園の清掃や樹木の手入れ等、緑の維持管理に関する活動への参加 ●指定管理者としての公園施設や樹木の維持管理、公園サービスの提供 …等
 有識者・学校等の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ●公園計画、官民連携に関する知識・技術的支援 ●調査・研究場所としての活用 …等

取組(2) 広場・道路の緑をはぐくみ、まちの魅力・活力を高める

多様な効果を発揮するグリーンインフラとして、街路樹等の道路の緑を健全な状態で維持管理するとともに、新たなまちづくりが予定されている各駅周辺においてオープンスペースの確保と緑化によるまちの魅力と活力の向上を図ります。



取組(2)-① 街路樹等の道路の緑を確保し、健全な状態に維持する



行政の役割

- 様々な効果を発揮する健全な街路樹の育成と通行の安全確保を目指して、街路樹の実態と課題を整理し、適正化に向けた方針・計画を策定した上で、地域の実情やニーズに応じた更新等を計画的に取り組みます。
- 既存の街路樹等については、まちの景観形成や木陰の形成による暑熱対策等、樹木の機能を発揮できるよう、適切な維持管理に努めます。
- 地域住民等と連携した道路清掃や植栽管理を通じた道路づくりについて、引き続き協創の取組を行います。
- 新たなまちづくりが予定されている地区等では、地区の特性に応じた緑の整備を検討します。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 道路空間での清掃活動への参加
- 道路の安全面での日常的な点検・報告（根上がり、支障枝等） …等



事業者の関わり方

- 街路樹や植栽の手入れ等、緑の維持管理に関する活動への参加
- 道路空間での清掃活動への参加
- 道路の安全面での日常的な点検・報告（根上がり、支障枝等） …等



有識者・学校等の関わり方

- 街路樹等の緑の維持管理に関する知識・技術的支援
- 調査・研究場所としての活用 …等



取組(2)－② オープンスペースの緑の質を高め、まちの魅力・活力を高める



行政の役割

- 生駒駅周辺において、エリアの価値や魅力の向上に向けた景観形成や公民連携によるまちづくり、居心地が良く歩きたくなるまちづくりに向けた取組等を進めており、道路等におけるオープンスペースの確保や緑化推進により、本市の都市拠点としてふさわしい空間形成を検討します。
- 学研北生駒駅周辺では新たなまちづくり事業が計画されており、区画整理事業に伴う新たなオープンスペースの確保や統一感のある緑化の推進を地権者や事業者と連携して図ります。
- 市民や事業者等の多様な主体による花壇等の緑化や維持管理を支援するため、技術的支援、場所の提供、地元調整、花苗等の支援等を継続して行います。
- 生駒駅等本市の顔となる駅前には、四季を感じられる草花を市民等とともに植栽し、継続的に適切な維持管理と良好な景観形成に取り組めます。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 駅前広場等のオープンスペースでの緑化や緑の維持管理に関する活動への参加
- 社会実験等への参加、意見 …等



事業者の関わり方

- 駅前広場等のオープンスペースでの緑化や緑の維持管理に関する活動への参加
- まちづくりに関する提案・支援・事業推進
- 社会実験等への参加、意見 …等



有識者・学校等の関わり方

- 官民連携によるまちづくり等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究場所としての活用（社会実験への参画等） …等

取組(3) 建物敷地の緑をはぐくみ、まちの環境を整え、魅力・活力を高める

各種公共施設や民有地の建物敷地において、景観法や都市計画法等に基づき、景観面や生物多様性保全等の観点から緑化と適切な維持管理を推進し、都市環境の改善やまちの魅力・活力の向上を図ります。

取組(3)-① 公共施設の緑化と緑の維持管理



行政の役割

□ 公共施設の維持管理や更新に際しては、各施設の立地や特性に留意しつつ、緑の量の確保に努めるとともに、生物多様性保全や景観、暑熱対策等の緑の機能を引き出すような緑の質の確保を推進します。

- 「花のまちづくりセンター」では、学校等の公共施設において、地域住民や生徒・児童・保護者等による花壇等を推進するため、技術的支援、花苗等の支援等を継続して行います。
- 地域の魅力を高めるよう緑化や景観に関する協議等に当たり、緑の効果に留意した基準の充実化やガイドラインの作成について検討します。
- 「花のまちづくりセンター」においては、市民に親しんでもらえるガーデニングに取り組むとともに、刈草や剪定枝等を堆肥化し、花苗の育成に活用する等、植栽の維持管理作業で生じる発生材の循環利用を推進します。
- 生駒山麓公園野外活動センター等において、こども達の木育につながる取組を検討します。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 公共施設での緑化や緑の維持管理に関する活動への参加 …等



事業者の関わり方

- 公共施設での緑化や緑の維持管理に関する活動への参加
- 公共施設の設計・整備に際して、緑化基準やガイドラインの遵守 …等



有識者・学校等の関わり方

- 学校での花壇等の緑化活動への参加、活動場所の提供
- 景観形成、緑化技術等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究場所としての活用（緑化技術等） …等



取組(3)－② 民有地の緑化と緑の維持管理



行政の役割

- 民有地の緑化に関する協議等に際しては、各施設の立地や特性に留意しつつ、緑の量の確保に努めます。
- 景観まちづくり相談等の制度を活用しながら、景観、暑熱対策や生物多様性保全等の緑の機能を引き出すような緑の質の確保につながる健全な維持管理や有効活用を促進します。
- 地域の魅力を高めるよう緑化や景観に関する協議等に当たり、緑の効果に留意した基準の充実化やガイドラインの作成について検討します。【再掲】
- 住宅地の庭先や集合住宅等の花や樹木を育む市民一人ひとりの活動を、隣近所からまち全体へと発展させていくため、「花のまちづくりセンター」による支援の充実を図ります。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 敷地内における庭先等での植栽、緑の維持管理 …等



土地所有者の関わり方

- 敷地内における緑化、緑の維持管理
- 調査・研究場所としての提供 …等



事業者の関わり方

- 敷地内における地域の魅力向上に資する植栽、緑の維持管理
- 設計・整備に際して、緑化基準やガイドラインの遵守 …等



有識者・学校等の関わり方

- 景観形成、緑化技術等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究場所としての活用 …等

「緑をいかす(基本方針3)」に関わる取組

取組(1) 緑の活用を促進し、市民生活の向上に役立てる

山地・丘陵の自然環境から、公園やオープンスペースの緑といった都市の身近な緑まで、市民生活の向上の視点から各種緑の活用を促進します。

取組(1)-① 山地・丘陵の活用の促進



行政の役割

- 生駒の山地・丘陵をいかした観光コンテンツや PR について、観光協会や事業者等と連携しながら検討し実施します。
- 生駒山麓公園の魅力向上に向けて、生駒山麓公園のポテンシャルを最大限に引き出すことができる再整備と管理運営方法について検討します。
- 多様な主体の自主的な里山保全活動を支援するため、補助金や安全講習開催等の技術的支援、活動場所の提供、活動の広報等、様々な活動支援を地域社会と協力し取り組みます。【再掲】
- 森林整備により発生した伐採木の活用により、活動の収益化や、脱炭素社会への貢献を図ります。また、伐採竹の有効活用として、地域の竹製品生産団体との連携を図り、生産資材として買取されるような仕組みづくりを検討します。
- 山地・丘陵の保全・活用にあたり、土地所有者の意向を踏まえ、本市独自制度や、法令に基づく新たな制度、財源を積極的に検討します。【再掲】

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 観光コンテンツの実施・提供・参加、SNS等による情報発信
- 山地・丘陵の保全整備に関する活動の実施、活動への参加、講習会への参加 …等



土地所有者の関わり方

- 山地・丘陵において市民が活動可能な場所の提供
- 各種支援制度等の活用
- 調査・研究場所としての提供 …等



事業者の関わり方

- 観光コンテンツの実施・提供、SNS等による情報発信
- 山地・丘陵の保全整備に関する活動の実施、活動への参加、講習会への参加
- 指定管理者としての魅力向上、維持管理の効率化 …等



有識者・学校等の関わり方

- 森林の保全・整備・活用、伐採木・伐採竹の活用等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究場所としての活用 …等



取組(1)－② 河川・水辺の活用の促進



行政の役割

- 自然環境教育等、河川や水辺環境の活用に、市民や事業者等と連携して取り組みます。
- 河川敷の花づくり、河川環境の保全に関する啓発・清掃活動等に、市民や学校、各団体等と連携して引き続き取り組みます。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 河川・水辺の環境保全に関する活動への参加
- 生きものの生息・水辺空間の活用に関する活動への参加 …等



事業者の関わり方

- 河川・水辺の環境保全に関する活動の実施、活動への参加
- 生きものの生息・水辺空間の活用に関する活動の実施、活動への参加
- 調査研究活動への協力 …等



有識者・学校等の関わり方

- 河川・水辺の保全・活用等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究場所としての活用 …等



取組(1)－③ まちなかの樹林地の活用の促進



行政の役割

- 多様な主体の自主的な里山保全活動を支援するため、補助金や安全講習開催等の技術的支援、活動場所の提供、活動の広報等、様々な活動支援を地域社会と協力し取り組みます。【再掲】
- 樹林地整備により発生した伐採木の活用により、活動の収益化や、脱炭素社会への貢献を図ります。また、伐採竹の有効活用として、地域の竹製品生産団体との連携を図り、生産資材として買取されるような仕組みづくりを検討します。【再掲】
- 民有の樹林地において、樹林地の特性や土地所有者意向等を踏まえ、本市独自制度や法令に基づく新たな制度、財源を積極的に検討します。【再掲】

■各主体の関わり方のイメージ



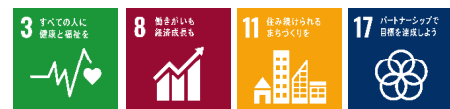
市民の関わり方


- 樹林地での活動の実施、活動への参加、講習会への参加 …等

 <p>土地所有者の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹林地での活動場所の提供 ● 各種支援制度等の活用 ● 調査・研究場所としての提供 …等
 <p>事業者の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査研究活動への協力 ● 各種支援制度等の活用 …等
 <p>有識者・学校等の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹林地の保全・活用等に関する知識・技術的支援 ● 調査・研究場所としての活用 …等




取組(1)－④

農地・ため池の活用の促進



 <p>行政の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 新たな農業の担い手への支援として、農業技術の習得機会提供や半農半X支援等を、土地所有者や就農希望者の意向を踏まえながら促進します。 □ 生産者と飲食店や消費者をつなぐ「いこまレストラン」の開催、各自治会での移動販売、小商い農業や地場野菜等の販売流通等の促進等、経営的視点での支援を推進します。 □ 障がい者や高齢者、フリースクール生等の活躍機会や、将来的な農業の担い手不足解消につながるよう、福祉事業者等と連携を図りながら農地利用の拡大を促進します。 □ 市が実施する市民農園に加え、農業者や企業による市民農園や体験型市民農園の開設、地域コミュニティによる活用等、市民や事業者等による遊休農地の更なる活用促進に取り組みます。
--	---

■各主体の関わり方のイメージ

 <p>市民の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊休農地の活用に関する活動の実施、活動への参加 ● 市民農園等での農業体験 ● 就農に向けた農業技術に関する講習会等への参加、農地の借用 ● 営農活動の実施 ● 地場野菜等の購入・消費 …等
 <p>土地所有者の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊休農地を活用した農業体験の機会・場の提供 ● 就農希望者への農地の貸出 ● 調査・研究対象としての農地の貸出 …等
 <p>事業者の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊休農地の活用に関する活動の実施、活動への参加 ● 市民農園の開設、運営 …等

3. 具体的取組



有識者・学校等の関わり方

- 遊休農地の活用等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究対象としての活用 …等

取組(1)－⑤ 公園の活用の促進



行政の役割

- 公園利用の利便性を高めるため、公園情報に関する発信等を、必要なデータを整備しつつ推進する等、公園に関わる DX 化を推進します。
- 民間活力を活用した公園再整備や管理運営手法の導入を検討し、魅力向上や維持管理の効率化を図ります。【再掲】
- 市民や事業者等が主体となった公園利活用を促進するため、各種申請の DX 化、公園利活用の事例発信、必要に応じた地元調整、手続きを円滑に進めるための支援等を行います。
- 自治会等への出前講座等を通じて、公園の利用状況やこどもの遊びを取り巻く状況について理解を深め、地域の公園のあり方を考える機会を提供します。
- 「生駒市地域防災計画」に位置づけられている公園等は、災害時に指定避難所等に避難する際の地区ごとの集合場所や救援活動の場として活用できるよう、平常時の維持管理や、地域防災力の向上に資するコミュニティ活動等での活用を促進します。また、防災施設の充実等、公園の防災機能向上に向けた検討を進めます。【再掲】
- 公園の清掃・草刈り等の維持管理を地元自治会やイベント主催者等の公園利用者と引き続き連携して行うことで、公園への愛着を育むとともに、維持管理の効率化を図ります。【再掲】

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 公園での花づくり活動、清掃、地域交流
- 日常的な公園の利活用
- 地域の公園の利用ルールやマナーに関する話し合い、関係者との調整 …等



事業者の関わり方

- 公園での花づくり活動、清掃、地域交流
- 日常的な公園の利活用
- 指定管理者等としての公園施設や樹木の維持管理、公園サービスの提供 …等



有識者・学校等の関わり方

- 公園計画、官民連携に関する知識・技術的支援
- 調査・研究対象としての活用 …等

取組(1)－⑥ 広場・道路の緑の活用の促進



行政の役割

□ 生駒駅・南生駒駅周辺や学研北生駒駅周辺における拠点整備に当たり、オープンスペースや道路空間、植栽等を活用して、地元住民や事業者等の多様な主体によるエリアの魅力向上に向け検討します。

□ 市民や事業者等の多様な主体による花壇等の緑化や維持管理を支援するため、技術的支援、場所の提供、地元調整、花苗等の支援等を継続して行います。【再掲】

□ 「花のまちづくりセンター」において、ガーデニング講座や各種講座の運営協力をしていただく「花と緑のまちづくりサポーター」の育成を推進し、市内各地での緑化推進や維持管理について助言や支援を継続して実施できるボランティアリーダーとしての人材の育成や体制づくりを進めます。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- オープンスペース等での花づくり
- オープンスペース等の活用や緑化活動についての相談・提案・実施
- 地域住民等による道路の清掃 …等



事業者の関わり方

- オープンスペース等での花づくり
- オープンスペース等の活用や緑化活動についての相談・提案・実施
- 事業者や従業員等による道路の清掃
- まちづくりに関する提案・支援・事業推進 …等



有識者・学校等の関わり方

- 官民連携によるまちづくり等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究対象としての活用 …等

取組(1)－⑦ 建物敷地の緑の活用の促進



行政の役割

□ 学校の花壇、学級菜園、学校林やビオトープ等水際の動植物の生息・生育が観察できる環境等、こども達の学習や情操教育の場として学校敷地等の緑の活用を促進します。

□ 「花のまちづくりセンター」では、学校等の公共施設において、地域住民や生徒・児童・保護者への技術的支援、花苗等の支援等を通して、教育やコミュニティ活動等、様々な分野と連携した緑の活用を促進します。

□ 民有地の緑化について、景観まちづくり相談等の制度を活用しながら、緑の質の向上につながる取組を推進します。

□ 住宅地の庭先や集合住宅等の花や樹木を育む市民一人ひとりの活動を、隣近所からまち全体へと発展させていくため、「花のまちづくりセンター」による支援の充実を図ります。【再掲】

□ 公共施設等において、森林環境譲与税を活用した建築物の木質化を検討します。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 公共施設における緑化や緑の維持管理、環境学習に関する活動等の参加
- 「花のまちづくりセンター」等での講座・講習会への参加
- 「花のまちづくりセンター」での「ガーデンボランティアの活動
- 「ガーデンボランティア」による各地域での活動実施や技術支援
- 自宅の庭や軒先等の緑化 …等



土地所有者の関わり方

- 敷地内における緑化、緑の維持管理
- 調査・研究対象としての提供 …等



事業者の関わり方

- 公共施設における緑化や緑の維持管理、環境学習等に関する活動の実施、活動への参加
- 民有地における緑化や緑の維持管理、環境学習等に関する活動の実施
- 景観まちづくり相談の活用 …等



有識者・学校等の関わり方

- 緑化技術、景観まちづくり相談、環境学習等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究対象としての活用 …等

「協創による取組を生み出し、広げる(推進方針)」に関わる取組

取組(1) 多様な主体が緑と関わるきっかけづくり

これまでに掲げた取組を進めるためには、緑と関わる人を増やすことが重要です。そのため、「緑の中で楽しむ・過ごす」「緑について知り・学ぶ」「緑のために行動する」の各段階（P54 参照）で緑と関わる人が増えるとともに、それぞれの意欲や希望に応じて各段階へ移行できるよう、きっかけづくりや支援に取り組めます。

取組(1)－① 緑を楽しむ・過ごす機会づくり:enjoy in the green



行政の役割

□ 市民や事業者等と連携した、多様な主体・目的による自然体験や公園等の活用を促進することにより、日常の中で気軽に緑の中で過ごす体験を増やします。

□ 緑に関する活動・人の情報発信をし、緑に関心を持つきっかけを増やします。

□ 公園の基礎情報や公園利用者のニーズに合った情報を発信し、公園の利用を促進します。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 緑に関するイベントや自然体験、保全に関する活動への参加
- SNS での投稿等による緑の楽しみ方に関する情報発信
- 公園での子育て支援活動等、各分野での緑の活用 …等



土地所有者の関わり方

- 活動場所等としての提供 …等



事業者の関わり方

- 緑に関するイベントや自然体験、保全に関する活動等の実施、活動への参加
- SNS での投稿や自社広報等による緑の楽しみ方に関する情報発信 …等



有識者・学校等の関わり方

- 緑の利活用やプレイスメイキング等に関する知識・技術的支援
- 調査・研究対象としての活用 …等

取組(1)－② 緑について知り・学ぶ機会づくり : learn about the green



行政の役割

- 本市ホームページや SNS 等を活用した季節ごとの花や緑に関する情報等、本市の花や緑について知る機会となる情報発信を継続して取り組みます。
- 市民・事業者・専門家等と連携して、様々な花や緑の知識や技術に関する講座の開催等、習熟度や目的に応じて学ぶ機会づくりに取り組みます。
- 講座の修了生や花・緑の活動に取り組む市民、活動の情報発信に秀でた団体等、多様な主体が、知識や技術を互いに教え合える機会づくりを促進します。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 緑に関するイベントや自然体験、保全に関する活動への参加
- 緑に関する講座や講習会、体験会の開催、参加 …等



土地所有者の関わり方

- 活動場所等としての提供 …等



事業者の関わり方

- 緑に関するイベントや自然体験、保全に関する活動等の実施、活動への参加
- 緑に関する講座や講習会、体験会の開催、参加 …等



有識者・学校等の関わり方

- 調査・研究対象としての活用
- 緑に関する講座や講習会、体験会の講師
- 学校での緑化活動等の参加 …等

取組(1)－③ 緑の活動を支援する取組の推進:act for the green







行政の役割

- 活動を始めたい市民や事業者等に向けて、市有地の提供や、民有地活用に向けたマッチングの仕組みづくりを検討します。
- 「花のまちづくりセンター」において、ガーデニング講座や各種講座の運営協力をしていただく「花と緑のまちづくりサポーター」の育成を推進し、市内各地での緑化推進や維持管理について助言や支援を継続して実施できるボランティアリーダーとしての人材の育成や体制づくりを進めます。【再掲】
- みどりの基金や、国・県・市・民間等の補助金等の活用、クラウドファンディング等、資金確保に関する多様な手法を検討するとともに、活用の促進を図ります。
- 花や緑に関する各種表彰への推薦、活動に関わる取材や情報発信等、活動の顕彰を継続して行うほか、市民や事業者等の緑化に対する意識の醸成並びに活動意欲の維持を図るための施策を検討します。

- 市民や事業者等からの相談や各種補助金等に関する情報提供に取り組みます。
- 市民等が主体となった公園利活用を促進するため、各種申請のDX化、公園活用の事例発信、必要に応じた地元調整、手続きを円滑に進めるための支援等を行います。【再掲】

■各主体の関わり方のイメージ

 <p>市民の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑に関するイベントや自然体験、保全に関する活動への参加 ● 緑の活用や緑化活動についての相談・提案・実施 ● 花や緑に関する各種表彰への応募 ● 緑の活用を通じた緑の保全整備 ● みどりの基金への寄附 …等
 <p>土地所有者の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動場所等としての提供 ● 各種支援制度等の活用 …等
 <p>事業者の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑に関するイベントや自然体験、保全に関する活動等の実施、活動への参加・支援 ● 各種支援制度等の活用 ● 調査・研究対象としての提供 ● みどりの基金への寄附 …等
 <p>有識者・学校等の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑に関する知識・技術的支援 …等

取組(2) 多様な主体が関わる協創の機会・場づくり

多様な主体の協創を促進するため、市民、土地所有者、事業者、有識者・学校等、行政が対話する機会・場を創出します。協創による取組拠点として、「花のまちづくりセンター」や「ららポート」等を活用し、協創による花と緑のまちづくりを推進します。



取組(2)－① 協創できる機会・場づくり



行政の役割

- 本計画に記載する取組を協創により進めるため、市民、事業者、有識者・学校等、行政等の多様な主体が協創できる機会・場を創出します。
- 活用可能な行政支援策等の紹介や、活動場所・人材のマッチング等を行う相談窓口として促進します。
- 緑に関する取組を地域コミュニティ、防災、こども・子育て・教育、生涯学習、福祉等、異分野と連携する機会・場づくりを進めます。

■各主体の関わり方のイメージ



市民の関わり方

- 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加
- 協創による取組の相談、提案、実施



土地所有者の関わり方

- 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加
- 協創による取組の相談、提案、実施



事業者の関わり方

- 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加
- 協創による取組の相談、提案、実施



有識者・学校等の関わり方

- 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加
- 協創による取組の相談、提案、実施



取組(2)－② 協創を促進する環境づくり



行政の役割

- 「花のまちづくりセンター」を本計画に関する協創の推進拠点とし、様々な取組を広げるための情報発信の拠点とします。
- 他分野との連携が必要な取組の推進に当たっては、「市民活動推進センターららポート」など、本市各課間で連携して取組を進めます。
- 「生駒市協創対話窓口」や「いこまSDGsアクションネットワーク」、企業や大学との「連携協

定」等、民間事業者や研究機関と連携して地域課題を解決する仕組みを活用し、緑に関する課題解決や魅力創出に多様な主体が関わることを促進していきます。

■各主体の関わり方のイメージ

 <p>市民の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加 ● 協創による取組の相談、提案、実施
 <p>土地所有者の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加 ● 協創による取組の相談、提案、実施
 <p>事業者の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加 ● 協創による取組の相談、提案、実施
 <p>有識者・学校等の関わり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「多様な主体が協創できる機会・場」への参加 ● 協創による取組の相談、提案、実施

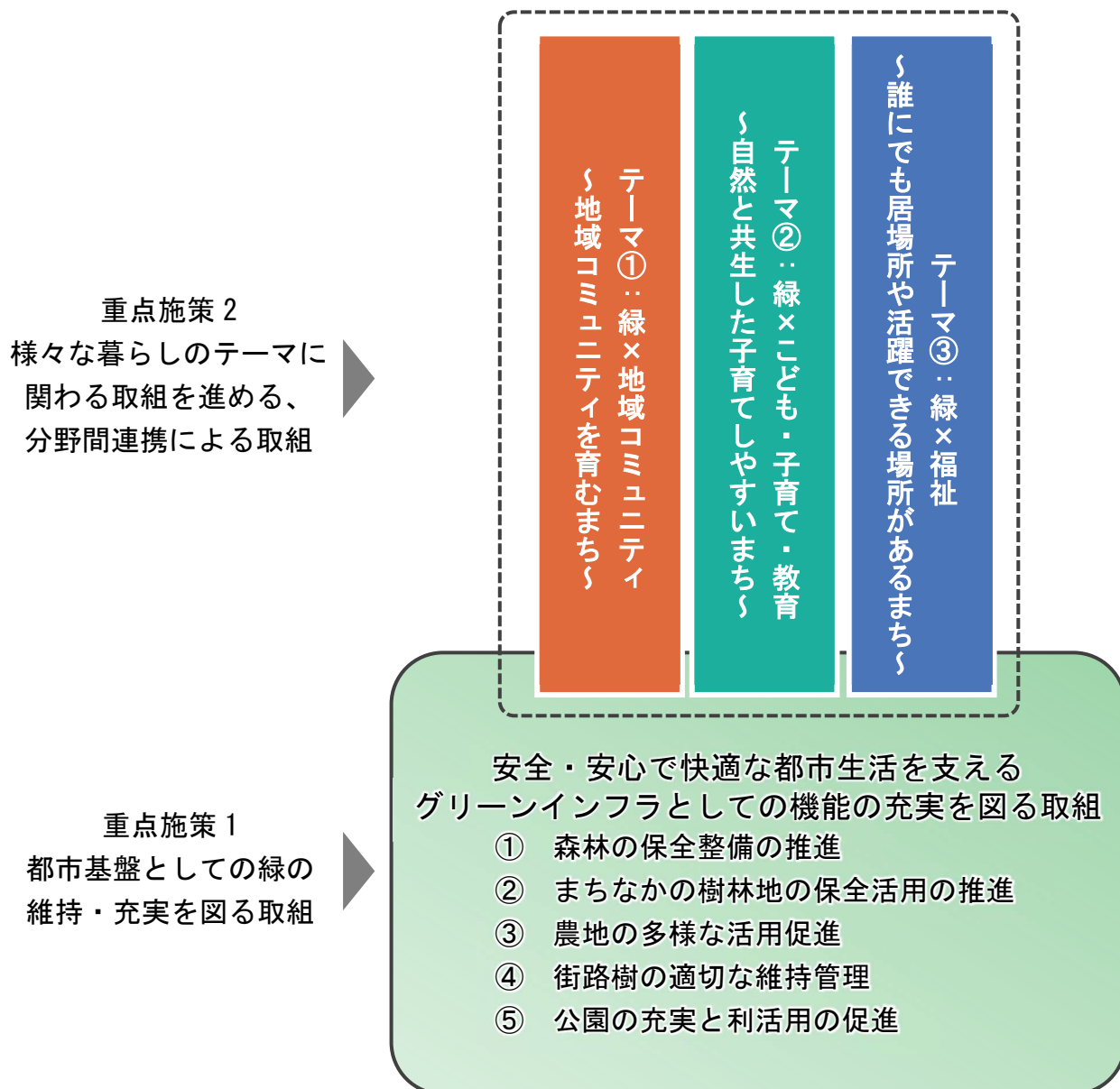
4. 重点施策

4.1. 重点施策の基本的な考え方

緑の将来像の実現に向けて、特に重要と考える取組を重点施策として設定します。本計画においては、安全・安心で快適な都市生活を支えるグリーンインフラとしての機能を発揮させるために最も重要といえる緑の質の確保に向けて、都市基盤としての緑の維持・充実を図る取組を「重点施策1」とします。

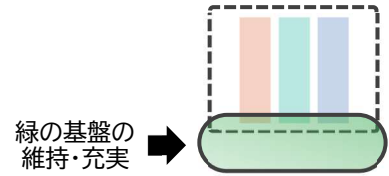
また、市民の暮らしの質の向上に緑を最大限にいかして、様々な暮らしのテーマに関わる取組を進めるためには、緑の分野だけではなく他分野と連携した取組が重要です。そのため、分野間で連携して相乗効果を生み出す複数の取組を「重点施策2」として、特に力を入れて取り組んでいきます。

■重点施策の構成



4.2. 重点施策1 都市基盤としての緑の維持・充実を図る取組

安全・安心で快適な都市生活を支えるグリーンインフラとしての機能の充実を図るため、以下について重点的に取り組めます。



重点施策1-① 森林の保全整備の推進

■森林の適切な整備・活用

緑をまもる

緑をいかす

荒廃する森林が増加する一方、本市では林業が盛んでないため、多様な主体による森林整備が必要です。活動の継続的な支援や、主体の多様化、森林環境の活用促進、収益化の仕組みづくりに取り組めます。

○多様な主体による森林整備の推進

森林整備に取り組む団体等に対し、補助金や安全講習開催等の技術的支援、活動場所となる森林等の提供、機器の確保、活動の広報等、活動に必要なことを継続的に支援します。

○森林資源の有効活用の推進

森林保全に関わる活動の収益化や、脱炭素社会への貢献を図るため、森林整備活動で発生した伐採木や伐採竹の利活用を、情報発信やマッチング、生産資材として買取されるような仕組みづくり等を検討します。

重点施策1-② まちなかの樹林地の保全活用の推進

■まちなかの樹林地の保全整備

緑をまもる

主に民間開発に伴い住宅地や道路等に隣接して設置され、市が管理する市有緑地は、緑の景観形成やヒートアイランド抑制、生態系の保全、里山団体等の活動場所になっています。市街地の多くが開発から約40年が経過する中、大木化・老木化が進んでおり、計画的な間伐等の整備による安全確保が重要となっています。

○緑地等の保全整備事業

市有緑地121箇所（約51ha）で大木化・老木化した樹木の倒木による市民等への被害を未然に防ぐため、危険度に応じて順次、間伐等を中心とした整備を適切に実施します。

○まちなかの樹林地を保全する新たな制度の活用

都市緑地法改正により、市や土地所有者が所有するまちなかの樹林地を保全する制度が拡充されています。特別緑地保全地区等の制度を活用した保全整備に取り組めます。

重点施策1-③ 農地の多様な活用促進

■新たな農の担い手の確保

緑をまもる

緑をいかす

遊休農地の増加の背景として農業従事者の高齢化や担い手不足が顕著となっている中、就農へのきっかけづくりや、多様な主体が農に関わりやすくなる取組が必要です。

○「半農半X支援事業」

就農に向けた講習会の開催や、短期・短時間の就農機会の創出、繁忙期における援農の仕組みづくり、新たな担い手への農地の斡旋等、新たな担い手の育成と多様な農業への関わり方を促進します。

○地域計画を受けた農地活用事業

農地利用の将来の姿を明確化した地域計画に基づき、地域のニーズを聞きながら、農地の貸し手の抽出や耕作する必要がなくなった農地を登録する農地バンク制度の活用の促進、受け手（担い手）とのマッチングによる遊休農地の有効活用等に取り組みます。

■農業者支援の推進

緑をまもる

緑をいかす

農地の保全には持続可能な農業の実現が不可欠であり、稼ぐ農業を広げていくことが必要です。農家が稼げるよう生産性の高い農業への転換を図るとともに、販売流通の促進と消費者向けの情報発信、市内自給率の向上につながる取組を進めます。

○「生駒市スマート農業推進事業補助金」

持続可能な農業に向けて「もうかる農業」を実現するため、市内農業者による先進的栽培技術設備等の購入やICT¹³を活用した鳥獣対策への支援を行います。

○地元野菜等の販売促進

自給的農家が生産している野菜など、未流通の地場野菜の流通を促進するため、生産者と飲食店や消費者をつなぐ「いこまレストラン」の開催、各自治会での移動販売、小商い農業などの支援に取り組み地産地消を推進します。

重点施策1-④ 街路樹の適切な維持管理

緑をはぐくむ

■街路樹の計画的な管理・更新

街路樹が持つ、歩行者の安全確保や運転者の視線誘導をはじめ、まちの景観形成や生物多様性保全、緑陰形成等の効果を発揮させるため、枝葉の成長による視認性の妨げ、根上りによる通行障害、樹勢衰退による倒木リスクを軽減するとともに、維持管理費の削減に向けた取組を進めます。そのため、街路樹の実態と課題を整理し、適正化に向けた方針・計画を策定したうえで、地域の実情やニーズに応じた更新等を計画的に取り組みます。

○街路樹管理計画の策定

様々な効果を発揮する健全な街路樹の育成と通行の安全確保を目指して、車道、歩道の幅員や交差点の形状に応じた街路樹の整備基準を定めるとともに、安全性や経済性を考慮した上で街路樹の更新、間引き、樹種変更等を含めた管理計画を策定し、計画的に実施します。

¹³ ICT：コンピュータやインターネット、通信技術を活用して、情報の収集・共有・活用を行う技術の総称。

重点施策1-⑤ 公園の充実と利活用の促進

■公園の機能・施設等のマネジメント 緑をはぐくむ

公園施設の多くが更新時期を迎え、中長期的な安全確保や維持管理の効率化が必要です。また、地域特性や地域住民のニーズ、周辺公園の機能等を踏まえた、計画的な施設更新・機能転換が必要です。

○「公園施設長寿命化事業」

都市公園内各施設の定期点検や更新等により、公園施設の安全確保や機能保全、維持管理費用の縮減等を図ります。

○ニーズに応じた公園マネジメントの検討

インクルーシブ要素のある遊具の導入や、地域特性やニーズに応じた特色ある公園づくりに向けて、公園の再配置や機能分担、また、公園の整備・維持管理等に関する方針を定めたガイドライン（(仮称)都市公園等の整備・管理方針）を策定します。

■生駒山麓公園の魅力向上 緑をはぐくむ 緑をいかす

生駒山麓公園は自然豊かな本市最大規模の人気ある公園であり、開園から30年以上が経過し、施設・設備の老朽化、財政負担増大、社会ニーズの変化による一部施設の稼働率低迷等の現状をふまえ、今後のあり方について検討します。

○生駒山麓公園のあり方検討

将来において魅力ある生駒山麓公園とするため、民間活力を導入し、地域特性や利用者等のニーズを踏まえた公園づくりをするとともに、山麓公園のポテンシャルを最大限に引き出すことができる再整備と管理運営方法について検討します。

■多様な主体による公園活用促進 緑をいかす

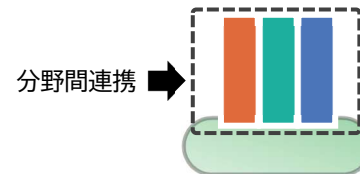
市民等が公園で自主的に行う活用が進むと、遊びやレジャー、子育て・コミュニティ形成等の効果が高まることに加え、公園への関心が高まり公園をいかす取組につなげていくことが期待できます。

○公園利活用促進プロジェクト

市民や事業者等が主体的に取り組む公園の利活用を促進するため、各種申請のDX化、公園利活用の事例発信、必要に応じた地元調整、手続きを円滑に進めるための支援等を行います。

4.3. 重点施策2 暮らしのテーマに関わる取組を進める、分野間連携による取組

市民の暮らしの質の向上に緑を最大限にいかして、様々な暮らしのテーマに関わる取組を進めるためには、緑の分野だけではなく他分野と連携した取組が重要です。そこで、分野を越えて相互に連携しながら取り組むことで相乗効果を生み出す取組を重点施策2として位置付け、特に力を入れて取り組んでいきます。



テーマ①：緑×地域コミュニティ ～地域コミュニティを育むまち～

森林、農地、公園、広場等多様な緑を、地域コミュニティをはぐくむ場所として、地域が主体となった公園の活用や地域特性に応じた公園マネジメント等を通じて地域コミュニティを育む取組を重点的・総合的に実施します。

■関連する具体的取組

分類	具体的取組
まもる： 農地・ため池	<ul style="list-style-type: none"> 遊休農地対策につながる活用の促進として、地域コミュニティによる活用、企業の社会貢献活動の場、障がい者就労の場、粗放的利用への誘導等の様々な形での維持管理・活用を図ります。
はぐくむ： 公園	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設長寿命化計画等に基づく公園施設の更新に当たっては、安全確保や維持管理の効率化を図るとともに、地域の実情やニーズに応じた公園施設の更新・機能の転換を図ります。
はぐくむ： 建物敷地の 緑	<ul style="list-style-type: none"> 「花のまちづくりセンター」では、学校等の公共施設において、地域住民や生徒・児童・保護者等による花壇等を推進するため、技術的支援、花苗等の支援等を継続して行います。
いかす： 農地・ため池	<ul style="list-style-type: none"> 市が実施する市民農園に加え、農業者や企業による市民農園や体験型市民農園の開設、地域コミュニティによる活用等、市民や事業者等による遊休農地の更なる活用促進に取り組めます。
いかす： 公園	<ul style="list-style-type: none"> 市民等が主体となった公園利活用を促進するため、各種申請のDX化、公園活用の事例発信、必要に応じた地元調整、手続きを円滑に進めるための支援等を行います。
いかす： 広場・道路の 緑	<ul style="list-style-type: none"> 「花のまちづくりセンター」において、ガーデニング講座や各種講座の運営協力をさせていただき「花と緑のまちづくりサポーター」の育成を推進し、市内各地での緑化推進や維持管理について助言や支援を継続して実施できるボランティアリーダーとしての人材の育成や体制づくりを進めます。

テーマ②：緑×こども・子育て・教育 ～自然と共生した子育てしやすいまち～

自然豊かな住宅都市としての強みをいかし、こども達にとって自然環境が身近にあり、子育て世代が自然と共生した子育てしやすいまちとしての魅力を実感してもらうため、安全で安心して利用できる身近な遊び場の充実、自然環境の中でのびのびと遊び・学べる場や機会づくりに関する取組を重点的・総合的に実施します。

■関連する具体的取組

分類	具体的取組
はぐくむ： 公園	□ 公園施設長寿命化計画等に基づく公園施設の更新に当たっては、安全確保や維持管理の効率化を図るとともに、地域の実情やニーズに応じた公園施設の更新・機能の転換を図ります。
はぐくむ： 公園	□ 近年の異常気象に伴う猛暑に対応する暑熱対策として、日陰となる休憩施設や緑陰をつくる高木の維持管理等、こども達が安全に安心して利用できる公園づくりに取り組みます。
はぐくむ： 建物敷地の緑	□ 「花のまちづくりセンター」では、学校等の公共施設において、地域住民や生徒・児童・保護者等による花壇等を推進するため、技術的支援、花苗等の支援等を継続して行います。
いかす： 山地・丘陵	□ 多様な主体の自主的な里山保全活動を支援するため、補助金や安全講習開催等の技術的支援、活動場所の提供、活動の広報等、様々な活動支援を地域社会と協力し取り組みます。
いかす： まちなかの 樹林地	□ 多様な主体の自主的な里山保全活動を支援するため、補助金や安全講習開催等の技術的支援、活動場所の提供、活動の広報等、様々な活動支援を地域社会と協力し取り組みます。
いかす： 農地・ため池	□ 市が実施する市民農園に加え、農業者や企業による市民農園や体験型市民農園の開設、地域コミュニティによる活用等、市民や事業者等による遊休農地の更なる活用促進に取り組みます。
いかす： 公園	□ 公園利用の利便性を高めるため、公園情報に関する発信等を、必要なデータを整備しつつ推進する等、公園に関わる DX 化を推進します。
いかす： 公園	□ 自治会等への出前講座等を通じて、公園の利用状況やこどもの遊びを取り巻く状況について理解を深め、地域の公園のあり方を考える機会を提供します。

テーマ③：緑×福祉 ～誰にでも居場所や活躍できる場所があるまち～

誰にでも居場所や活躍できる場所、誰もが一緒に過ごせる場所がある地域づくりを進めるため、農地等を活動場所とした福祉に関する活動の促進や、公園等での環境整備等の取組を重点的・総合的に実施します。

■関連する具体的取組

分類	具体的取組
まもる： 農地・ため池	<ul style="list-style-type: none"> □ 遊休農地対策につながる活用の促進として、地域コミュニティによる活用、企業の社会貢献活動の場、障がい者就労の場、粗放的利用への誘導等の様々な形での維持管理・活用を図ります。
はぐくむ： 公園	<ul style="list-style-type: none"> □ 公園の特性を踏まえたインクルーシブ遊具の導入を進めるとともに、生駒山麓公園での障がい者就労支援等を継続し、障がいの有無によらず楽しみ、関わることのできる公園を目指します。
いかす： 農地・ため池	<ul style="list-style-type: none"> □ 障がい者や高齢者、フリースクール生等の活躍機会や、将来的な農業の担い手不足解消につながるよう、福祉事業者等と連携を図りながら農地利用の拡大を促進します。

4.4. 緑化重点地区の設定について

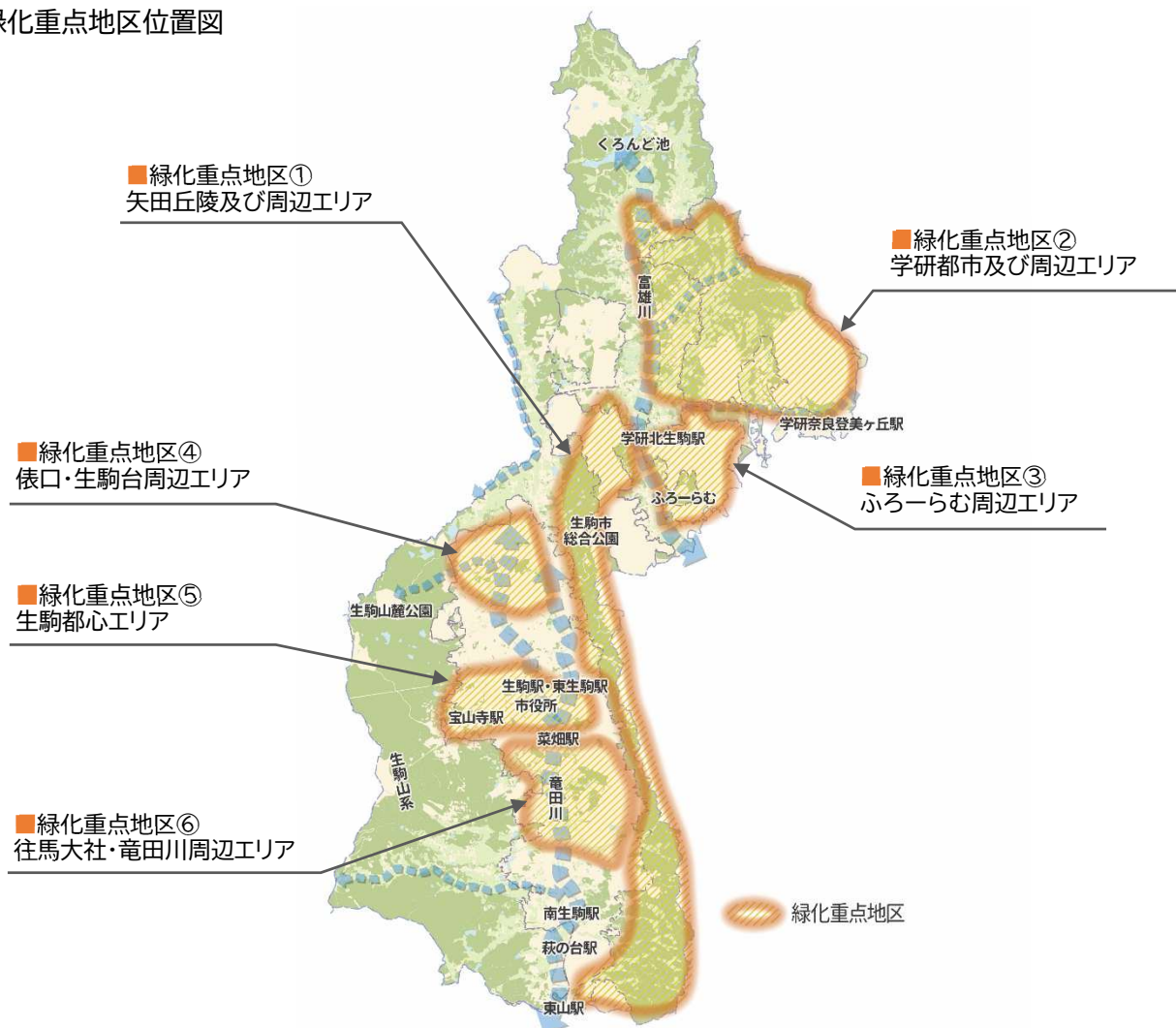
1) 緑化重点地区設定の考え方

「生駒市緑の基本計画(H16)」では、「すでに“花と緑と自然の市民まちづくり”の取組の素地があり、その促進によってさらに高い効果が見込まれる地区」「都市公園の整備に遅れが見られる地区」「住宅地などが開発途上にあり、積極的な緑地の保全、緑化の推進が望まれる地区」を、複合的に緑化を推進するエリアとして6つの「緑化重点地区」を選定し、重点的な緑化の推進を図ってきました。これらの緑化重点地区については、これまでに緑化を進めることで確保してきた緑を維持・保全するとともに、社会情勢の変化等に応じて今後も充実させていくため、引き続き「緑化重点地区」としての取組を展開していきます。

なお、新たなまちづくりを計画的に進めている生駒駅周辺と学研北生駒周辺においては、まちづくりの動向に応じた緑化の推進や利活用の促進を今後進めていく必要があることから、それぞれ「生駒都心エリア」と「ふろーらむ周辺エリア」における該当箇所において重点的な取組を進めます。

また、今後10年間の本市におけるまちづくりの動向は流動的であり、上記の緑化重点地区以外のエリアにおいても、必要に応じて南生駒駅周辺エリアや今後の大規模な住宅地開発の動向を踏まえて指定を検討します。

■緑化重点地区位置図



2) 各地区における取組

各地区の範囲および取組箇所を以下に示します。

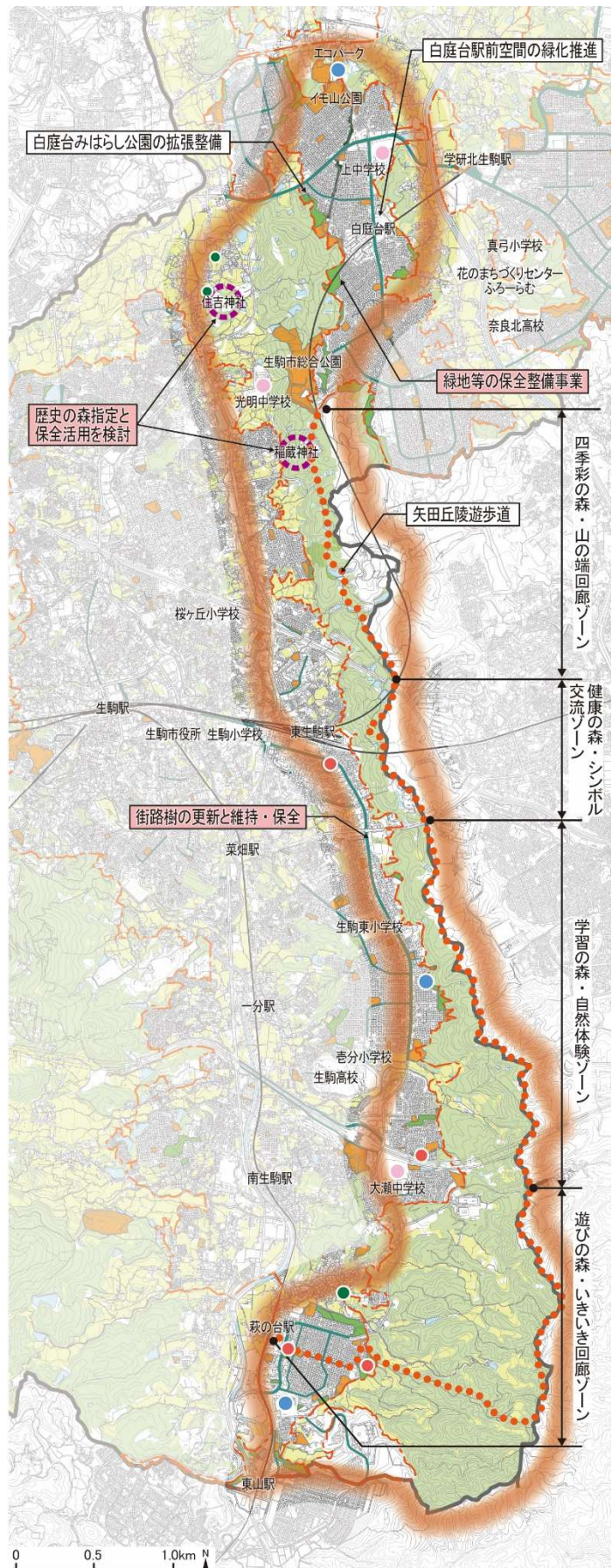
(1) 矢田丘陵及び周辺エリア

本市の緑の骨格として重要な役割を果たす矢田丘陵の緑をまもるとともに、市民が丘陵の環境に親しむ契機として矢田丘陵遊歩道の整備を進めてきました。緑の確保についても、白庭台みはらし公園（近隣公園）の拡張整備や、白庭台駅前空間の緑化推進等に取り組んできました。また、矢田丘陵遊歩道やイモ山公園等では、「里山保全団体」による自主的な樹林地の整備・保全・活用が実施されています。さらに、南田原町や乙田町等においても同様の活動が実施されています。

【今後の取組方針】

- ◆ 矢田丘陵遊歩道や公園等における利活用の促進
- ◆ 住吉神社や稲蔵神社といった寺社と一体となった樹林地の保全・活用
- ◆ 市有緑地等の樹林地の保全整備
- ◆ 街路樹の適正化に向けた方針・計画に基づく更新

- 既存公園の機能充実と利用推進を図る
- 文教施設の緑化を推進する
- 公共・公益施設の緑化を推進する
- 緑地等の保全整備事業
- 寺社と一体の樹林を「歴史の森」として保全活用を検討
- 大規模民間施設の緑化を促進する
- 親水空間として整備・活用を目指す
- 街路樹の更新と維持・保全
- コミュニティパーク事業
- 保護樹木・保護樹林の維持・保全
- 農地の保全・活用
- 樹林地の保全・活用
- 市街化区域境界

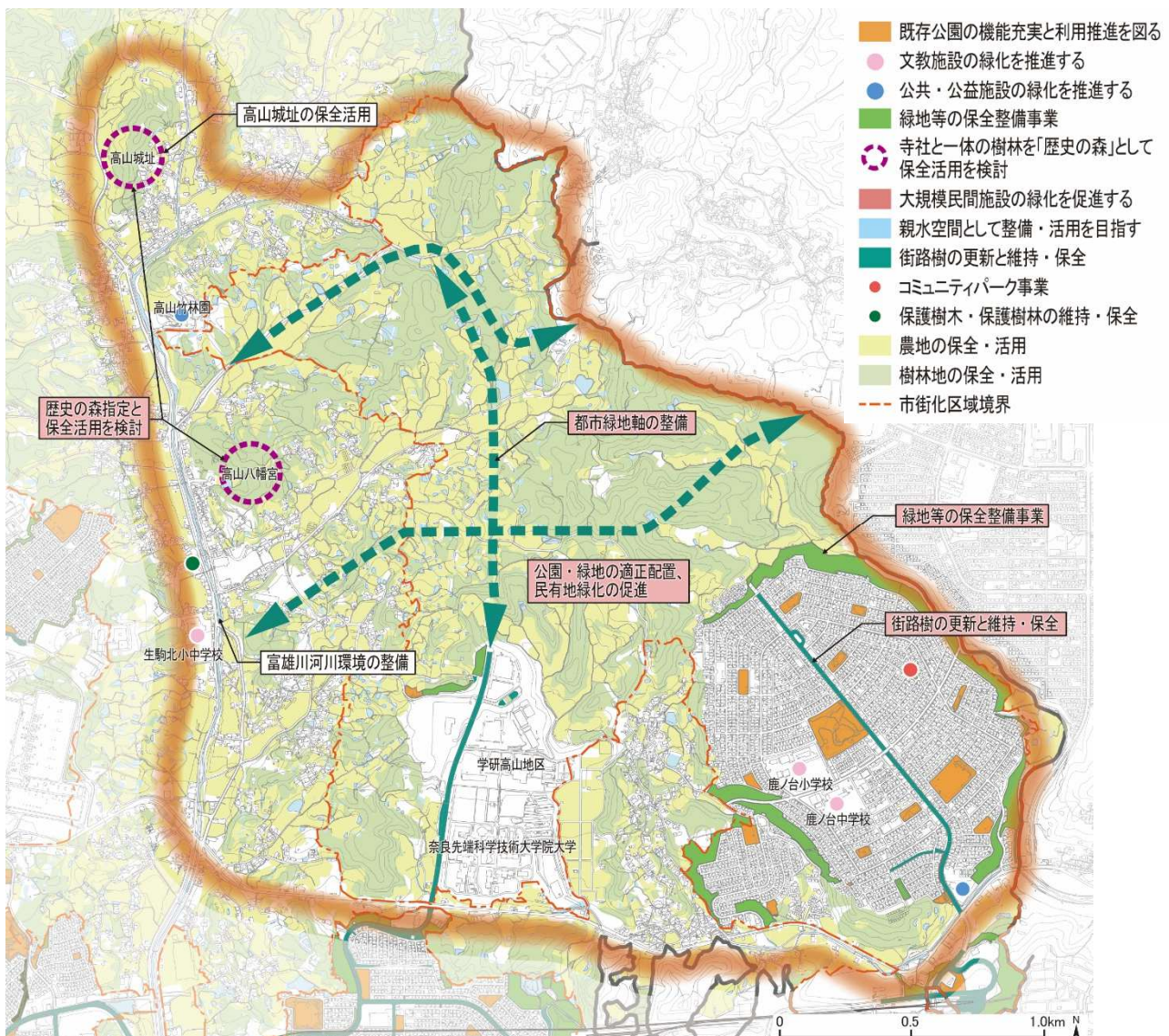


(2) 学研都市及び周辺エリア

北部地域の緑の骨格パターン（P17 参照）に示すように、ツリー型の緑の都市構造を構成している本エリアでは、緑の都市構造を構成する様々な緑を確保するための取組を進めてきました。富雄川や山田川、幹線道路の緑は「緑の幹」として保全を図るとともに、支流河川やそれと連なる樹林地は「緑の枝」として保全・活用を進めてきました。また、「緑の房」となる鹿ノ台や美鹿の台の住宅地では、宅地整備にあわせた新たな公園の整備や庭先の花や緑の充実を促進するとともに、学研高山地区における民有地緑化の推進、高山城址の保全・活用等に取り組んできました。さらに、鹿ノ台地区の緑地においては、「市民団体」による自主的な緑地の整備・保全・活用が実施されています。高山町においても、私有地で同様の活動が実施されています。

【今後の取組方針】

- ◆ 学研高山地区第2工区のまちづくりにおいて周辺環境と調和した「都市と自然環境の共生」に配慮しながら自然的土地利用と都市的土地利用の誘導を図る
- ◆ 都市緑地軸の整備や公園・緑地の適正配置
- ◆ 高山城址や高山八幡宮といった寺社と一体となった樹林地の保全・活用
- ◆ 市有緑地等の樹林地の保全整備や街路樹の適正化に向けた方針・計画に基づく更新

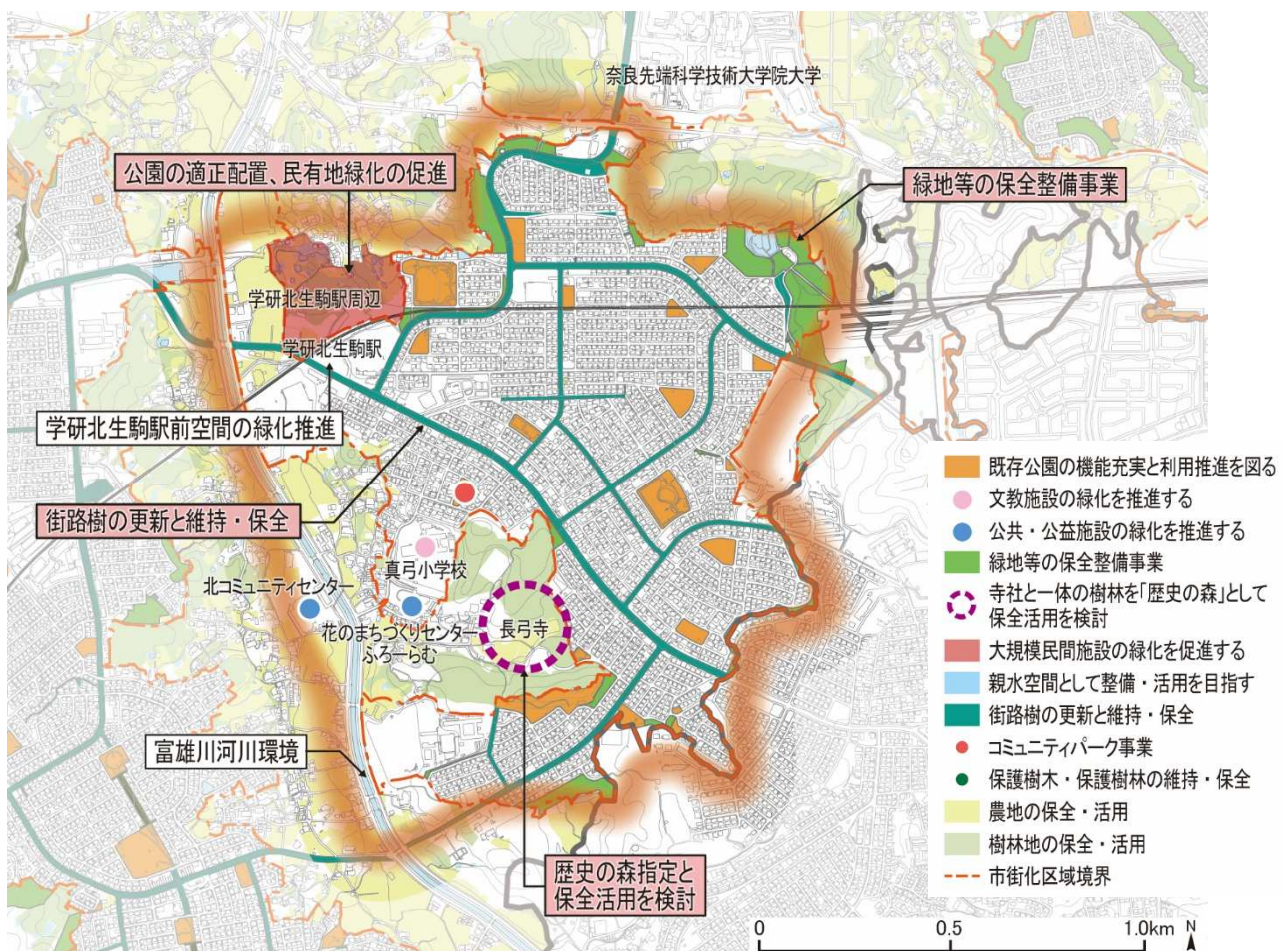


(3) ふろーらむ周辺エリア

本市の“花と緑と自然のまちづくり”の拠点である「花のまちづくりセンター」を核としたモデルエリアとしての役割が期待される地域として、市民との協働による様々な取組を実施してきました。「花のまちづくりセンター」においては、地域の見本となる花や緑の植栽や各種講座や花壇づくりの指導等を通じた花と緑をいかすまちづくりを進めてきました。また、けいはんな線開通による学研北生駒駅前南側広場の整備のほか、県と連携した富雄川の河川環境整備や地域住民との協働による花壇づくり等の取組を進めてきました。さらに、公園・緑地の一部においては、「地域住民」と「里山保全団体」が協働による自主的な整備・保全・花壇づくりが実施されています。

【今後の取組方針】

- ◆ 学研北生駒駅周辺について、学研北生駒駅北地区における新たなまちづくりを進めるに当たり、公園の適正配置や民有地緑化の促進
- ◆ 長弓寺といった寺社と一体となった樹林地の保全・活用
- ◆ 市有緑地等の樹林地の保全整備
- ◆ 街路樹の適正化に向けた方針・計画に基づく更新

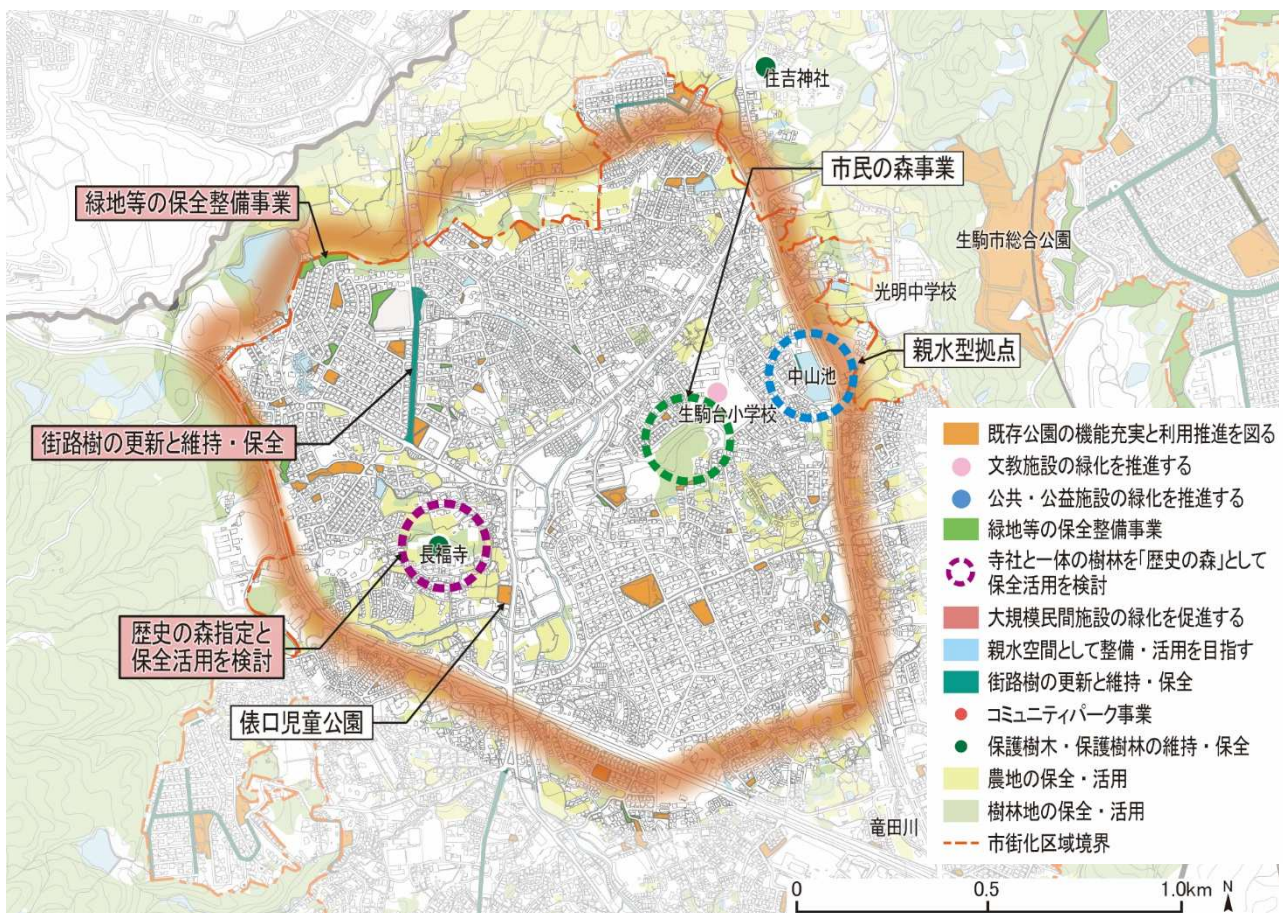


(4) 俵口・生駒台周辺エリア

竜田川の最上流地域に位置し、東西を生駒山系と矢田丘陵に、北側を緩やかな丘陵地に農地が残る市街化調整区域に囲まれる住宅地であり、整備年代の異なる住宅地それぞれにおいて緑化の促進や公園整備を進めてきました。近隣公園等のまとまった規模の公園が存在しませんが、市民の森の整備による樹林地の保全・活用、既存公園（俵口児童公園）の拡張等、緑の確保に取り組んできました。

【今後の取組方針】

- ◆ 長福寺といった寺社と一体となった樹林地の保全・活用
- ◆ 市有緑地等の樹林地の保全整備
- ◆ 市街化区域内に残る農地の保全・活用
- ◆ 街路樹の適正化に向けた方針・計画に基づく更新

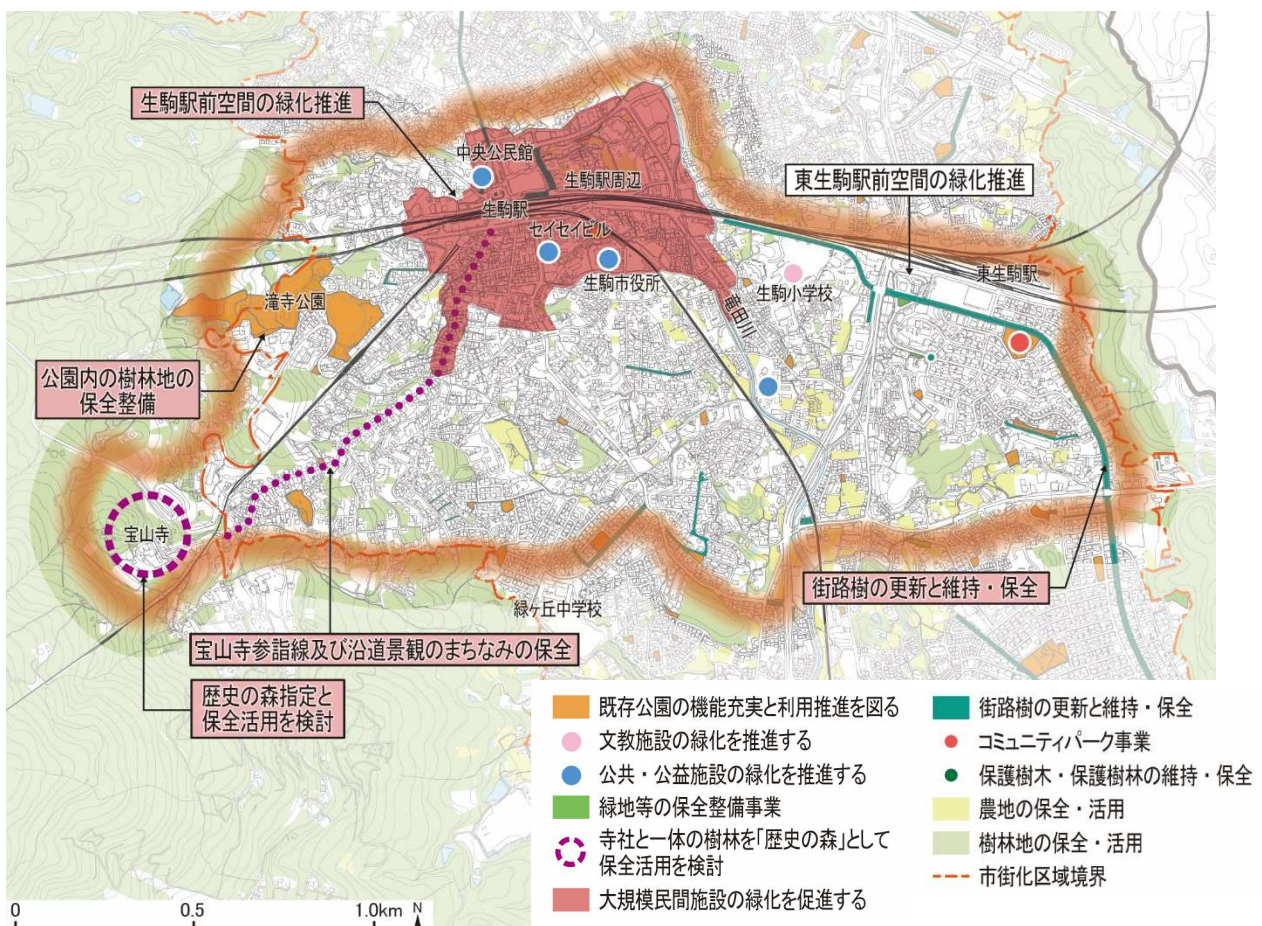


(5) 生駒都心エリア

生駒駅と東生駒駅を核として、生駒山麓から矢田丘陵のすそ野をつなぐように広がるエリアです。高密度な住宅地と商業・業務施設や公共施設が集積しているため、公園等のまとまった緑を確保することが難しいなか、駅周辺における緑の確保に取り組んできました。生駒駅前では、ベルテラスの歩行者専用道や屋上・壁面緑化等の推進の他、北新町広場や谷田いきいき公園の整備を実施しました。東生駒駅前においても、「地域住民」によるモニュメント花壇や中央分離帯の花壇の整備・維持管理を行なっています。

【今後の取組方針】

- ◆ 都心における限られた空間を活用しながら多様な主体と連携したまちなかの緑の充実
- ◆ 宝山寺参詣線及び沿道環境のまちなみ保全による景観形成の展開
- ◆ 生駒駅周辺における居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに向けた取組を進めており、進捗に応じた緑化や利活用等の検討
- ◆ 宝山寺など寺社と一体となった樹林地の保全・活用
- ◆ 公園内の樹林地の保全整備
- ◆ 街路樹の適正化に向けた方針・計画に基づく更新

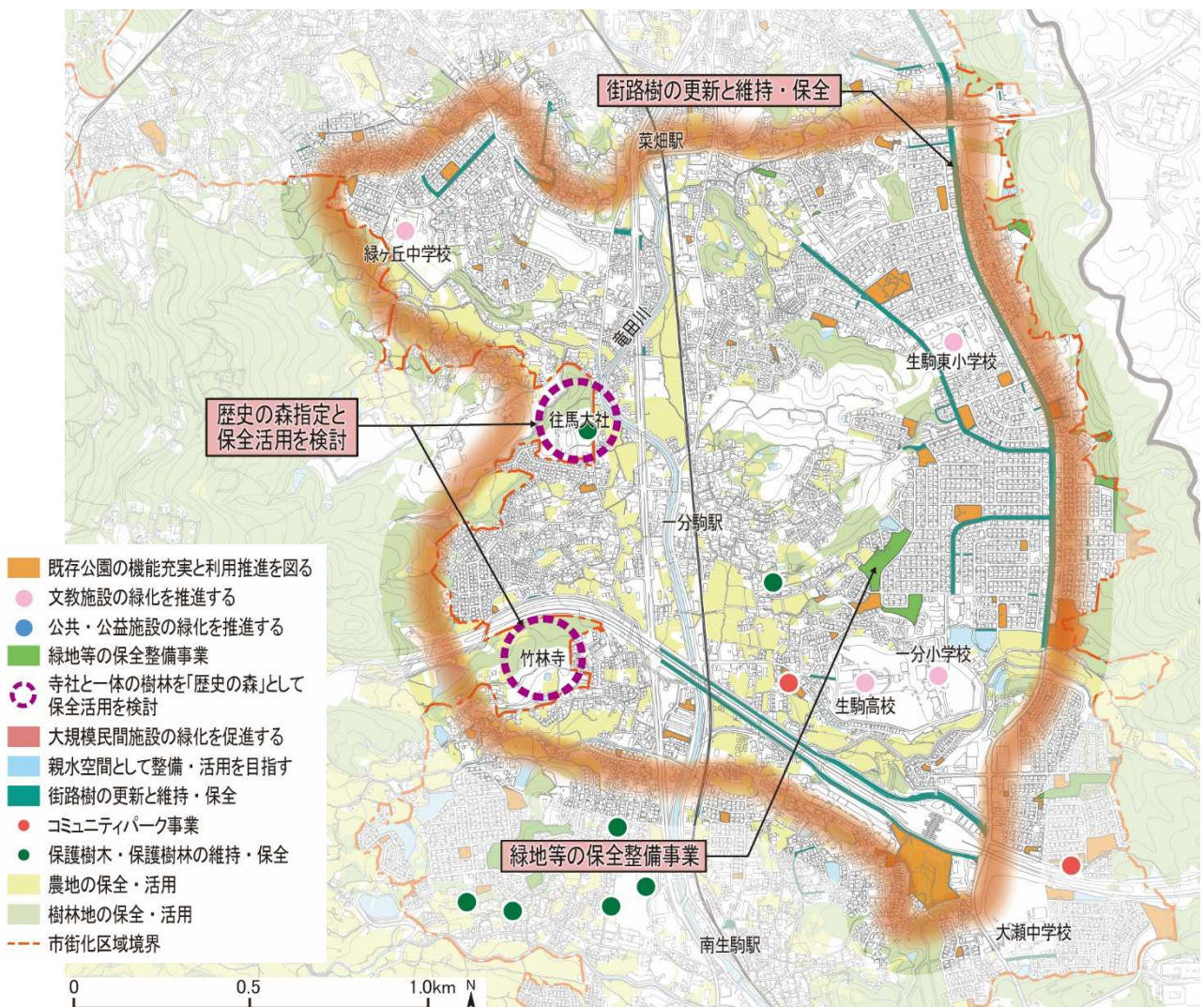


(6) 住馬大社・竜田川周辺エリア

生駒山系の緑が身近に存在し、往馬大社や竹林寺周辺で市街地と最も近づくエリアです。生駒山系と竜田川が接し、川沿いの農地、集落地とその背後の樹林地が帯状に連なって矢田丘陵まで続いています。これまで、緑の将来都市構造に示す「ラダー型」の緑の骨格づくりのモデルとして、この帯状に連なる多様な緑の保全・活用に取り組んできました。

【今後の取組方針】

- ◆ 往馬大社や竹林寺といった寺社と一体となった樹林地の保全・活用
- ◆ 市街化区域内に残る農地や樹林地の保全・活用
- ◆ 市有緑地等の樹林地の保全整備
- ◆ 街路樹の適正化に向けた方針・計画に基づく更新



5. 計画の進捗確認と見直し

5.1. 計画の進捗確認・見直しのスケジュール

本計画に基づく取組の進捗状況について、第2章に示す基本目標および個別指標の達成状況を定期的に確認します。また、具体的取組に記載の各取組について、庁内関係各課への調査やヒアリング等を通じて個別指標の達成状況や取組状況、課題等について毎年確認の上、必要に応じて取組を更新します。

緑の量だけでなく質を、市民生活に根差して評価するため、市民実感度調査および地域幸福度指標の活用等により潜在的なニーズや個人の主観的な課題を定量的に把握します。

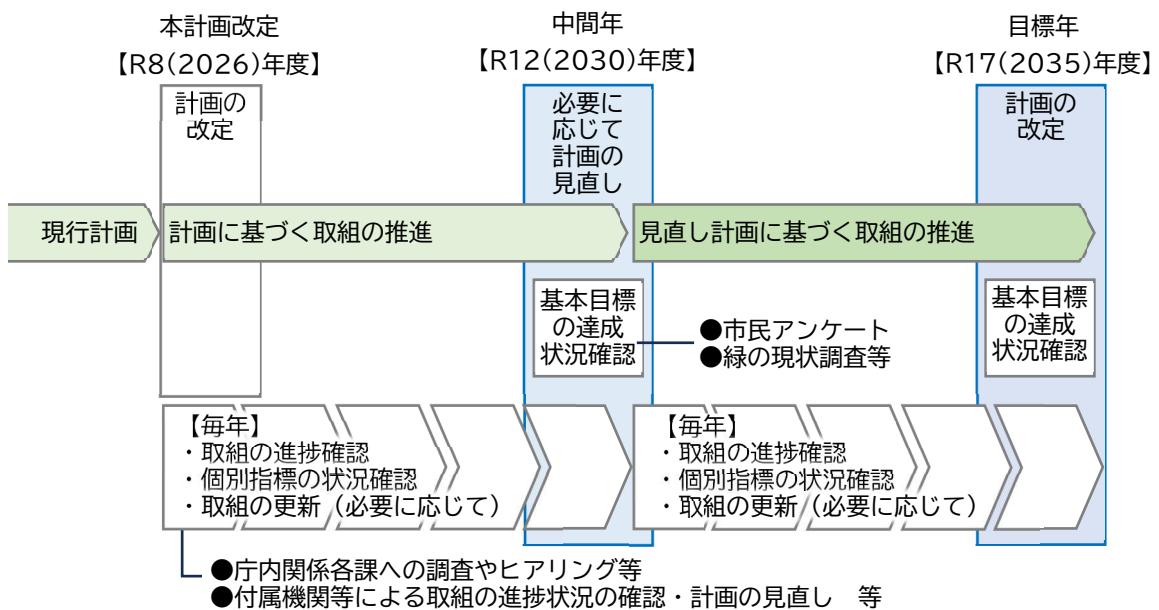
なお、中間年である概ね5年後の令和12(2030)年を目途に、社会情勢の変化や関係法令の改正、上位関連計画の改定等の動向も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

5.2. 計画の進捗確認の体制

本市では、花や緑に関わる市民等が活発に活動しており、“緑のまちづくり”に重要な役割を果たしています。それら市民等や有識者で情報共有する機会により、本計画に基づく取組の進捗状況や計画の見直しについて、定期的に意見又は助言を求め、計画の着実な推進に取り組みます。

また、本計画に掲げた施策の多くは、緑分野にとどまらず、地域コミュニティ、こども・子育て・教育、福祉等、本市の幅広い分野に関わることから、庁内の関係部署との連携を図り、計画を推進していきます。

■計画の進捗確認・見直しのスケジュール



資料編

生駒市緑の基本計画改定懇話会 名簿

本改定にあたっては、市民意見を十分に反映するとともに、専門的知見から計画の充実を図るため、市民および有識者による「生駒市緑の基本計画改定懇話会」を実施しました。懇話会は、主に有識者を中心とした意見交換を行う全体会と、2つのテーマに沿って実践者を中心とした意見交換を行う分科会（公園プレイスメイキング分科会、自然との共生分科会）を開催しました。懇話会の参加者は以下に示します。

■生駒市緑の基本計画改定懇話会 参加者名簿

氏名	所属および役職等	主な参加会議
久 隆浩	近畿大学 総合社会学部 名誉教授	全体会
下村 泰彦	大阪公立大学 名誉教授	全体会
木村 篤信	日本リビングラボネットワーク 代表理事	全体会
田村 康一郎	一般社団法人ソトノバ 共同代表理事	全体会および 公園プレイスメイキング分科会
伊藤 智子	鹿ノ台未来まちづくり会議 副代表	公園プレイスメイキング分科会
福井 美樹	∞MARKET 主催	公園プレイスメイキング分科会
福田 佳明	東新町自治会 会長（自治連合会）	公園プレイスメイキング分科会
松本 光朗	元近畿大学 農学部 教授	全体会および 自然との共生分科会
磯貝 猛	グリーンボランティア「いこま宝の里」 会長	自然との共生分科会
辻野 勝久	萩の台里山保全の会 代表	自然との共生分科会
町矢 真美	一般社団法人 ひらく 代表	自然との共生分科会
森田 広幸	未来農業研究所 代表	自然との共生分科会
井上 良作	生駒市農業振興協議会 会長	自然との共生分科会

改定の経緯

本改定にあたっては、懇話会やパブリックコメント、庁内関係各課との連携を図るための庁内調査等を実施しました。その経緯を以下に示します。

■改定の経緯

実施日	項目	内容等
令和6(2024)年 12月27日	生駒市緑の基本計画改定懇話会 第1回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・生駒市緑の基本計画について ・生駒市の緑の現状と成果・課題 ・改定方針・構成
令和7(2025)年 3月17日	生駒市緑の基本計画改定懇話会 第2回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査について ・基本理念、将来像、基本方針(案)について
令和7(2025)年 3月17日	生駒市緑の基本計画改定懇話会 第1回分科会(自然との共生分科会、 公園プレイスメイキング分科会)	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のまちづくりについて ・緑の基本計画の検討状況(概要)について ・具体的取組(案)について
令和7(2025)年 6~7月	第1回庁内調査 (書面およびヒアリングの実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年策定計画に基づく取組の進捗状況の確認 ・次期計画における新たな取組について
令和7(2025)年 7月18日	生駒市緑の基本計画改定懇話会 第3回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・改定素案について ・具体的取組・重点施策について
令和7(2025)年 8月8日	生駒市緑の基本計画改定懇話会 第2回分科会(自然との共生分科会、 公園プレイスメイキング分科会)	<ul style="list-style-type: none"> ・改定の視点および計画の基本方針について ・計画の推進方策について
令和7(2025)年 10月8日	生駒市緑の基本計画改定懇話会 第4回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・改定素案について
令和8(2026)年 1~2月	第2回庁内調査 (書面およびヒアリングの実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画における新たな取組について ・改定素案の確認
令和8(2026)年 2~3月	第3回庁内調査 (書面およびヒアリングの実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・改定素案の最終確認
令和8(2026)年 3月24日 ~4月22日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案に対する市民意見の聴取
令和8(2026)年 5月19日 ~5月25日	生駒市緑の基本計画改定懇話会に係る メンバーへの確認	<ul style="list-style-type: none"> ・生駒市緑の基本計画の策定案について
令和8(2026)年 6月	生駒市緑の基本計画の策定	

生駒市緑の基本計画改定懇話会開催要項

生駒市緑の基本計画改定懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市における緑地の保全及び緑化の推進に関して定める基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の改定を行うに当たり、外部有識者等の意見又は助言を求めため、生駒市緑の基本計画改定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言をを求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 緑地の保全及び緑化の推進に係る基本的な方針に関すること。
- (2) 基本的な方針に基づいた具体的施策に関すること。
- (3) 施策の推進体制に関すること。
- (4) その他緑地の保全及び緑化の推進に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体の代表者等
- (3) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 市長は、学識経験のある者の中から懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 懇話会の開催期間は、緑の基本計画の改定が終了するまでとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、みどり公園課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月24日から施行する。